

平成 29 年度 NPO 関連予算ヒアリング

2017 年 3 月 1 日 9 時 40 分～17 時 59 分

民進党本部 5F ホール

目次

開 会	1
主催者挨拶	1
本年のヒアリングに当たって	2
外 務 省	5
環 境 省	14
内 閣 府	19
民進党と NPO との意見交換会	30
復 興 庁	44
法 務 省	48
農 林 水 産 省	52
文 部 科 学 省	64
厚 生 労 働 省	75
経 済 産 業 省	88
国 土 交 通 省	96
まとめ・閉会の挨拶	103

午前9時40分開会

開 会

○高比良正司座長（NPO 推進ネット理事長） おはようございます。また今年も平成 29 年度になりますが、NPO 関連予算の公開ヒアリングの場を持つことができました。全国各地からきょうも多くのご参加を予定しております。

主催者挨拶

○高比良座長 まず最初にご挨拶をいただきます。参議院議員の民進党団体交流委員長の羽田雄一郎さんからお願いいたします。よろしくどうぞ。

○羽田雄一郎民進党団体交流委員長（参議院議員） 皆さんおはようございます。きょうは全国からお集まりをいただきまして、ありがとうございます。ただいまご紹介をいただきました民進党で団体交流委員長を務めさせていただいております参議院議員の羽田雄一郎でございます。長野県選出であります。民主党時代からこの NPO 予算のヒアリングをずっと続けてきておりまして、民進党になりましてもしっかりと続けていこうということで、きょうはもう既に外務省・JICA の皆さん、前に座っていただいておりますけれども、夕方6時までヒアリングが続くということでございまして、高比良先生、また名越常務理事には、長い時間でありましてけれども、進行をお願いさせていただきたいと思っておりますのでございます。

昨年3月27日に民進党を結党させていただきました。党綱領の中にしっかりと「新しい公共を担う市民の自治を尊び、地方自治、そして学校、NPO、地域社会それぞれの個人が十分に連携し合う社会を実現する」としているところでございます。誰もが排除されることなく、共に支え、支えられる共生社会の実現、蓮舫代表からは「自由、共生、未来への責任」、これをしっかりと実現していくんだということで、今蓮舫代表を先頭に民進党、政策等をつくり、そして発信をさせていただいているところであります。

昼の時間には蓮舫代表もこちらに参りまして、皆様方に親しくご挨拶をさせていただきたいと思っております。また、昨年秋に成立いたしました休眠預金活用法、これは議員立法で成立したわけですが、その担当された岸本周平議員により解説を行っていただき、また、内閣府より法律の概要や今後のスケジュールについての説明をしていただくことになっているところでございます。

これからもしっかり皆様方と連携しながら、また皆様方のご意見を聞きながら党の政策にもしていきたいと思っておりますので、有意義な意見交換がきょう一日できるようにご協力をお願いして、私からの冒頭のご挨拶に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。（拍手）

今年のヒアリングに当たって

○高比良座長 ありがとうございます。では早速きょうのヒアリングに入っていきたいのですが、冒頭、これまでの経過、きょうの進め方について少しご説明をしておきます。

予算は衆議院が通ったんですね。参議院は始まったばかりですよ。例年に比べてヒアリングの開催時期も今年は半月ほど遅れて開いております。国の予算は、最終的には決まっていないうことで、一応きょうの段階で各省庁からご提出いただいている内容は、政府予算ということで資料が提出されております。

たしか今年でこのヒアリング自体は14回目になるかと思っております。平成10年度にNPO法が施行されて、14年度からこういう場を設けることができるようになりました。これはいろんな意味で民進党さん、当時の民主党の皆さん方のご協力が大きな力になったわけです。それ以来毎年NPOに関してだけは公開して予算を皆さんに知っていただくという場が設けられるようになりました。これはおそらく各分野の中では、このNPOが先駆けではないかと思っております。

ただ、予算の内容を見ると、14年度以降ずっと増え続けてきて、600億、800億、1,000億という大変な勢いでNPOの関連予算が増えてきたんですが、たしか平成22年度あたりから少し鈍り始めて、23、24年度あたりは関連予算がグリーンと数字上は減りました。

ただ、これは幾つか理由がありました。当時の分析をした中では、行政的な整理がされたこと。それから事業仕分けみたいなものがかなり進んでいったことといったような原因がかなりはっきりしていたという中で、一時期数字が減ったんですが、またそれが25年度あたりでしょうか、数年前からまたずっと上昇を始めていくという格好になりました。

昨年度の数字では、概算ですが、1,600億ぐらいの総予算にまでなってきたということで、ある一定の分野を担うようになってきたことは、もうこれははっきりしていると思うわけです。

ただ、予算の内容を見ますと、実は幾つか問題を我々もずっと感じております。その代表的な内容の一つが、各省庁から出されるこの予算案の資料を見ますと、「内数」というのが非常に多いということにお気づきかと思うんです。内数というのは、NPOだけに、あるいはNPOを中心には予算を組んでいませんよと。しかしNPOも参加できますよという、非常にあいまいな予算の枠であります。

言い換えれば、他の分野の法人、企業も含む営利法人、非営利法人全てがそこに集中して予算を獲得していくと。その中にNPOも一部参加できるというのを「内数」という格好にしております。

これが最初のごちゃ混ぜだったんです。どうもこの内数を入れると膨大な金額になるんですね。数千億というびっくりするような数になる。どうも内数はやっぱり実態に合わないの、少し除外しようじゃないかということで、数年前からは内数を含まずという格好で数字を出すようになってきました。

これは大変いいことではあるんですが、同時に内数の比率が今度はどうどん高まってきまして、一時期50%ぐらいは内数という格好で出ていた予算案が、昨年度はついに60%ぐらいは内数という格好で出てくるんですね。これは数字に入れておりません。で

すから実は1,600億よりももっと積極的にNPOが関わりをつくっていければ、枠は広がっていくはずの分野も結構あります。これ各省庁に全て内数が含まれていますので、そういう点では、この内数は大変わかりづらいと同時に、我々としては注意深く見守っていかなければいけない数字ではないかと思っております。

さて、29年度はどのような数字になるか。その点を特に注意してご覧いただければと思っております。

さて、今年のヒアリングですが、二つほどちょっと特徴点というか、お話をしておきます。

一つは、説明省庁の順番ですが、これまでの流れで言うと、内閣府というのは大体午後の最後あたりになっていました。各省庁の説明が終わった最後あたりに、まあNPOの直接の所轄庁が内閣府なものですから最後がいいのではないかと思っておりましたが、今年に限っては、内閣府を午前中に持ってきております。これは実は、午後1時半かに他のテーマでの関連する集会があるようですので。それとの関係で、内閣府を午前中こっちをやっていただいて、午後にもそっちにも行かれるというような格好で、そこへの配慮もあります。そのために一つ入れ替えておりますので、そこだけをご了解いただきたいと思えます。

それから数年前から総務省の予算、これはIT関連だったと思うんですが、23年度まではNPO関連予算の数字があったんですが、それが予算上なくなったということで、総務省が消えております。もともとが1事業ではあったのですが、減っているということをご了解いただきたいと思えます。

それからきょうのテーマに関してですが、二つのテーマについてご質問をいただくように事前をお願いしております。一つは、NPO法の改正内容についてであります。もう一つは、休眠預金活用法、皆さんよくご存じだと思いますが、休眠している、NPOに対するこの活用法の検討が今行われているということについて、この2点について、廃止される内容について、改正される内容について、いつ頃から施行されるのかということについてちょっと内閣府にご説明をお願いしています。

特にこの休眠預金活用法については、これからいろいろ決まっていくということのようですが、今後のスケジュール等について詳細をご説明いただきたいということでお願いしております。これについては、NPO議員連盟と内閣府をお願いしております。

今回も昼休み以外の時間は、質疑応答をしていただくということになっていますが、きょうもご存じのようにYouTubeで全国に放送するための動画を録画していきます。これについてはご了承いただきたいと思うんですが、実は、数年前ぐらいからこのYouTubeが導入されてから、各地からわざわざここに来なくてもいいんじゃないかというご意見もありましてね。というのはYouTubeを見れば、大体全部資料が手に入る。そっちのほうがいいやという人もいらっしゃるんです。実は私はそうではなくて、やっぱりこのライブで、実際の場で現場に皆さん出たいて、直接お話ししていただくことが大変重要な場でもあると思っております。YouTubeは、特に来たくても来れないNPOが全国たくさんありますので、そういう団体には大変有効な役割を果たしてくれていますので、それはそれとして、きょうも両方合わせて進めていきたいと思っております。

では、きょうの議論に入っていきたいと思えますが、皆さん、一つだけ私、気になっているんですが、国の予算との関連があるのかと思うんですが、これは羽田さんなんか非常に関わ

りのある分野だと思ふんですが、森友学園の動きなんかが大変私、教育分野で気になっていましてね。なんと、こういうことがまかり通るような時代が来たんだなあということは、正直言って驚いております。

我々にとっても無関心ではおれないテーマがたくさん転がっていることを頭に置きながら、きょう一日を過ごせればと思っておりますので、よろしくご協力ください。

じゃあどうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○名越修一座長(NPO推進ネット常務理事) はい、改めまして私NPO推進ネット名越と申します。これ以降、私名越が司会進行をさせていただきますので、ひとつよろしく願ひを申し上げます。

羽田さんはこれから所用があるそうですので、退席しますので、ご了解くださいませ。

○羽田議員 ありがとうございます。(拍手)

○名越座長 本題に入ります前に、皆様方に例年のおり願ひしたいことが幾つかございます。受付時にお受け取りいただいた「参加の皆様への願ひ」のおりですけれども、特に私からは次の3点をお願ひしておきたいと思ひます。

1点目は、ご質問・ご意見についてです。ご質問・ご意見は、各省庁ごとご説明が終わってから一括してお受けをいたします。その際には、まず団体名と名前を言ってからご発言のほうをお願ひしたいと思ひます。また、内容は共通なものとしていただいて、個別のものはご遠慮をいただきたいと思ひます。

2点目は、携帯電話・スマホについて、お手数でもマナーモード等にさせていただいて、他の方々の迷惑になりませぬよう、ひとつお願ひをしたいと思ひます。毎年何人かおられますので、念のためもう一度確認いただければ幸いです。

3点目は、アンケートについてです。受付時にお受け取りいただいたこのアンケート、毎年大いに利用させていただいております。短時間で済むかと思ひますので、ぜひご記入をいただきまして、退席時に受付のところにお出しいただければと思ひます。

外務省

○名越座長 それでは、これより平成 29 年度関連予算公開ヒアリングを開始させていただきます。

ご説明いただく省庁は、今高比良から申しあげましたように、今回総務省さんが予算なしで欠席ですので、10 省庁さんから。ご説明の順番は、内閣府さんと農林水産省さんの午前・午後の入り繰りはありますけれども、それ以外は例年どおりということで進めさせていただきたいと思います。

午前の部は、トップバッターは、外務省さんからであります。

ご説明は、国際協力局国民援助連携室。それから JICA のところは国内事業部と安全管理部からおのおのお願いしたいと思います。

それではよろしくお願い申し上げます。

○外務省 おはようございます。外務省の国際協力局民間支援室でございます。民間というのは、民間企業は対象としておりませんで、市民社会、NGO・NPO 等の支援をさせていただいている部署でございます。

NPO・NGO 支援の中には外務省予算、それから JICA 予算が含まれております。外務省の分について私のほうから。JICA の分につきましては JICA からご説明させていただきます。

外務省では、いわゆる NPO、特定非営利活動法人のほか社団法人、財団法人の中で国際協力を行っております非政府・非営利の市民組織を NGO と呼んでおります。その関連予算として説明させていただきます。

初めに、外務省にとりましての NGO の位置づけについてご説明させていただきます。

外務省は、日本の顔の見える援助を強化していくという観点からも、日本の NGO を開発協力における重要なパートナーと位置づけております。一昨年、平成 27 年 2 月に閣議決定をしました、「開発協力大綱」におきまして NGO との連携を強化していくこととしております。

また、NGO との協議を重ね、平成 27 年 6 月に NGO と ODA の連携に関する中期計画、平成 27 年度から 31 年度を発表しております。

それでは、お手元に配付しております総括表に基づいて外務省、JICA の NGO 支援策としての平成 29 年度予算案につきまして説明させていただきます。

先に申しあげましたとおり、外務省では NGO を重要なパートナーとして位置づけているという方針・計画のもとで外務省及び JICA は、NGO との連携支援に当たりまして三つの柱で取り組んでおります。

一つは、NGO が行う事業に対する資金協力。もう一つは、NGO の能力の向上のための支援。そして三つ目が NGO との対話でございます。この協力の柱の連携支援をさらなる強化に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

それでは予算でございますけれども、NGO 関連予算につきましては、その NGO との連携を強化して重視していくとの全体方針を踏まえまして、我が国の厳しい財政事情の中でも、必要な予算が確保できるように努めてきております。

平成 29 年度の当初予算・政府案は、お手元の総括表に記載してある額を計上しております。

この一つひとつについてご説明させていただきます。

最初に、NGO が行う事業に対する資金協力の関連で、総括表にございます事業名、連番 1、「日本 NGO 連携無償資金協力（通称 N 連）」は、外務省が日本の NGO が途上国で実施する経済社会開発事業を実施する際に資金協力を行っております。

その事業の詳細は、通し 1 の資料をご覧くださいと思います。

本年度 28 年度は、この N 連を通じて医療・保健、教育、人づくり、農林業、水、衛生といった分野で事業を実施中です。この N 連の予算は、無償資金協力予算の内数で、平成 29 年度の予算額につきましては、予算が成立後、外務省の中の省内調整を経て決定されるものでございます。28 年度の実績でいきますと、総括表にございますように、101.2 億円がこの N 連という事業で支援させていただいております。

この総括表を理解しやすくするために、詳しくは記述しておりませんが、この日本 NGO 連携無償資金協力の中には、日本の NGO が効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を実施するための枠組みでありますジャパン・プラットフォーム、これは政府・NGO・民間が一緒になってつくっている枠組みでございます。通称 JPF と申します、これへの拠出金が含まれております。

平成 28 年度は、当初予算でこの JPF に対して 21.06 億円の拠出に加えまして、年度の途中で中東などにおきます人道テロ対策社会安定化支援の一貫として 34.2 億円の平成 28 年度補正予算を国会にて承認いただきました。

具体的には、この JPF を通じましてイラク、シリア周辺国、イエメンの中東や南スーダンのアフリカ、アフガニスタンなどにおきまして、難民、国内避難民、被災民を対象に、物資配布や水・衛生・教育・医療・保健といった分野で思料を実施中です。

この JPF 分の平成 29 年度予算額につきましては、今後予算成立後、外務省の中で調整を経て決定されていきます。この N 連という事業は随時申請を受けておりますので、ご関心のあられる団体がおられましたら、ぜひ外務省のホームページにてご確認いただければと思います。

次、総括表の連番 2、「NGO 事業補助金」について説明させていただきます。

N 連が、日本の NGO による途上国で実施する社会・経済開発プロジェクトそのものに対して資金を供与するものであるのに対し、この総括表 2 の「NGO 事業補助金」は、正確に申しますと国際開発協力関係民間公益団体補助金と申しますが、実際の開発プロジェクトの前後に必要とされる事前のプロジェクト形成のための調査や、事後の評価等の活動に対して助成を行うものです。その事業の概要につきましては、通し番号 2 の資料をご覧くださいと思います。

この「NGO 事業補助金」によりましてプロジェクト形成調査を活用し、その後この N 連の事業に実施し、つながっている例が多々ございます。

この「NGO 事業補助金」に関する平成 29 年度の予算案は、前年度比の約 200 万円の微減となっております。予算は微減という厳しい状況にありますけれども、実施団体との間での意見交換や調整を密にし、引き続き効率的な実施に努める所存でございます。

この「NGO 事業補助金」は、年 1 回募集しておりまして、平成 29 年度予算分に関しましては、昨日から 3 月 21 日を締め切りとして公募を開始しております。

次に、総括表連番 3 の「NGO 活動環境整備支援事業」について説明させていただきます。

これから申し上げます 4 点は、NGO の能力向上のための支援でございます。NGO の組織力

の強化や人材の育成を目的としております。

事業の概要につきましては、通し番号3をご覧くださいと思います。

まず、①NGO 相談員というのがございます。これは外務省から業務委託を受けまして、NGO が一般市民の方からの国際協力や NGO 活動に関する紹介、それから NGO 関係者から、NGO 組織運営に関する相談等に対応していただくものです。

平成28年度は、日本全国を九つのブロックに分けて、16の団体に業務を委託しております。

次に、②NGO 海外スタディ・プログラムがございます。これは、日本の NGO の中堅職員を、海外の NGO や国際機関に派遣。または、海外の研修機関が提供するプログラムの受講を通して能力強化を図るもので、それを支援するものでございます。

3番目の NGO インターン・プログラム。これは日本の NGO に、その団体に日本人のインターンの育成を委託して、その育成にかかる一定の経費を支給するものです。

最後の④NGO 研究会、これは外務省のほうで設定しますテーマに関して、NGO が研究会を企画・運営するものです。このテーマも外務省が一方的に決めるわけではございませんで、NGO の皆様からのご提案を受けながら、外務省の中で決めているものでございます。

これら4事業を合わせまして平成29年度予算案では、前年比では約300万円の微減となっておりますが、これにつきましても実施団体と緊密に連携しつつ、効率的な実施に努めてまいり所存でございます。

次に、総括表連番4、「邦人人道支援・開発協力関係者向け安全対策強化支援事業」について説明させていただきます。

昨今の国際協力の実施をめぐる環境は、ご承知のとおりますます困難を極めてきております。昨年7月のバングラデシュで発生しましたダッカ襲撃テロ事件では、国際協力事業関係者の尊い命が奪われ、また南スーダンでは、治安悪化のために国際協力事業者が国外退避いたしました。

このような事態を踏まえ、外務省及び JICA は、関係省庁とともに NGO 関係者を含む民間のさまざまな有識者からの意見をいただき、昨年8月末に、国際協力事業安全対策会議の最終報告書を取りまとめました。

その最終報告に記載されているように、「国際協力事業関係者の安全を確保しつつ、開発協力を継続していく」との決意のもと、NGO の皆様と引き続き緊密に協力していく考えです。

その具体的な取り組みの一つとして、この「邦人人道支援・開発協力関係者向け安全対策強化支援事業」を実施しております。

これは国連難民高等弁務官事務所（UNCR）と連携して、国際協力事業に携わる政府・NGO の日本人関係者の安全意識の向上、及び実際のリスクへの対処法を学ぶ機会を提供するものです。

それから冒頭申し上げました NGO との連携支援の柱の一つであります、NGO との対話について説明させていただきます。

外務省は NGO との対話を重視しておりまして、ODA 政策、NGO 支援連携の具体策について意見交換を行うため、NGO との間で定期的な協議の場を年に7回設けてございます。全体会議が1回、それから ODA 政策にかかわる ODA 政策協議会を年2～3回。実際の NGO との支援連携の具体策について議論します連携推進会を年3回開催しております。

去る2月23日に、地方のNGOの協力を得まして、福岡において今年度第3回目の政策協議会と連携推進委員会を開催したところです。

これらの定期協議に加えて、昨年5月の伊勢志摩サミット、それから第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）に臨むに当たり、さらには持続可能な開発目標の実施方針作成のほか、保健・教育分野といった個々の分野でも定期的にNGOとの対話を行っております。

以上が外務省による事業関連予算に関する説明です。

同じく開発協力大綱のもとでNGOとの連携を進めるJICAにより、さまざまな事業が行われておりますので、引き続きJICAから、JICAのNGO支援関連予算につきご説明させていただきます。

それでは、JICAにマイクをバトンタッチさせていただきます。

○JICA おはようございます。NPOの皆様を含めた関連機関、関連団体さんとの連携を担当しております。

JICAのNGOの関連予算ということでございますけれども、先ほどの室長のご案内にもありましたとおり、JICAにつきましてもこのNGOは、特定非営利活動法人のほか、社団法人、財団法人も含めた関連団体を対象とした連携事業を行っております。

まずJICAのNGOの皆様との連携活動支援でございますけれども、事業としましては大きく二つございます。一つは、草の根技術協力事業。もう一つが、NGOの皆様の能力向上のための支援であります、NGO等活動支援事業、この二つを実施しております。それぞれ総括表の5番と6番になります。

また、その事業の実施に当たりましては、途上国でご活動いただくに当たっての安全対策にもJICAは取り組んでございまして、それが総括表の7番、8番でございます。

まず5番、6番につきましてご説明をさせていただきます。

JICAのNGO連携事業につきましては、JICA運営費交付金によって行っておりまして、各年の当初予算におきましては、近年は20億円前後で推移しております。

まず総括表にあります5番、「JICA草の根技術協力事業」につきましては、日本のNGO等の団体の皆様と連携しまして、開発途上国の現地住民の生活改善、生計向上に直接裨益することを目的とした技術協力事業を連携して実施しております。事業の詳細につきましては、添付の資料5番に付けてございます。

幾つかこの草の根技術協力事業、メニューございますけれども、主なものとしましては、国際協力経験がまだ少ない団体様向けに草の根協力支援型、少し規模の小さい事業と、国際協力経験が豊富な団体様向けに草の根パートナー型、少し規模の大きな事業を行っております。

詳細につきましてはホームページにも記載してございますけれども、こういった草の根事業を現在実施しております。

草の根技術協力事業の予算は、先ほど申し上げましたとおり、JICA運営費交付金予算の中の内数でございますけれども、平成29年度の予算額につきましては、予算成立後、JICAの中で調整をいたしまして決定する予定でございます。

平成28年度、当年度の当初予算は、19.1億円でございます、これまで124件の事業が採択されてございます。

続きまして総括表の6番でございますけれども、「NGO等活動支援事業」がございまして、こ

これは資料の6番でございます。

NGO等活動支援事業につきましては、NGOの皆様能力向上のために事業を行っております。具体的には、関連の皆様との今後の協働に向けまして、日本のNGOの皆様に対して団体の能力強化を目的として実施しております。

その内容は、JICAが企画をして日本及び海外で行います。主にプロジェクトの運営能力強化、プロジェクトマネジメント等の運営能力強化に資する研修。

もう一つ、国内の各NGO様の各地域のニーズに応じて、NGOの皆様から提案をして行っており、提案型の研修。この二つによって構成されております。

本事業もJICAの運営費交付金で行っておりますけれども、平成28年度の当初予算につきましては1.39億円となっております。

JICAのほうで企画しますプロジェクトのマネジメント研修等につきましてはこれまで17回。そして提案型のプログラムにつきましては8件が採択されておりますが、この2月、3月もさらに追加して行っていく予定としております。

また、こういった事業を実施するに当たりましてJICAも、NGO・JICA協議会、NGO様との対話の場を重視してございます。実際には、対話を通じましてNGOの皆様との相互の理解を深めまして、かつそのパートナーシップ関係を強化するための定期的な協議を年4回JICAと関連の皆様との間で持たせていただいております。

以上、JICAで行っております事業のご説明でございましたが、引き続きましてこういった事業を行うに当たって、近年では安全対策についても力を入れております。安全対策に関連する事項につきまして、担当からご説明をさせていただきます。

○JICA JICAで安全管理を担当しております。

お手元の総括表の7番と8番の部分で、若干順番が前後いたしますが、実績がある8番からご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど外務省の方からもございましたが、我々日本人が海外でテロの犠牲に遭うということ踏まえまして、海外でその国のために役に立つことをしている、だから安全なんだということではもはやない。つまり安全はタダではないと。とりわけ海外において安全はタダではないと、完全に認識をしっかりと変えなくてはいけないという問題意識から、外務省とともにいろいろな安全面での強化策を打ってきております。

情報収集をしっかり強化するとか、現地での警備体制についての点検等もございまして、本日お話しをさせていただきますのは研修・訓練ということでございます。

8番は、日本における研修。7番が、海外・現場における研修ということでございます。

8番ですが、日本におきまして、昨年の事件以降、10月からでございますけれども、JICAとの契約関係がある方々はこれまでも研修してはございましたが、昨年秋以降、JICAとの契約関係にかかわらず、広くODA予算を用いて現場で活動いただいている、企業の方もそうですが、NGO・NPOの方々にも広くお声がけをさせていただきまして、研修あるいは訓練、座学以外に、少し体を動かすような訓練もメニューを提供させていただいております。

本日まで合計で16回の研修、ほぼ月1回というペースですが、させていただいております。NGO・NPOの方々には、既に187名の方に参加いただいております。今後も月に1回程度のペースになるかと思っておりますが、こういった研修をJICAとしても実施させていただきますし。

こういった機会についても広く皆さんにもお知らせして、可能な限り参加していただければと思っております。

それから、やはり座学等は数に限りもありまして、ほぼ同じ内容をウェブベースで見ただくようにも今してございます。「PARTNER」という JICA で運営しているウェブサイトがございまして、そちらで検索していただきますと講義の内容を見ることが出来ますので、地方におられる方々含めて、簡単な登録をしていただく必要がございますが、そちらで一体どんなことをやっているのかというのは、ご参考にしていただければと思っております。

また、来年度も引き続き NGO の方々からもご要望もいただいておりますが、メニューをより高度なものも用意できないかというリクエストもいただいております。それから訓練の内容も、もっと充実できないのかというご要望もいただいておりますので、メニューを多様化して、来年度も頻繁にやっていきたいと思っております。

次が、通し番号7番の現地での研修・訓練ということでございます。東京での研修ばかりではなくて、今年度は、特にバングラデシュで事件が起きましたので、バングラデシュでは現地での訓練を開催させていただきました。来年度、現地に滞在されて活動されている NPO・NGO の方々も含めて、ODA 事業に関心をお持ちの方々に対して、研修あるいは訓練を実施しようと思っております。

全ての国でというにはなかなかいきませんが、JICA のほうでリスクが高いと考えてございます 25 の国を選ばせていただきまして、添付の資料ですと、7番のところに国の名前が書いてございますが、相対的にリスクが高いと私どもの方で考えている 25 の国において、来年度、時期はまだこれからでございますが、おそらく6月以降ぐらいから本格的にそれぞれの国で、現地での訓練を行っていく予定でございます。こういった研修につきましても、現地の JICA 事務所を通じて広くご案内をさせていただいて、現地にいらっしゃる方々、現地でも訓練に参加していただければと考えてございます。

私からは、以上です。

質問・意見

○名越座長 はい、ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは早速、会場の皆さんからご質問あるいはご意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

ご意見をいただく前に、私から2点ほど確認させていただきたいと思っております。

まず1点目は、3事業、具体的には No.1 と No.5 と No.6 の3事業です。29年度予算額は、いずれも内数と書かれております。でもご説明の中で「予算成立後、決定する」と言われました。去年もそうだったのですが、決定すれば内数から外れて実数が出ると理解してよろしいでしょうか。また、その時期はいつ頃になりますか。

○外務省 予算が決定されました後は、外務省、それから JICA の中で決めていくこととなります。タイミングとしましては、なるべく予算成立後時間を置かずにとということでございます。

○名越座長 ということは、確定すれば、省内で話して実数値になると。去年はそれは大体4月中頃と聞いておりましたので、大体その時期と理解してよろしいですね。

○外務省 はい、予算成立後適切な時期に決定されます。

○名越座長 それと、1番の補正予算、34億2,000万です。この金額は、29年度に持ち越されるのでしょうか。というのは、第3次の予算までありますので。

○外務省 これはJPFという緊急人道支援を行っている、Japan Platform加盟のNGOを通じた支援をしますので、年度をまたがって実施されます。

○名越座長 年度をまたがるということは、この全額が29年度に使えるというわけではない。

○外務省 もう28年度の補正予算が通った段階から執行し始まっております。

○名越座長 そうすると、29年度に持ち越される額というのは、いかにほどになりますか。

○外務省 今まさに事業が動いて、申請が上がってきておりますので。現時点で、34億が、そのままではないのですが、かなりの部分が持ち越される部分になると思います。

○名越座長 わかりました。

2点目は、4番と7番の事業ですけれども、「新規」と表示がありますけれども、29年度予算はブランクになってございますね。これは28年度の予算残で、29年度の事業をやるという意味でしょうか。

○外務省 これはやはりダッカの事件を踏まえまして、28年度の補正予算で行ったものでございます。補正予算ですので、事業の開始時期が年度末から始まってしまいまして、これは年度を越しても、この人道支援・開発協力を携わる方々への安全対策の強化支援事業ということで実施すると、そういう意味でございます。

○名越座長 そういう場合には、「継続」という表示をしていただくようになろうかと思えます。それはまた改めてお願いしたいと思えます。

はい、それじゃあほかにご質問・ご意見、どうぞお願いいたします。

○会場 去年のG7の中で外務省・JICAで、5年間で150人のシリアの方を受け入れるという話があって、それは私ら非常に賛同しているところです。あれは対象としては、難民の対象と言いますか、いわゆるレバノンとかヨルダンに住まわれているというところですが、シリア国内におられるシリアの若者に対するそういう窓口は、文科省のほうで今5人とか10人を年間でやっておりますけれども、そういうことも踏まえて、もっと受け入れを拡大することについてどういう考えを持っておられるかお聞かせください。

もう一つは、そういう受け入れる留学生に対して、我々NPO・NGOとしていろいろな支援ができるし、やるべきことがあるかと思えます。そういうことに対して、我々どういうところに相談に行ったらいいか、テイクケアをすることに関してそちらもどういう考えを持っておられるのか、ご意見をお聞かせいただけたら幸いです。

○外務省 昨年のSDG《「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)》との推進本部の会議におきまして、安倍総理大臣から、将来のシリア復興を担う人材育成の観点から、今後5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れる旨発表いたしました。

その内訳は、国費外国人留学生の制度を通じた受け入れが、年間最大10名でございます。それからJICAの技術協力を通じた受け入れが、年間最大20名でございます。

昨年9月にニューヨークで開催されましたオバマ大統領主催の難民サミットの総理スピーチにおきまして、このシリア人留学生たちが、家族の同伴、また呼び寄せを希望する場合は、日本の制度の枠組みの中で温かく迎えるということを表明してございます。

また、国費外国人留学生制度におきましては、家族滞在ビザが発行されれば、家族を帯同することも可能ですけれども、支援するのは留学生本人の奨学金・渡航費・授業料のみとなっております。

この国費外国人留学生の制度の部分は、外務省というより文科省の制度でございますので、詳しくは文科省にお聞きいただければと思います。

JICA のスキームで補足があれば、お願いしたいと思います。

○JICA 今おっしゃっていただきましたとおり、JICA につきましても、技術協力を通じた受け入れを最大 20 名ということで検討してございます。以上でございます

○名越座長 よろしいですか。それじゃあどうぞお願いいたします。

○会場 マイクロクレジット事業を伺いたいんです。今シリアのお話があって、ホームページを拝見したんです。もともと実績があるところに贈与するという形であったと思うんです。シリアの問題とかも相談を受けている中で、実際すごい長い問題だと思うので、今から仕組みをつくって行って、実績を出していくと、本当に私たちがエントリーできるのは5年後、6年後とか先だと思うんです。例えばこちらの事業をこれからつくっていかうとする時に、シリアとかだと現地が難しいじゃないですか。こっちに来ていらっしゃる方のための、例えばマイクロクレジットをつくるのかという形になってくると思うんです。

その場合に今 25 カ国の表も見せていただいた中で、いろんな国があって、評価基準、回収率 95%というところだと思うんです。こちらの数字をつくる時に、ほかの国で実績をつくって、例えば国内でシリアのためにつくるとかというのもエントリーはできるのか。現状で結構ですけども。

○外務省 外務省でマイクロクレジットをN連で支援していますけれども、基本的に外務省のこの ODA は、日本国内では使えないんです。海外での部分になります。

○会場 これまでミャンマーという国が、国内体制がご存じのとおりで、なかなか日本からの ODA の援助ができない状況にあったわけです。昨年アウンサンスーチーさんが日本に来られて、8,000 億円でしたか、日本からの援助が約束されております。

いろいろ私どもも取材したんですが、例えばミャンマーの東京の大使館あたりに連絡をしてみても、どうもほかのところと違って、まだ大使館関係が旧体制にあるのかなという感じもしているんです。その辺は、JICA さん、外務省ではどのようにとらまえていらっしゃるのか。

私ども具体的にミャンマーの遅れた地域の開発のために協力したい。それは人材開発・指導ということもありますし、物的なもので、具体的に検討しております。去年 JICA さんには相談には行っているのですが、その辺ひとつご指導をお願いしたいと思うんです。

○JICA ミャンマーに対する支援は、JICA の中でも非常に力が入ってございまして、おっしゃるとおり政府も、これから人的にも物的にも支援をしていく必要があるという認識は、JICA もございますので、ぜひいろいろご意見をいただければと思ってございます。

○会場 JICA の事務所は、こちらからもできないし、JICA のミャンマー事務所からも連絡がうまくとれてないように思うんです。その辺を何とか通じていただく。それから東京のミャンマー大使館と我々が連絡をとれるような、そういったシステムをぜひそちら様で開拓していただきたいという気持ちがしております。

○名越座長 それじゃあ、今後の要望ということでぜひお聞き取りいただければと思います。

時間が参りましたが、いずれにせよ外務省さん、NPO・NGO をパートナーという位置づけで、支援・能力・対話、これを三つの柱と位置づけて、相当な回数の会議を持っていただいているようです。引き続き NPO・NGO に対してよろしくご支援いただければと思います。

それでは、ご説明大変ありがとうございました。(拍手)

環 境 省

○名越座長 それでは、続きまして環境省さんに参りたいと思います。

ご説明は総合環境政策局環境教育推進室長からお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○環境省 皆さんこんにちは。民間活動支援室でございます。環境省の資料をご覧ください。まず普通の予算、通常事業が五つ項目がございます。パワーポイントのポンチ絵でご説明させていただきますと思います。

まず1ページ、「地球環境パートナーシッププラザ運営費」でございます。来年度予算案は7,100万ということで計上しております。

こちらは、東京の青山に地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）／環境パートナーシップオフィス（EPO）というのを国連大学と共同運営ということで、中間支援を行うために事務所と会議スペースとを用意しているところになります。その運営費でございます。

こちらは、運営団体が既に社団法人で決まっております、こちらで運営をしているのですが、会議スペースの貸し出しとか、さまざまなNGO・NPOの皆さんのご相談を受けたり、イベント、セミナーのようなものをやったりと、そういうための予算でございます。

次に2ページ、「地方環境パートナーシップ推進事業」、こちらは予算案では1億2,800万計上させていただいております。

こちらは、今申し上げたパートナーシップオフィス・プラザを全国各地、8カ所に設けようというものです。北海道、東北。関東は先ほど申し上げたGEOC・パートナーシッププラザと併設でございますけれども、中部、近畿、中国、四国、九州となっております。それぞれNPOであったり、財団であったり、社団であったりが委託を受けて運営しております。

こちらの事務所で環境関係のNGO・NPOの相談業務とか、会議スペースが取れているところと、取れていないところとあるのですが、あるところだと会議スペースの貸し出しを行ったり、各地に行き支援をしていくような場合もございます。また、セミナーとかも行っております。

こちらは全国8カ所にありますけれども、3年単位の更新で行っております、NPO法人さんとか、財団・社団法人さんとかが企画入札をいたしまして、更新していく28年度NPOへの実績ということで3件。3年単位なので、更新するところとしないところがございますので。今年度に関しては3件更新して、NPOへの実績が3件あったということでございます。

3ページに、「地球環境基金の仕組み」、ご存じの方いらっしゃるかとは思いますが、独立行政法人環境再生保全機構の有します基金でございます。

こちらで、全部でおおよそ200団体ぐらいに対して、そのうちNPO法人は120件とかそのぐらいの事業に対して、人件費は残念ながらお出しできない仕組みになっておりますけれども、その事業に対して200から500万程度申請があった団体で、しっかり申請書の書けているものに対して200件程度支援しているというものでございます。

もともと地球環境基金141億円積み上がっておりますけれども、運用益だと若干低利のご時世でもありまして、足りないこともありまして、運営費交付金を頂戴して、その一部も使って、

団体さんの助成をしているというものでございます。

年によって若干ぶれますけれども、6億から8億ぐらいを毎年その200団体さんに助成をするという形になっております。

また、環境再生保全機構では若干の研修であるとか情報提供なども行っております。

次に、「生物多様性保全推進支援事業」ということで、生物多様性に関して、4ページの下をご覧いただければと思いますけれども、地域で「生物多様性協議会」を地方公共団体、地域住民と土地所有者、NPO法人等々でつくっていただいて、そちらで国内希少野生動植物種等対策であるとか、外来生物の駆除とか、あと生物多様性保護地域の保全とか、生態系ネットワークの構築というものをやる事業に対して、交付金を、国費2分の1以内ということで出させていただいているものでございます。

こちらは、実績といたしましては、NPOさんには8件ほど出させていただいているものでございます。来年度要求は、今年度と同額の7,500万円でさせていただいております。

最後になりますけれども、「エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業」ということで。エコツーリズム、自然観察とかダイビング、シーカヤックとかをしながら自然観察をするという、観光の一つでございます。そのプログラムの開発とか、ガイドの人材育成などの活動支援をしていくというもので。地域協議会を作っていただいて、そちらに今申し上げたような事業全般に対して2分の1を支援するという枠組みでございます。

こちらも予算は2,500万ということで、前年度より減額いたしております。前年度実績でいうと、6件NPOでお使いいただいているというものでございます。

次に、復興関連事業ということで2件掲載させていただいております。

1件は、先ほども申し上げた生物多様性保全推進支援事業ですので、こちらは、復興地域でも使えるということで掲載させていただいております。説明は省略させていただきます。

最後に、復興関連のところで、「地域活性化に向けた協働取り組みの加速化事業」という予算がございます。こちらは、前年度から若干減っておりますけれども、6,900万ということで。地域で、地域活性化に役に立つ環境保全の取り組み。例えば木材を利用して、それを地域の経済的な、木材ではがきを作って、それを売れないかということを検討したり、地域の資源を活かした、環境に負荷も少ない産業を起こしてやるとか、そういったものを検討したり、というのをいろいろなステイクホルダーに参加していただいて、モデル事業としてやっていくというものの申請をいただきまして、その申請をいただいた事業に対して、先ほど申し上げたパートナーシップオフィスが「伴走支援」と言っていますが、支援・助言をしながらその取り組みをやっていこうというものでございます。

以上、若干少ないですけれども、環境省のNPO関連予算ということになります。

質問・意見

○名越座長 あらためましてご質問・ご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○会場 2番の地方環境パートナーシップ推進費のところで、全国に8カ所とおっしゃいましたが、新宿区はないと思いますが、東京はどういうところにあるのでしょうか。

○**環境省** 東京は、その1ページ前の、地球環境パートナーシッププラザとの併設の形でして、東京の青山、国連大学の横に事務所を設けております。表参道の駅から歩いて5分か7分か、そのぐらいのところにございます。

○**名越座長** それ以外のご質問、どうぞお願いいたします。

○**会場** 全国の森林とか日本の林産業の活性化というテーマで、大きなところをやっているのですが、環境省の生物多様性のところでご質問したいと思うんです。

外来生物対策、ここにアライグマとかあるんですが、私のNPOとは関係ないんですが、日独オオカミ協会という団体があって、数年来全国ツアーで説明しているんですが、シカとかがふえて山が枯れてしまうとか。その根本対策は、日本にいた頂点の動物であるニホンオオカミが絶滅した。そういう対策でドイツでもオオカミを導入するとか、イエローストーン公園の事例があって、それで非常に成果を上げているんです。日本は非常に人口密度も高かったり、『赤ずきんちゃん』をすり込まれていて、オオカミがいたら人的被害がふえてどうしようもないということで、研究がストップしているところがあるんです。参加してみると、非常に前向きなところがあるんですが、環境省としては、そういう生物のサイクル、一番頂点にある生物を入れるとか、外来生物と言っても日本に住んでいたものとほとんど同じものが入ってくるという考えがあるんですが、環境省としては生物多様性を確保するという意味、外来生物を減らすような意味でそういうことも考えられているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいんです。

○**環境省** 私、今ご質問いただいた野生生物の導入とかの担当ではなくて、こちらの支援事業の担当者ですが、一般的な回答になって恐縮ですが、そこから絶滅してしまったものを、その地域に導入するということには非常に生態系へのさまざまな影響がありますので、そこはなかなか慎重に扱わなければならないというところが1点あります。

特に、高次の生態系の頂点に立つような種を入れることについては、その下層の生き物に対する影響がかなり大きいと思いますので、いろいろな専門家の意見も聞きながら対応するのが重要と思います。直接の担当でないものでこのぐらいしかお答えできないのですが、よろしいでしょうか。

○**会場** 4番と5番についてお伺いしたいと思います。

生物多様性保全推進支援事業について、見方がわからなかったのを教えていただきたいんです。一覧表と後のパワポの表と、一覧表では内数とあるんですが、後のは7,500万円でしたか、明記がある違いを教えていただきたい。どちらが正しいか教えていただきたい。

公募終了と書いてあるのですが、これは前年度の日付ということで公募終了なのか。

あとは森・里・川・海は、中井さんともお話をさせていただいて、私も必要だなと思っているのですが、「協議体を組む」というところで書いてある協議体の要件、例えばこういうのが入っていなければいけないとかがあれば教えていただきたい。

5番のエコツーリズムについては、今年は減額ですというお話があったんですが、昨今報道であるように、特にインバウンドにおける消費は、「モノ消費からコト消費」に切り替わってきていると思います。そういう中で、日本のエコツーリズムはとても資源だと思うんです。インバウンドの方々がエコノミーとして絡んでいくところで。

そういう中で逆行するような施策・方針ではないかなと思うんです。ニュース等でも国立公園等に外人がかなり増えていると。その入園料が低いから、完全な経済には回らないという報

道もあるのですが。そういう風潮と逆行するように見えるので、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたい。

○名越座長 4番、5番のところですね。それじゃあそれに関しまして、ご回答お願いいたします。

○環境省 まず生物多様性保全推進支援事業の予算の書き方ですが、全体としては7,500万と。「内数」と表には書いているのですが、後ろに付いているパワーポイントのほうは、全体の予算が7,500万で、その中の一部としてNPOさんにも使っていただけるものがあるという意味合いです。考え方で言うならば、パワーポイントのほうもその内数ということになります。

実際、地方自治体には必ず入っていただく協議会を立ち上げて、表には8件と書いてあるのですが、全体には二十数件ございます。二十数件のうち8件にNPOさんが入った協議会があるということで、今年度の実績がそういった形になっています。

応募の期間ですが、こちらは、おっしゃるとおり28年度の実績になっております。29年度については、この資料を作るタイミングと重なってしまって、最新情報が入れられなかったのですが、ただいま募集中という状況になっています。3月10日までということで、一次募集を行っています。一次募集でこちらの交付金の額がまだ余裕があるようでしたら、二次、三次という形で募集していく形になります。一次で全て埋まってしまうと、二次はないんですが、そういった形になっております。

5番につきまして、エコツーリズム、こちらは予算減額となっておりますが、今おっしゃいましたとおり、国立公園については、今「満喫プロジェクト」というインバウンドも対応を検討するような動きが、別途起こっております。そちらでかなり大きく予算要求させていただいております。観光という部分も非常に重要なので、そちらの大きなプロジェクトで回している部分があるので、決して減っているとか、こちらを切り捨てているということではなく、その満喫プロジェクトの中で、こういった観点も含めた形で対応していくことになっていると考えております。

森・里・川・海は、特にご質問ではないですかね、はい。

こちらの募集ですが、29年度の募集が既に29年1月26日から29年2月17日ということで募集をしております。締め切りをしているという形になっております。

○名越座長 ありがとうございます。4と5に関して追加の質問で恐縮ですが、4の「生物多様性保全推進支援事業」ですが、これは実は27年度は通常事業。それ以外の年は震災関連事業と、行ったり来たりしているんです。今回は、とうとう両方に載っているんですが、これは両方使えるというただそれだけの意味でしょうか。

○環境省 すみません、おっしゃるとおりで。震災復興にも、こちらの要件に合うものであれば使っていただけるという意味合いです。

○名越座長 それと5番のエコツーリズムを通じた云々ですが、「継続」と表示があります。実績もあるのですが、昨年資料には記載されていない。昨年の資料の単なる記載漏れということで理解してよろしいでしょうか。

○環境省 はい、そのとおりかと思えます。

○名越座長 それ以外にどなたかございますか。はい、それじゃあ最後お願いいたします。

○会場 ちょっと趣旨がずれてしまうかもしれないと恐縮ですが、5番の「エコツーリ

ズムを通じた地域の魅力向上事業」で、「期待される効果」に、自然環境の保全と地域振興があるのですが。エコツーリズムというのは、その地方に行って、自然環境とかを体験しながら旅行的なことをすることだと思うんです。

以前、実際に地方の方に聞いた話ですと、そういうふうにはツアーで来た人がゴミを捨てて帰ったとかということで、逆に自然環境が悪化したんじゃないか。地方に行くとなると、その旬の季節があると思うんです。川とかは夏はいっぱい人が行くけれども、冬になるとほとんど来ない。それって一体本当に地域の振興につながっているのかなという疑問が自分の中にあるのですが、何かそういうところについてのお考えはありますか。

○環境省 エコツーリズムというと、普通の観光とは違って、やはり地域の自然を体験してもらって、そういう体験がその地域の自然環境の保全にもつながるといところが、普通のツーリズムとは違う、あえて「エコ」を付けているところです。なかなかその理想的な部分だけではないかもしれないのですが、遊びに来て、ゴミだけ落として帰っていくというようなことでは、やはりこのエコツーリズムというところから趣旨が外れるのかなと思います。

そういった意味で、このエコツーリズムも地元の関係者、本当に観光を商売にしている人だけでやるのではなくて、自治体さんが入ってもらったり、地域で自然環境保全の活動をしているNPOさんに入ってもらったりとか、そういったことで地域の自然を活かして、来た人もそういう体験をして、環境保全に貢献しようと思ってもらいたいということが、趣旨にあるんだと思います。

四季によってやるメニューで活動も変わってくるかとは思いますが、そこも含めて、やはり季節ごとの地域の魅力があると思うので、そこはやはり地域の人たちが一緒に考えながら、閑散期利用も活性化していくことができるというのがエコツーリズムの特性というか、可能性が広がる部分じゃないかなと、ちょっと個人的な感想も入っていますが、思っております。

○名越座長 よろしいですかね。それじゃあここで環境省さん終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。(拍手)

内閣府

○名越座長 次は、いよいよ内閣府さんであります。皆さん、最も関心があると思われま。今回の改正 NPO 法の施行状況や手引の作成状況等を含めてご説明をいただきたいと思いま。

ご説明は、内閣府政策統括官付参事官さんからご説明をいただき、その後適宜各ご担当者の方からお願いしたいと思いま。

それでは、どうぞお願いしま。

○内閣府 内閣府の NPO 関連予算について順を追ってご説明をさせていただきます。

まず共助社会づくり推進担当から資料の 1 番にございま「市民活動の促進に必要な経費」と、2 番にございま「市民活動の担い手の運営力強化事業」についてご説明をさせていただきます。その後、改正 NPO 法の施行状況についてご説明させていただきますと思いま。

○内閣府 同じく共助社会づくり担当でございま。資料の「NPO 関連予算総括表」に沿ってご説明させていただきます。

まず連番 1、2 が一つのまとまりでございまして、順番が逆になるんですが、2 番の「市民活動の担い手の運営力強化事業」についてご説明させていただきます。

これは 28 年度、今年度の予算。それから来年度、29 年度予算で、双方で要求させていただいている事項でございま。

7 ページにこの事業の解説をまとめたものが載っております。「市民活動の担い手の運営力強化に必要な経費」でございま。この事業は、いわゆる社会的インパクト評価を推進していくという調査事業でございまして、社会的インパクト評価というのは、ご存じの方も多かと思いますけれども、事業の成果を明らかにしていくというものです。現状ですと、日本の中で社会的インパクト評価という事例があまりないものですから、まずは、この年度の調査事業によって、幾つかの事例づくり、社会的インパクト評価というのを実践していただいて、そこで評価をやることの意義とか課題を分析・整理いたしまして、普及に向けてつなげていこうという事業でございま。

具体的には、評価を一通り実践していただくということで、3 団体の方に、今調査をまさにやっただいておりまして、きょう最終報告会ということで、午後その成果を公表させていただきます予定でございま。

社会的インパクト評価というのは、成果を「見える化」するというものでございまして、今までは、この事業を何回やったかとか、アウトプット、研修会を何回開催したというような評価が多かったんですが、それを一歩踏み込んで、その事業をやることによって社会にどういふプラスの成果があったのかと。アウトカムとかインパクトとか言っておりますけれども、そこをもう一歩踏み込んで評価をしていただいて、例えば資金を提供していただいた、寄付をしていただいた方にちゃんと説明責任を果たしていこうというような意義ですとか、成果を評価するプロセスで、団体自らの活動の振り返りとか、その事業の改善にもつながる、いわゆる学び改善にもつながると我々は認識しております。この社会的インパクト評価を普及することで、NPO 団体の組織の運営力が強化されて、さらなるその活動の発展につながるのではないかと考えております。

また、このインパクト評価の普及を進めておりますのは、休眠預金活用法が成立いたしましたして、ちゃんとその休眠預金を活用した事業に対しては説明責任をこれから求められるだろうということもありまして、こういった社会的インパクト評価を推進しているという事業でございます。29年度予算におきましても、約2,000億を予定させていただいております。

連番の1番の事業ですが、6ページの絵をご覧くださいますと、これは、28年度の補正予算で、約5,000億を措置させていただいております。「社会的インパクト評価普及促進事業費」というものでございます。

これは、先ほどご説明申し上げましたインパクト評価を実践するという、基本的には似た事業ですが、社会的インパクト評価というのはその一連のプロセスがございまして、まず自分たちの活動の目標を明らかにして、その目標に至るまでどういった資源を投入して、どういった活動をして、どういったその成果を生み出していくかという、その因果関係を明らかにするというロジックモデルを策定するというのが一つの大きなプロセスです。

その後、ロジックモデルを作成して、データを収集して、分析して、インパクトがあったのかというのを評価するわけです。この補正予算の事業では、その社会的インパクト評価の一連のプロセスのうち、ロジックモデルをつくる、実践していただくという事業を今まさに進めているところでございます。

インパクト評価と言いますと、どちらかというともまだ東京の一部でやっているんだというような認識もあると聞いておりますので、これは全国各地で、地方の団体におかれましても実践していただきまして、東京のみならず地方においてもインパクト評価を普及させていこうということで今進めているところでございます。

7ページの平成29年度概算政府予算案におきましては、この「市民活動の担い手の運営力強化に必要な経費」ということで、約2,000万要求させていただいております。今年度の調査事業の内容とか、あと補正予算の事業の実施状況を踏まえて、具体的な調査事業の内容については今後固めていきたいと考えております。

以上でございます。

○内閣府 続きまして改正NPO法の施行に向けた準備状況についてご説明いたします。お手元の資料の8ページ目をご覧くださいませでしょうか。

最初に、施行スケジュールということでございます。ご案内のとおり、昨年6月に議員立法によりまして、改正NPO法が成立・公布されております。

12月には、施行期日を定める施行令を公布いたしました。貸借対照表の公告等の一部の規定を除きました改正事項につきまして、施行日を平成29年4月1日と定めております。

その後、法律からの委任事項でありました貸借対照表の公告方法につきまして、法律では四つ定めております。官報、日刊新聞紙、電子公告、内閣府令で定める方法、そのうちの電子公告の部分と内閣府令で定める部分につきまして細かい定義を定める内閣府令を、本年1月31日に公布させていただいております。

「電子公告」の定義につきましては、条文上では「インターネットに接続された自動公衆装置を使用するものによる装置」と定義してございまして、ちょっと難しい言い回しになるのですが、こちらにつきましては、インターネット上のウェブサイトを使用するという趣旨でございまして、具体的には、法人自身が管理されておりますホームページでありますとか、あるいは

第三者が管理・運営されておりますホームページに、法人が直接掲載するもの。あるいは第三者に委託して掲載するもの。もう一つの方法としては、所轄庁あるいは内閣府が提供するポータルサイト上に公告する方法などを想定しております。

もう一つの、内閣府令で定める方法でございますけれども、こちらは「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」ということで定義させていただいております。

これらの細かい点につきましては、手引 Q&A で、今後解説させていただく予定でございます。

これらをもちまして差し当たっての法令面の準備は終わりました、先ほどの一部の規定を除く改正事項につきまして本年4月1日に施行する運びとなっております。

なお、貸借対照表の公告に関する義務の施行日でございますけれども、改正法の附則1条2号で、公布の日から2年6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日としておりまして、こちらにつきましては、別途施行期日を定める施行令を公布する予定でございます。

なお、現行の登記事項から資産の総額を外すこととなりますので、登記システムの改修作業等に一定の時間を要することのほか、法人の皆様におかれましては、定款変更の手続などに一定の時間を要するものと思われましますので、現在の想定では、このB/Sの公告にかかる施行日につきましては、平成30年10月1日とすることを目指して、今作業を行っているところでございます。

続きまして、施行に向けた準備状況でございます。最初の所轄庁の状況でございますけれども、所轄庁におきましても、現在法改正を踏まえた条例改正の手続を進めていただいております。既に手続を終えたところもございますけれども、多くの所轄庁におかれましては、現在開会中の2月、3月議会で改正手続を行っているものと承知しております。

また、内閣府における広報・周知の取り組みでございますけれども、改正内容と施行期日をお知らせするためのリーフレットを、昨年12月に内閣府NPOホームページに掲載させていただいております。お手元の資料の9ページ、10ページ目の資料でございます。

このほか、改正内容を反映しました手引とQ&Aの改訂版を準備しておりまして、3月上旬、近日中に内閣府NPOホームページに掲載する予定となっております。

これにつきましては、先ほどの貸借対照表の公告に関する手続を中心に解説を加えておりますほか、モデル定款についても見直しを行っております。

最後に、内閣府ポータルサイトでございますけれども、貸借対照表の公告手段として内閣府ポータルサイトを選択される場合に、法人入力情報の欄を活用していただけるように、平成29年度中に改修作業を完了させる予定でございます。

なお、内閣府ポータルサイトにおける情報提供の拡大が、改正法の公布後に即施行となっておりますけれども、これまでの取り組みとしましては、NPOポータルサイトの全面リニューアルを昨年夏に行いまして、法人入力情報の登録でございますとか、検索等の利便性を向上させたところでございます。現在、スマートフォンやタブレット端末からの利用にも対応できるようになっております。

以上が、改正NPO法の施行の準備状況でございます。

お手元の資料の最後（11ページ）に、認定NPO法人数に関する資料を添付させていただいております。こちらは、認定NPO法人数の推移をグラフにしたものでございますけれども、平

成 29 年 1 月末時点の集計の結果、認定 NPO 法人数が 1000 件に到達いたしました。この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

なお、同時点の認証法人数は 5 万 1499 団体となっております、この認証法人数に比べますと、まだ認定法人数も普及の余地があると思われまますので、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと思います。

共助社会づくり推進担当からは以上でございます。

○内閣府 私のほうからは、復興関係の事業について説明をさせていただきます。ちょっと順番が前後して申しわけございませんが、お手元の左肩に「復興（震災・原発事故）関連事業」と書かれて、右肩に内閣府と書かれた 2 枚つづりの NPO 関連予算総括表というものをご覧いただきたいと思います。

1 ページ目、「NPO 等の『絆力（きずなりょく）』を活かした復興・被災者支援事業」でございます。

本事業につきましては、平成 28 年度、今年度から実施してございまして、29 年度は継続事業ということになってございます。

予算額につきましては 2 億 300 万円ということで、28 年度と同額にさせていただいております。

具体的な中身ですけれども、3 ページのポンチ絵をご覧いただきたいと思います。

下の四角の囲みの中に、①から⑤までの事業対象となる取り組みを書かせてもらっております。

①でございますが、避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、あるいは震災により日常生活に支障を来している被災者等の支障を軽減するためのサポートといった、被災者の心のケアとか、健康・生活支援に向けた取り組みでございます。

②仮設住宅や災害復興住宅等での被災者間や、被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、それから被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといった、コミュニティ形成等の復興に向けた取り組み。

③原子力災害により避難した方々の避難先での交流とか、帰還に向けた活動、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取り組み。

④復興・被災者支援を行う NPO 等の取り組みを、ノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援の取り組み。

⑤県が行う事業で、マッチングや情報提供の事業、となっております。

こういう中身でございますが、実施スキームにつきましては、右下に書いてございます。内閣府から岩手県・宮城県・福島県の 3 県に交付金が行きまして、その 3 県で実施をいただく形になってございます。

補助率でございますが、国からの事業として 3 分の 2 以内ということですが、①から④の取り組みを行っていただく NPO 等の事業者負担案につきましては、10 分の 1 以上ということにさせていただいております。

私からは、以上でございます。

○内閣府 私からは、子ども・子育て支援事業関連の予算をご説明させていただきたいと思っております。

資料、行ったり来たりで恐縮ですが、「平成 29 年度：NPO 関連予算総括表」、左上に「通常事業」と書いてあります東に戻っていただけますでしょうか。

1 ページ目の総括表をご覧くださいと思いますが、3 番から 9 番までが子ども・子育て支援関係の事業となっております。

いずれも新しい事業ではございませんが、予算の中で一部拡充とか対象拡大といったものがございますので、そういったものを中心にご紹介をさせていただければと思います。

まず、これらの事業ですが、基本的には市町村の実施主体となっておりますので、市町村からの委託等により、NPO 等が事業を実施することができるというような仕組みになっているというところでございます。

1 ページ目の 3 番の、放課後児童クラブの事業でございます。「学童保育」と申し上げたほうがなじみのある方も多いかと思えますけれども、小学生の放課後の居場所を用意するといったような事業でございます。

NPO での実施もかなり増えてきておまして、厚労省の調査によりますと、平成 28 年 5 月 1 日現在で、公設民営あるいは民設民営で NPO さんが運営いただいている放課後児童クラブが、合計で 1976 ヲ所になっているというような実態でございます。対前年で申し上げますと、235 ヲ所増といったことになっております。

こちらにつきまして、29 年度の予算の中で一部拡充をしておりますのでご紹介をしたいと思います。資料の 12 ページをご覧くださいませでしょうか。

四角の中で、29 年度の予算の（主な内容）と書かせていただいているところでございます。幾つかございますが、メインのところ申し上げますと、〇の一つ目でございます。「運営費補助基準額の増額」ということでございまして、こちらの事業、従来から運営費補助をさせていただいておるのですが、補助額が少ないといったご指摘がございました。

厚労省で昨年実態調査をさせていただきまして、実態に合わせた補助基準額に増額をするといったような措置を、来年度からやらせていただく予定でございます。

あわせて、保育士の処遇改善を今やっているところでございますけれども、放課後児童クラブの支援員さんの処遇改善も、一番下の部分でございますけれども、基本的には同じような考え方で、支援員さんの勤続年数とか、あるいは研修の実績に応じて処遇改善をしていくことを予定しております。

処遇改善の具体の中身につきましては、その仕組みを今厚労省で検討しているところでございます。「研修実績」と書かせていただいておりますが、準備等の関係もございまして、来年度はおそらくこの研修というのはやらない形で、勤続年数等に応じた形でやるような方向で検討しているということでございます。

資料 2 ページをご覧ください。

4 番の「地域子育て支援拠点事業」でございます。こちらについては、地域におけるさまざまな子育ての悩み等に、相談に乗るような事業ということでございまして、こちらも NPO さんでやっていただいている実績が年々増えてきているというところでございます。

平成 27 年度のこの内閣府の予算を使っていたいで実施している実績で申し上げますと、681 ヲ所で NPO さんで実施いただいているということで、対前年度で 65 ヲ所増といった形になっております。

その下の5番目、「一時預かり事業」でございます。

通常は、専業主婦等でお家で育児をされている方が、緊急的に保育が必要になる時の預かり事業ということでございます。こういったものもご活用いただけるかなと思っております。

7番目の、「養育支援訪問事業」でございます。育児に関して、若干の不安等があるようなご家庭に、保育士等が訪問をして相談・支援するといった事業でございます。こちらも29年度、少し拡充をさせていただいております、資料で申し上げますと17ページ、四角の中の（主な内容）と書いてございます、三つ目の丸でございます。

一つは、メニュー事業を追加しております、「育児家事援助」です。そのお宅で育児とか家事とかを支援するといったようなことを市町村が民間団体に委託して行う場合に、運営にかかる経費を補助するといったものが拡充されておりますので、ご紹介をさせていただきます。

4ページに戻っていただき、9番目の「子ども・子育て支援整備交付金」でございます。「新規」と書かせていただいておりますが、この整備交付金自体はもともとあったものでございますが、今年度の途中から対象の拡大をさせていただいているということでのご紹介ということになっております。

NPOも含めた民間も、こうした整備事業を使えるような形で対象拡大をしておりますので、こういったものも必要に応じてご活用いただければと思います。

私からは、以上でございます。

質問・意見

○名越座長 はい、大変ありがとうございました。

ご質問・ご意見をいただく前に2点ほど確認をさせていただきます。

1点目は、No.1の事業ですけれども、「新規」としていただいておりますが、28年度2次補正予算で新たに予算化された事業かと思えます。5,000万のうち29年度に持ち越せる金額は幾らぐらいかということなんですが、2次予算が去年10月17日だったと思っておりますので、だいぶたっていますので。

○内閣府 基本的には、補正予算ですので、今年度に乗せるというものでございます。

○名越座長 そのままということでもよろしいですかね、はい。

細かいことですが、ここでの表示をする場合、新規でなくて継続ということでもやらせていただきたいと思えます。

2点目は、No.9の事業ですが、「新規」と表示されておまして、今「対象が広がったから」というお話でした。確かに昨年資料には記載がない。ただ、28年度予算額に153億7,800万と、かなり大きな額になっています。これをどう考えるかということですが、補正予算で新たに予算化されたものか、もしくは対象を広げて継続的なものというふうに思ってよろしいでしょうか。

というのは、内閣府さんの予算は、毎年今まで数千万だったんです。これが加わりますと、一挙に160億円台、NPOさんのウェイトとしてかなり大きく影響する。ということで、ちょっと確認させていただきます。

○内閣府 考え方といたしましては、もともとあった予算の中で、対象の拡大をしたというこ

とでございますので、予算自体としては継続して実施をしている予算ということでございます。

○名越座長 かしこまりました。じゃあ継続という形の意味合いで理解をさせていただければと思います。

お待たせしました。ご質問・ご意見等をいただきたいと思います。どうぞ、お願いいたします。

○会場 通常事業の1番の「市民活動の促進に必要な経費」ということでご説明いただきました、「社会的インパクト評価」普及促進事業費についてです。

まだこのロジックモデル作成支援ということで、「ほとんど東京あたりでしか」というお話があったんですが。実は熊本県では、私どもが事業委託を受けまして、平成27年度、28年度と16団体に対して既にロジックモデル作成支援をして、作成もできております。一昨日、平成27年度団体8団体のロジックモデル作成をした後、それを事業にと成果が出たか。それから今回本当にロジックモデルをつくっていた8団体の、つくった段階で、じゃあこれから自分たちの事業にこういうふうを活用して今後やっていきますという発表会をしたんです。熊本県ではそれだけの団体の実績もありますし、支援もしていますので、今年度この事業とどのような関わりができるかなということでご質問させていただきました。

○内閣府 ご質問ありがとうございます。一部の地域で先進的にやられるというのは我々も承知しております。熊本県さんでも実施されていることも一部聞いております。

こういった我々の、今ロジックモデルをつくっている事業が完成したらオープンにしようと考えております。そういった成果を皆さんと共有したりということでもさらに参考にさせていただくとか。

また、九州のブロックでも、実際ロジックモデルを作成された団体もあります。場合によっては、そういった団体とも交流していただいて、このインパクト評価のあり方とか、課題とか、改善とかを一緒に議論していく、そういったこともできるのではないかと考えております。

○会場 1番と2番、あとは3番以降について伺いたいと思います。

社会的インパクトということで、普及と実践ということでこの二つの事業があると思うんです。補正予算の成立と本年度予算の成立と二つあると思うんです。その場合の募集期間とか実施期間に違いがあるのかということをお聞きしたいのが1点。

あとは共助社会づくりの担当さんということなので、内閣官房に国土強靱化がありますけれども、我々も防災に向けて東日本の経験と教訓を首都圏災害に活かそうということで、自主的な民間と行政の防災訓練をやったりしています。そういう意味では初動で動けるサードセクター、NPOの力はものすごい大きいと思います。今子育て事業とか横断的に、今まで分かれていたものを内閣府さんで統合していただいているので、そういう防災に対するNPOの力をどう活かしていこうかというようなお考えとかがあれば、ぜひ方向性も含めて伺えればなというところなんです。

あと3番以降については、実際に放課後クラブとかいろいろ今普及してNPOさんも増えています。4番の「地域子育て支援拠点事業」については開設にかかる支援ということで理解しているのですが、運営にかかる継続支援とかの考え方、またはそういう施策があればお聞かせいただきたい。

あと6番の「乳児家庭全戸訪問事業」については、世田谷区などではネウボラとかやっ

と思うのですが、それとは違うのかどうか。

あと、この前、企業主導型保育、フォーラムがあって私も行かせていただいたんですが、それを導入するには、企業主導型ということですが、NPO や社団法人、またはそういう方たちも対象になるのかどうかというところを聞かせていただきたい。

全体を通して、企業主導型では、平成 29 年度中に 5 万人の保育の受け皿をとということで説明があったんですが、その事業と関連してこの 3 番からのを入れるのか、全く別物なのかお聞かせいただければと思います。以上です。

○名越座長 それでは改めまして 1、2、それから 3 番以降ということでお願いいたします。

○内閣府 この社会的インパクト評価の調査事業の、当初予算と補正予算のということで。補正予算のほうは今年度の補正予算ですので既に実施しております。ですので比較的短期間、今年度で執行しなければいけないということで、社会的インパクト評価のうち、ロジックモデルまでに限定して、実践していただいているものでございます。

28 年度の今やっている当初予算のほうは、約 1 年かけてインパクト評価を実践していただくものですので、実施期間が長い、調査の公募を 2 次予算の選定とか、春ごろから実際やっております。そういう意味で当初予算のほうは実施期間は長くなっております。

29 年度につきましては、これも当初予算ですので、約 1 年あるわけですが、今年度の当初予算の事業の実施状況、その成果とか、または補正予算の実施状況、成果を踏まえた上で、事業の具体的な仕立ては、それらを踏まえて制度設計というか、細かいところは実行に向けて詰めていきたいなと考えております。

防災の関係、この 1 番、2 番の事業との関連ということは別でということかと思いますが。防災の担当がきょうは来ておりませんので、私からもあまり踏み込んだことは言えないんですが。東日本大震災とか熊本地震でも NPO さんが現地に入られて、相当ご活躍されたというのは周知のとおりです。

さらに現地でも行政と連絡会議を開いたり、常に連携してやられている部分はあると思います。そういった対応によって NPO の力は不可欠だというのは、防災の担当の方も十分認識していると思います。そういった NPO さんとの連携は取り組んでいくものだと認識しております。

○名越座長 No. 1 の事業は、今年度中に使い切っちゃうということですか。

○内閣府 これは補正予算ですので、はい、今年度中に。

○名越座長 これは 29 年度には 5,000 万は使えない。

○内閣府 そうです。28 年度補正予算ですので今年度で。

○名越座長 先ほど全額 29 年度で使えるというふうに。

○内閣府 いや、そういうふうには申してないかと。28 年度に使うというふうに申し上げたかと思えます。

○名越座長 わかりました。

○内閣府 そういう意味で「新規」としております。

○名越座長 じゃあ 3 番以降、お願いいたします。

○内閣府 4 番目の、「地域子育て支援拠点事業」の関係でございますが、こちらはまさに事業を実施いただく際にかかる経費ということでございますので、立ち上げというよりは、むしろ継続的に事業を実施していただくと、毎年この中から事業費として使える分の支援をさせてい

ただくものでございます。

それから6番の「乳児家庭全戸訪問事業」でございます。世田谷区のネウボラの取り組みで、こういった予算を使われているかというところは承知はしていないところでございますが、ネウボラ全体として相談から最終的には支援まで継続してやっていくといったものでございますので。その過程でこういったものをうまく組み合わせて実施していくのは可能というふうに認識しております。

それから「企業主導型保育事業」の関係で、企業主導型保育事業を実施いただく主体としては特段制限ございません。NPOさんでも実施いただくことが可能という仕組みになってございます。

見ていただいた各種、一時預かり事業とか相談事業につきましては、もちろん別個でやっていただくことも可能ですけれども、企業主導型保育事業の中で、加算という形で、例えば一時預かり事業をあわせてやっていただいた時には、本体の運営費支援にそういった加算がつく仕組みがございますので、基本的にはそちらを活用いただくのかなと思っております。

○会場 10番の事業について、今年度予算がついていなくて、もう終わり、廃止事業という形ですよね。「女性活躍推進モデル事業」、ちょっとご説明が前回なかったので、どういう事業展開をしていたのかなというのをお聞きしたい。なくなってしまうのは残念で。保育も含めて、ここセットじゃないのかなという気もすごくしてしまっていて、今後復活はあるのかお聞きしたいと思うんです。

○内閣府 今ご指摘のとおり、29年度予算はつきませんでした。一応廃止ということになります。

経緯としましては、我々地域女性活躍推進交付金という、地域で活躍する、働く女性の応援に力を入れておりました。その半面、それ以外の地域で活躍する女性のためにも、こういうモデル事業というのは細々とやっていたところですが、残念ながら、29年度、その「地域女性活躍推進交付金」、当初化を目指しておりました。やっと当初化が可能になりました。2億5,000万ですけれども、何とか付くことが可能になりました。そのかわりと言ってはなんですが、これが廃止ということで、どっちをとるかということだったのですが、ちょっとそちらを念願だったのでとらせていただきました。

この事業につきましては、そのかわりと言ってはなんですが、従来民間団体宛に交付していたところですが、その地域女性活躍推進交付金のほうでも、同類の事業を行うというのであれば、そちらのほう都道府県経由で手を挙げていただいて、都道府県、市町村から事業をするということは一応可能でございます。

ただ、条件を厳しくしておまして、都道府県とか市町村のその交付金の申請に当たって、かなり厳しい条件をつけております。この事業をやりたいということに関しては、都道府県、市町村にご相談いただいて、そちらから手を挙げていただくこととなります。

ただ、そこがこの働く女性のための事業、推進計画に基づく事業という名前があるんですが、その交付金を申請したその2割程度ということになっております。例えば東京都が、我々の交付金に1,000万円を手を挙げていただいた場合に、その2割、200万、300万、おそらく200万ぐらいだと思いますけれども、その2割を使って今までやっていたモデル事業的な内容をやるというのであれば、審査させていただきますということをしております。完全にこの道が閉

ざされたわけじゃないんですが、一応残してはいるんですが、そちらの地域女性活躍推進交付金の、手を挙げてもらったところに交付するということになっております。

例えばどこかの市町村が、この事業だけ交付金を使ってやりたいというのはちょっと認められません。あくまでも交付金の対象となる地域で活躍する、職業生活の女性の応援のための事業。その中で2割程度を地域で活躍する女性の事業として使うというのであれば、審査の対象になるということでございます。

財務ともいろいろやったんですが、何とかこのような形で、当初予算のために妥協したというところがございますので、ご理解をいただければと。

○名越座長 はい、ありがとうございます。いろいろ微妙な点があるようです。

では、もう1人手を挙げておられたようですが。

○会場 私どものNPOでは、女性の起業の支援をしています。その中で昨今小規模保育所等を開設したいという方もいらっしゃいます。厚労省さんからもお話があるかもしれないのですが、小規模保育所を開設する際の施設の補助とか、費用補助のお考えがあるのかどうかをお伺いしたい。

○内閣府 厚労省さんおそらくいらっしゃると思うので、その時にお伺いしていただければと思います。申しわけありません。

○名越座長 あらためてということですか。

時間が来たんですが、改正NPO法についてご質問がなかったので、2点だけ教えてください。

まず1点目は、公告の方法ですけれども、電子的公告、法人のホームページ等ということで書いてありまして、先ほどのご説明の中に、所轄庁や内閣府のホームページも含めてよろしいということであったかと思えます。

となりますと、積極的にやらなくても、所轄庁さんあるいは内閣府さん、自動的にいっちゃうんじゃないかな、やっただけのんじゃないかなというのが1点。

2点目は、手引の作成ですけれども、3月上旬ということでお聞きしましたけれども、これは改正項目だけではなくて、改正項目を含めた全てをつくり直されるのかどうか。

また、所轄庁には、いつ頃までにおのおの手引を作成するように指導されるかどうか。こちら辺をわかる範囲内でお答えいただければと思います。

○内閣府 共助社会づくり推進担当から、今ご質問のありました2点についてお答えいたします。

1点目の、今回の新たに規定されました「貸借対照表の公告」の件ですけれども、既に所轄庁、都道府県を通じまして内閣府ポータルサイトに、おっしゃるとおりその貸借対照表も含めた書類が掲載されているというところではございますけれども、今回の改正は、資産の総額の登記を廃止する代替としての情報開示の一つとして、その貸借対照表公告でございます。NPO法人自身が行うとなっておりますので、基本的にはNPO法人さん自らが貸借対照表公告をホームページなり、もしくは内閣府ポータルサイトにもNPO法人さんが直接入力できるようになる予定ですので、のような形でやっていただくということが基本と考えております。

もう1点、手引ですけれども、今まさにその改訂作業を終わっている状況でございます、基本的には、改正法に関する項目を中心に改訂した内容でございます。

データは、先ほど申し上げたとおり3月上旬で、各所轄庁におかれても、いつまでとこちら

から指示しているわけではございませんが、施行が4月1日でございますので、周知も含めて各所轄庁、作業をしているとは承知しておりますので、随時各所轄庁から案内があるかと思えます。

○名越座長 ありがとうございます。お聞きのとおり、まず公告のほうはNPO 法人が自ら入力しなくちゃいけないということですので、内閣府さんのポータルサイト、自分たちで一応入れないとだめだと、こういう理解ですね。

それから手引の作成は、全てを作り直すのではなくて、改訂項目が中心ということ。

それと今度、我々の各所轄庁の手引書は、指示はできないけれども、おそらく4月1日が施行ですので、それまでに何らかの形が見えるのではなかろうかと、こういうお答えかと思えます。

時間になりましたので、これで内閣府さん終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは午前の方はここまでとさせていただきます。これから昼食をいただきながら、NPO 施策に関しまして、民進党の議員の方々と会場のNPO の皆さん方との意見交換会をしたいと思います。

司会は、民進党の柿沢さんをお願いしたいと思います。

NPO 施策意見交換会

開 会

○柿沢未途役員室長（衆議院議員） それでは、これから民進党 NPO 関係予算公開ヒアリングの意見交換会を開会させていただきたいと思っております。きょう司会を務めさせていただきます、後ほど休眠預金の法律についても説明があると思っておりますけれども、その議連のメンバーも務めさせていただきました、衆議院議員、民進党役員室長の柿沢未途と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

皆さんのお手元にお食事を配付させていただいておりますので、召し上がりながら、お耳を傾けていただければと思っております。午前中から精力的に NPO 関係の各省の予算のヒアリングを進めていただいておりますけれども、ご出席をいただいている皆さんにはあらためて御礼を申し上げます。蓮舫代表にもこの会場に出席していただいて、皆さんと少しの間、時間をともにさせていただきたいと思っております。

それでは、実りのある意見交換会とさせていただきたいと思っております。

代表挨拶

○柿沢役員室長 まず、蓮舫代表からご挨拶をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○蓮舫民進党代表 きょうは全国からわざわざ党本部までご足労をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

2011 年からこうして NPO 関連予算ヒアリング、皆様方とともに行わせていただいております。今年もぜひとお声がけしたら、これだけたくさんの方にお越しただけて、何よりだと思っております。

休眠預金法案が通りました。これ相当な思い入れがあります。我々政権時に、この財源があればどれだけことができるんだろうか。官では届かない、民間はもちろん手をつけない、でも確実にそこに何かしらのサポートを必要としている方がいて、少し手を差し伸べれば、その方たちが自立できる。そして共生社会が実現できる。これだけの思いで取り組んでいたんですが、大きな声では言えませんが、当時の野党自民党の反対がありました。

でも、政権交代を経て、今の政権も理解を示していただけて前に進めることができたのは、皆様方のご努力のたまものだとあらためて思っております。後ほど岸本代議士からこの法律の内容等もご説明をさせていただきます。

きょうは地域、地域でさまざまな取り組みに汗をかいておられる皆様方の思いも含めて、この後率直な意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

休眠預金活用法成立を受けて

○柿沢役員室長 蓮舫代表からの皆様方へのご挨拶でございました。

この後、出席議員の紹介ということですが、岸本周平衆議院議員には、先ほどからお話が出ております休眠預金活用法、議員立法で成立した法律案について、まさに立案者の一人としてお話をいただく予定でございますので、出席議員のご紹介はそちらでかえさせていただきますと思います。

では、本題に入らせていただきたいと思っております。

皆さんのNPO活動の推進のため、また公益活動をさらに民間ベースで広げていくためにも、財政的な後押しをしていけるようにということで、休眠預金の活用に向けて、法案の立案を進めさせていただいてまいりました。昨年の臨時国会において、この休眠預金活用法が超党派の議員立法として成立させていただきましたので、その経過や内容について、立案の中心になりました岸本周平衆議院議員にお話をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

・法の趣旨・経過について

○岸本周平（衆議院議員） 皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました衆議院議員の岸本周平でございます。

毎年この時期、一日がかりでこちらの本部にお出ましをいただきまして、年に1回NPO関連の政策、予算の説明。また昼休みは私が結構参りまして、いろんな活動の近況報告をさせていただいております。きょうもたくさんの方にご参加をいただきまして、ありがとうございます。

きょう私は、休眠預金推進議員連盟の実務担当者、それからNPO議員連盟の事務局長、それぞれ超党派の議員連盟の立場でご説明に上がらせていただいております。

ちょうど代表がいらっしゃったので、陳情をこの場でさせていただきたいんですが、NPOは私も本当に党を挙げてやってきたんでございます。これまでNPO局がありましたし、「新しい公共」という看板のもとに調査会があったのですが、現時点では党内にそういう組織が一つもございませんので、私自身きょうは立場がないわけでございます。

したがって超党派の議員連盟の立場でご説明に上がらせていただいております。まあ団体交流の委員会はありません、その中の一員としてきょうは説明するわけですが、ぜひ代表にお願いしまして、NPO局の復活、あるいは「新しい公共」の調査会を復活させていただきますように、この場を借りて陳情をさせていただきます。お願いします。

その上で、岡本さんがおられますので、二人三脚でこの3、4年やってきた仲間でございますので、詳細は説明させていただきます。ポイントだけ簡潔にお話をしたいと思います。

休眠預金というのは、皆さんもご存じのとおり、銀行預金で10年以上、郵便貯金で5年以上、一切通帳なりカードなりの取引がなかった場合に、銀行あるいは郵便貯金会社は、通知を出します。「時効になりますよ。取りに来てくださいね」。結構取りに来てくださるのですが、取りに来ない場合は、休眠預金という形で、銀行あるいは郵便貯金会社の収益になってしまいます。

そこで税収を上げた上で、お金は銀行なり郵便貯金のものになってしまう。

ただし、企業は時効を援用しません。したがって何年たっても通帳を持っていけば、サービスとしてお金は返してもらえます。時効は使わない。そういう運用をしておりました。

これが、実は年間、足元 700 億円、休眠預金ですよ、毎年 700 億円発生します。通知をして取りに来たお金を引いて 700 億円。銀行はほとんどこれまで税金を払っていませんでしたが、最近払うようになっていきますので、半分は税収に入りますけれども、半分は収益になるという形であります。それでも結構なんです、なぜそうなるかということ、端数がとても小さい場合ですね。例えば結婚されて北海道に行った。就職して九州に行った。それであなたの休眠預金が 8,500 円ございます。7,500 円ございます。通帳のある支店でないと返してくれないんです。なので、飛行機に乗っていくと飛行機賃のほうが高いので、まあ行かないとか。あるいは住所が転々とする中で通知が行かないとかということで、700 億円生まれます。これは国民のお金です。

これを何としてでも、今まで NPO 活動をしていました、寄付金の税制も変わりました。それでも皆さんがまさにご苦労されているように、資金がなかなか来ない。寄付が集まらない。そういう中で、ぜひこれまで国なり地方政府がやっているいろんな施策の網の外にあってご苦労されている方々に、この休眠預金は使えないだろうかということが始まったこととございます。

ここで宣伝ですけれども、この休眠預金をやりましょうと。まさに社会の課題解決のために、このお金を民間セクターに使ってもらおうじゃないかということを開議決定いたしましたのは、民主党政権でございます。本当なんです、はい。本当なのですが、その後政権を失いまして、頓挫してしまいました。大変残念なことでありました。

しかしその後、アイデアとしては、今韓国とイギリスでこのスキームが動いております。大変うまくいっていますので、超党派で議員連盟をつくりまして、民主党政権で出した芽を何とか根づかせて花を咲かせたいということで、超党派で議員連盟をつくらせていただいて、代表は今の塩崎厚生労働大臣。民進党からは当時の担当大臣であった古川元久先生が、副代表という形でスタートいたしました。

ただ、自民党の中がまとまらないということで4年ぐらいかかってしまいましたけれども、ようやく通ったということとあります。

ポイントはということかということ、せつかくのお金ですので、これをできるだけ有効に使いたい。従来の政府や地方政府の補助金のようなものであれば、イノベーションが起きません。まず、従来の補助金の対象にならなかったような方々に、非常にイノベティブな形で、新しい使い方をさせていただくようなものを中心に考えていこうじゃないか。

分野は三つに限っておりますけれども、手法の新しさ、あるいは単年度予算主義の弊害が一番現場の皆さんが苦労されていらっしゃると思うんです。このお金は多年度です。単年度にこだわらない。複数年度で使えるようなやり方ですとか、いろんな新しい社会的課題を解決することに向けて、活用していただきたい。

それから、今まさに非営利の法人のみならず、誰だっていいんです、はい。今社会的課題解決するのは株式会社だっていいわけで、誰がやろうと社会的課題を解決する人には、このお金は回ります。そういう趣旨のものでございますので、イギリス型の株式会社であっても構わないというようなこととあります。特にソーシャル・インパクト・ボンド (Social Impact Bond、

SIB) のような先進事例が一つの例になりますけれども、これまであまりなかったような手法なり分野でぜひ使っていただきたい。

最後に、このお金はいつまでもあるわけではないんです。マイナンバーができましたので、休眠預金というのはおそらく減っていくだろうということになります。住所が特定できますので、追いかけていけますので。端数の小さい金額はそれでもなお摩擦的には発生するかと思いますが、そう大きな金額がいつまでも続くものではない。

だとすると、最初は小さく産んで、大きく育てていくということで、700 億円最初から使うわけではありません。できるだけ絞って、抑制的に使いながら、増やしていくということになります。

あるいはマイクロファイナンスのような、出して返ってくるお金。グルグルと回っていくようなお金の使い方もある意味、この制度が前提としているわけでございます。せっかくの国民のお金ですので、短期的に使わずに、何十年も使っていききたいということで、中長期的な視野を持った一つの内閣府にできる審議会、あるいはそれを受けて一つの活用団体ができますので。そうは言っても法律が通って、銀行のシステムを変えていただかないといけませんし、預金保険機構がこのファンドを預かっていたかものですから、システム開発等を考えますと、本当にスタートするのは2年後、3年後というような形になります。

そして一つでも二つでも不祥事のようなことが起きると、せっかくの宝物である休眠預金に問題が生じたということで、おそらくバッシングを受けてしまうと、元の木阿弥です。

5年後に見直し規定があります。「何だ、こんなだったらだめだよ」ということの絶対にならないように私たちは慎重に運用していきたいと思えます。また、活用される側も「見てください、アウトカムがこんなに出ました」というような、ある意味社会的課題を解決する民間の公益活動として胸を張れる事例をたくさんこれを出していきたいと思っていますので、どうかご協力いただきたいと思えます。

本当にこれは画期的なことです。日本の民間公益活動のブレイクスルーになると思えますので、皆さんのご支援で、後押しで昨年法案が通りましたことにあらためてお礼を申し上げながら説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

じゃあ事務的に岡本さんからご説明をお願いします。

・概要と指定活用団体・今後のスケジュール等について

○内閣府 休眠預金等準備室の参事官をしております。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料、3点ご用意させていただきました。まず一つは、「説明資料」という横のパワーポイントの資料でございます。そのほかに、活用に関していろいろな問い合わせが出てきているもので、主なものを Q&A という形で配らせていただいております。あと、これまで議連等で、各地で開かれた説明会において出てきた主な論点というのを1枚で整理させていただいております。

お手元のこの横の説明資料に基づいてご説明させていただきたいと思えます。

内閣府のホームページにおきまして、休眠預金に関するホームページを既に立ち上げております。

1 ページ目の下のところに、こここのところに、最新の情報が全てアップするようしております。

ますので、内閣府と金融庁で共管しております。金融庁関係の情報も全てここで集約して、見られるようにしようと今しておりますので、適宜ご覧いただければと思っております。

資料ですが、大きく分けて、構成といたしましては、1. 2. 3. ということで、まず「休眠預金の概要」「法律の基本理念」、あとは「スキーム」、こういうような構成になっております。

法律の構成でございますが、全部で第61条からと、附則第9条から構成されております。

第1章が総則。第2章が休眠預金の資金の移管及び管理。この部分は金融庁の所管になっております。このあたりの詳細につきましては、金融庁が省令で規定するというところで、先週金曜日ですが、細かい規定の省令が金融庁のホームページに出ております。内閣府でもご覧いただけますので、具体的な年の定義であるとか、そういったものは既にそこで決まっておりますので、ご覧いただければと思います。

第3章が、多分きょうお集まりいただいた方のご関心事項である、「活用」の部分でございます。ここはまさに内閣府の所管になりまして、この部分は、今年の春をめどに設置されます休眠預金等活用審議会におきまして審議した上で、約1年後に基本方針を定めます。その中でその審議を経て、詳細が決まってくるということでございます。

第4章は、「雑則」と申し上げて、いろいろさまざまな規定。例えば政府による周知をちゃんとしなさいとか、立入検査に関するような規定が入っております。

第5章は「罰則」。当然ですが、他人になりすまして休眠預金を請求するというおそれはおそらく出てくるような気がしております。そういったことについての罰則規定等が入っております。

そのほかに「附則」、(2)でございますが、これまでのものには遡及しなくて、これから法律が施行された後ののが対象になりますということ。あるいは岸本議員からございましたように、5年後見直しといったことが入っております。

3ページ目をご覧くださいと、既にここに来られた方は見ておられると思いますが、仕組みのイメージでございます。左からお金が流れていくイメージでございます。預金者がある預金につきまして、10年たったものについて休眠預金として預金保険機構に移管されて、預金保険機構から、新しく設立される一般財団でございます「指定活用団体」にお金が流れていくということでございます。

そこからいわゆる「資金分配団体」、助成財団とか今いろいろありますので、そういったところを経て、現場の団体にお金が流れていくというスキームでございます。

内閣府におきましては、このスキームの中の「指定活用団体」に対して監督をする。あるいは大きな方針である基本方針を定めるということについて関わっていくという流れでございます。

続きまして5ページ目、概要でございます。このあたり詳しいことは、金融庁の省令が、まさに先週金曜日に定まっておりますので、その中のポイントとなることを規定して書いております。

一つは、休眠預金は10年以上、入出金の異動がない預金ということで、異動とは、通帳の記帳とか発行、あるいは残高照会、あと顧客情報の変更ということがあったことを「異動」とするかどうかというのは、実は各金融機関で現状異なっております。その部分につきましては、今後金融庁が認可をする形で、各金融機関のホームページ等で公表されるということ。若干金

融機関によって異なってくる可能性があるということでございます。

あと預金の対象でございます。いわゆる預金保険機構が対象にしているいわゆる金融機関、これが600ぐらいあるのですが、そのほかに農協とか漁協、信用組合、こういったものが入ってまいります。それがいわゆる貯金保険法の対象、この部分が約970ほどございます。全部換算すると、対象となる金融機関が1600ぐらいあることになります。

こういったものと全てシステムを組む必要がございますので、やはりそのシステム整備で1年ぐらいかかってしまうということでございます。

先ほど岸本先生からお話があったイギリスはシステムを組んでいるんですが、韓国は実はシステムを組まないで、毎年マイクロのフィルムで出すということをやっているんで、実は韓国は事件が起きておまして、休眠預金じゃないものを休眠預金で処理したとかいうのがあります。日本の場合、システムが動き出しますと止まれなくなりますので、しっかりシステムを組んでいかないといけないということで、ちょっと所要の時間がかかるということでございます。

そのほかに、預金の存在を預金者に通知するというところで、現状、全ての預金を預金者に通知しますと、非常に数が多いでございますので、1万円以上の預金については通知をしますと。そのほかについては公告するというようなことになっております。同じようなことを考えているということでございます。

その下でございますが、預金者はいつでも「預金等」があった場合、金融機関の窓口で払い戻しを受け取ることが可能ということで、その際に必要なものとして、通帳であるとかキャッシュカード、証書でございます。

ただ、なくしている場合が当然ございますので、こういった場合は、身分証ということで、パスポートとか免許証、社会保険証、こういったものを提示していただいて、本人だと確認ができれば払い戻しができることになっていると。これは現状でもそうですが、それを引き続き同じような形でやるというようなことも省令で規定しております。

次に「基本理念」ということでございます。このあたりは、まさに超党派の議連の中で、だいたい基本理念についてご議論されたこと承知しております。7ページ目、700億円に休眠預金はなるということで、実は議連でご議論いただいた500億から600億と言っておったんですが、足元3年ほどは、実は毎年1,200億円ほど生じまして、大体毎年500億円返してくださいということで、700億ぐらい足元が増えております。これなぜなのかは、いまひとつ我々もわかりません。原因を究明していく必要は今後あるのかなと思っております。

ただ、日本の場合言えますのは、最近難しいんですが、昔は口座を簡単につくれたものですから、現状実は日本に人口1億数千万なんですが、口座の数が12億ぐらいございます。そうすると大体10個ぐらいは口座を持っておられるという状況なので、ご本人自身もわからないというような状態になっておりますので、こういったことが原因なのかなと思っております。

今年の7月に郵便が、まさに郵政民営化で10年たちますので、この外側にある郵便局のお金も相当休眠預金としてこの対象に入ってきます。その金額がどれくらいかわからないのですが、おそらく地方では銀行より郵便局で口座を作られているのがあるので、700よりもうちょっとONされてくるかなと、100億円オーダーで来るかなという気がしておまして。成立させていただいて、我々活用する立場から考えると、これだけのお金を本当に活用できるのかなというのが、正直申し上げて非常に心配しているところでございます。

その後、もう岸本先生からお話がありましたが、社会の変化、こういったことで「民間公益活動」の促進に活用しようということ。

8 ページ目でございますが、特にこの理念の中で重要だと思っておりますのが、やはり困難な社会の諸課題の解決を図るために使うんだということでございます。この部分は皆さんにご理解いただきたいんですが、若干私も懸念しておりますのは、ソーシャルセクターの方で、「棚からぼた餅」論的に、なんか降ってきちゃったよ、みたいのがある。もともとの目的は、「社会課題の解決」だということをぜひご理解いただきたいなと思っております。

また、9 ページ目でございますが、これも画期的だと思っておりますが、「民間公益活動の自立した担い手の育成」ということ。休眠預金に依存した団体をつくるのではなくて、これをきっかけに自立した団体を育成していくんだというようなこと。

二つ目が、まさに今岸本議員からありましたように、いわゆる社会的投資ですね。寄付とか控除ではもう限界になっている中で、民間の資金をいかにこの社会課題の解決のソーシャルセクターの部分に呼び込むのかというようなことも、理念として掲げられているという意味では、本当に画期的な法律だと思っております。

そのほか預金者のお金なので、多様な意見とか、透明性の確保、これは我々十分にしたいと思っております。あらゆる情報を全てホームページ等で公開して、透明性を高めるといようなことをしていきたいと思っております。

また、大都市その他特定の地域に集中することがないということもございます。我々まだ関係方面と相談しておりますが、地方で生まれた休眠預金は、なるべくその地方でお使いいただくというのがこの法律の趣旨に沿っているのかなと思っております。そういったことができるような仕組みを審議会で議論して仕組みとしてつくっていければというふうに思っております。

また、複数年度ということ、まさに我々複数年度を前提とした助成というような仕組みを考えていきたい。

あと、成果に着目したということなので、我々も社会的インパクト評価というようなことを全国で今進めておりますが、やはり成果にちゃんとコミットしていただく。それはやはり国民のお金でございますので、どういったお金を使ってどういった成果があるというのは、やはり国民にしっかり説明する必要があるということですので、成果についてしっかりと説明できるような形にしていきたいと思っております。

10 ページから 11 ページ、12 ページが、まさに活用分野と課題例でございます。①子ども・若者への支援に係る活動と書いておりますが、我々ここで考えておりますのは、まず最初に課題例。どんな社会課題を解決するのかというのを審議会でしっかりとご審議いただくのが重要なのではないかと考えております。

基本方針の、おそらく5年程度の中期的なものを考えておりますが、その中期の中で、どの社会課題を優先すべきかというのを審議会でしっかりご議論いただいて、基本方針で記すことがまず大事なかと。

役人をやっておりますと、若干事業にすぐ書いちゃうんですね。事業が透けて見えるような文言を書くんですが、我々はむしろそこは避けて、社会課題をしっかりと書いていって、その社会課題に対応するような事業は何なのかと、まさに民間の方が民間の英知を使って考えていただくようなことにしたい。基本方針、事業が透けて見えるようなものは避けて、課題をしか

りと書くというところに努めていきたいと考えております。

現状、そうは言ってもわかりづらいものですから、課題例で貧困家庭の子ども、孤立した子どもの増加とか、いろいろ書かせていただいておりますが、恐縮ですが※で書いている記載事例として、現時点では我々事務的に考えるとこうなのかなと思っておるんですが、当然これから審議する間に、もっと新しい課題も出てくると思っておりますので、その辺はご審議いただいた中でお決めいただくのかなと思っております。

13 ページでございます。今後のスケジュールのイメージですが、昨年 12 月 9 日に公布されて、約 1 年ということで、平成 30 年 1 月 1 日にこの法律が全施行されます。その時に、9 年たった預金に対して、個別に通知とか公告をしていきまして、31 年 1 月 1 日、大体 2 年程度のところから休眠預金が発生していくということでございます。

ただ、本当は毎日、毎日生じるんですが、毎日、毎日金融機関から移すわけにはいかないの、決算の時とか、節目、節目で金額が確定した時にまとめて順次預金保険機構に移して、現場の団体と考えておりますので、交付金が実際に交付されますのは、平成 31 年秋頃と予定しております。

その間に、今年の春に審議会を設置いたしまして、右側でございますが、2018 年の夏ぐらいに基本方針を策定して、その後指定活用団体を指定していくと。こういった流れを、今のところ考えております。

大きなスキームが 14 ページ以降、15 ページでございますが、このあたりは繰り返しになりますので、図をご覧くださいと思います。指定活用団体も、今後「一般財団法人の中から 1 団体が、内閣総理大臣により指定される。」というようなことが、16 ページに書いております。

17 ページでございますが、「指定活用団体の体制」ということで、国会のご審議とか、マスコミの論調、あるいは国民会議とか、いろいろな議連の会議の中で出ておりましたが、利益相反であるとか、やっぱり透明性というのは本当にしっかりしないといけないと思っておりまして、指定活用団体の事務局体制のイメージと書いております。ブルーがかっておりますのが、いわゆる一般社団、一般財団法人に関する、法律で必置として決まっている部分でございます。理事会、代表理事、評議員会、監事、規模が大きいと会計監査人ですが、これだけでは不十分だろうと思っておりまして、ほかの団体の例も踏まえて、監査室であるとか、事業審査・評価委員会、コンプライアンス委員会、コンプライアンス室、こういったものが必要ではないかということで、望ましいものと考えております。

あとは、当然こういうメンバーになられた方、ほかの財団の理事をされているとかいうことでもありますので、利益相反の観点からいくと、通常、普通の企業様でもやっているように、自分の関連する案件の時は、事前に申し出ただいて席を外していただくとかいうようなことをしておりますが、そういった形でしっかりと利益相反の体制をとっていきたいと思っております。

19 ページ以降、審議会はこれから決まりますが、そういったメンバーであるとか、基本方針の内容であるとか、21 ページ、「基本計画」と。こういったような形になっております。

最後 23 ページでございますが、附帯決議で、5 年後に幅広く見直すというようなことがございますので、岸本先生からございましたように、5 年後に引き続きこの制度が残るためにも、

しっかりとこのお金で成果が出たということ、国民の方にご説明する必要があるのかなと思っておりますので、ぜひソーシャルセクターの方もそういった形でご協力いただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○柿沢役員室長 どうもありがとうございました。内閣府休眠預金等活用準備室から、この法律の内容また休眠預金の活用の仕組みについて詳しくお話をいただきました。

たしかこの担当大臣は、内閣府の一億総活躍担当の加藤勝信大臣がこれを所管して、今まさにこの休眠預金活用準備室を指揮監督しながら、今の制度の仕組みをつくる作業を進めているということだと思います。

これから質疑や意見交換に入りたいと思いますが、出席議員がお二方お見えいただきましたので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

福島伸亨衆議院議員です。(拍手)

また NPO 法制定の立役者でもあります辻元清美衆議院議員です。(拍手)

意見交換

○柿沢役員室長 それでは皆さんにとってもグッドニュースであり、また今後いろんな意味で関わりが出てくると思いますこの休眠預金の活用推進法の内容や、あるいは皆さんとの関わりにつきまして、ご質問やご意見、またそれに限らず何か私ども民進党に対するご意見等あれば、いただければと思います。

○会場 きょう、こういう機会をいただきありがとうございます。休眠預金のことではないんですが、よろしいでしょうか。

今私、福島の被災者支援の活動をしております。ご存じかと思いますが、甲状腺ガン、福島県内で 184 人。そして 154 人がもう手術を受けました。成長ホルモンが出すところの器官ですので、予後がよくなかったり辛かったりする子どもたちがたくさんいらっしゃいます。

実は、福島県以外の周りの県でも、小児甲状腺ガンが出ておまして、検査をしてから発覚するわけではなく、症状が出てからなので非常に重症化している子どもたちがいるというデータがございます。まだ、しっかりしたデータはないんですが、そういう数例の相談が来ております。

また、3月末で自主避難者の住宅支援打ち切り等、避難者の方たちは今非常に苦しい状況です。民主党政権の 2012 年 6 月に、子ども・被災者支援法を超党派で成立させていただきました。これの中に、「一定の被曝があるとみなされる地域においては、被災者が自分の意思によって避難したり、住んだり、逃げたりする権利を有する」という一文があります。今議連さんが活動していないような状況にあるんですが、これを活性化していただいて、ぜひ荒井聰先生が長をされていていらっしゃるんですが、この甲状腺ガンは、もちろん福島の健康診断から出てきています。

それから、保養団体も全国で 235 ぐらいあるんですが、107 からアンケートを集めましたら、やはり人的・資金的にも非常に疲弊している状況です。ただ帰還政策がとられて、避難解除がどんどん進んでいますので、実は保養の需要は増えています。そこにきちんとした、国のお金

が届くように、ぜひ国の責任をもって、福島県に任せずに、復興庁だけに押し付けるのではなく、政治家の皆さんが国の責任においてやっていただくような、施策に力をいただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

○柿沢役員室長 直接的にこちらの場においてご返答させていただける範囲と、そうでないものがあると思いますが、子ども・被災者支援法に関しては、超党派の議員立法として、私たちもある意味では中心で成立させていただいた議員立法案だと、こういうふうに承知しております。それがうまく機能していないということは、大変残念なことに思っております。

また、福島の県民健康調査で、甲状腺ガンに関しては、その外側の皆さんにも発症が出ている。これをどうするかということは、大変重い問題提起だと思ますので、こうした問題についてしっかり受け止めさせていただいて、先般、蓮舫代表も福島に赴いて現地の状況を見てまいりました。3.11 から6年という節目で、しっかり受け止めて取り組んでまいりたいと思ます。

それでは、ほかにご発言、ご質問等ある方、いかがでしょうか。

○会場 今の放射能の影響と関連しますけれども、民進党じゃないですからここで言うてもしよがないのかもわかりませんけれども、一生涯最優先だと言いつつも、復興大臣が3人も代わるというのはどだいおかしい。民進党頑張って、一生涯の仕事として大臣がやるというぐらいの意気込みでやってもらいたいと思ます。

それから今の放射能については非常に重要なんで、力を入れて推進していただきたいと思っております。

○柿沢役員室長 はい、ご意見として受け止めさせていただきたいと思ますし、復興大臣の存在については、我々もいろいろと国会の質問などで取り上げさせていただいている部分もございます。

いかがでしょうか、休眠預金のことも皆さんには大変重要な関わりが将来出てくる問題だと思ますので、何かご疑問の点あるいはご提言などもいただければと思ます。

○会場 日頃消費者問題の分野などで活動しています。ほかの多くの社会的活動もそうだと思うんですが、私どもの分野も、団体としては活動すればするほど自分たちは困窮化していく。活動自体は一銭にもならないのでということもありまして、今回のこの休眠預金に大変関心を寄せているところです。

折しも私どものところで、主に消費者団体を財政的に支援する基金を独自に立ち上げようかという計画をしている矢先に、この休眠預金法が成立できまして、ぜひ今後この資金分配団体に名乗りを上げさせていただきたいなと思しているところです。

質問になるのですが、資金分配団体は、きょうの資料の後ろに Q&A 集も付いておりますが、主にはコミュニティー財団とか、NPO バンクのようなものが想定されているということですが、私どもが計画しているように、分野を絞って財政支援をしていこうとしているような基金のようなものも対象になる可能性があるのかどうかといったあたりをお聞かせいただけたらと思ます。

○内閣府 そこも今後審議会でご議論いただければと思ますが、まずは社会課題の解決という部分で、その該当する社会課題として入ってくるのかどうかというところもしっかりご議論いただいた上で、当然資金分配団体はしっかりした実績とか、そういうところが必要かなと思

っております。いずれにしろこの法律では公募で決まるということになっておりますので、今後のお話なのかなと思っております。

○会場 この休眠法について、ピントがズレた質問でしたら申しわけないのですが、前の、新しい公共推進支援事業の時は、中央からいつの間にか地方公共団体にその所管が移りまして、県によってバラバラな対応で非常にドギマギしたというか、結局私どもの所在する県は、自分のところの市民活動の担当分野の予算に組み入れて、非常に細切れに配るようなことをおやりになった。本来の民主党が進めた「新しい公共」、それが日本社会の隅々にまで行き渡るような、それについてはいまいちダイナミックさが欠けたように思うんです。

今回については、地方公共団体あるいは自治体等から何か要望とかないんでしょうか。自治体側の関与というのが一切書いてない。そのあたり、うわさ話みたいなものでも結構ですから、教えていただけるとありがたいです。

○内閣府 この法律のスキームにおきましては、地方自治体が関与することは一切ございません。むしろそうではなくて、民のお金を民でお使いいただくというスキームでございますので、地方自治体の方には「あなたたちのお仕事はないですよ」とお伝えしております。

○会場 文句や要望は出ませんか。

○内閣府 全くございません、そこは。

○会場 現在 NPO の申請中でございます福島県の市民生活支援協議会といった団体と私どもの「体験型見合いづくりネット」、この2年間ほど協働しながら進めてまいった内容でございます。ここに福島県の居住支援協議会と申しまして、県の外郭団体ではあるのですが、国土交通省の管轄の事業体で高齢者の方々とか、支援を要する皆様方の生活再建相談をずっと継続して行ってまいりました。ここに来まして県の補助事業で避難者の、先ほど申されましたように、3月で終了する仮設住宅その他の供与の終了に伴う相談もお受けしてまいったのです。相談者の方々も多く接触させていただいた中で、本当に支援を要する方々は、身一つで私たちのところに駆け込んでくるのが現状でございます。

それを受け入れて、なおかつ今シェアハウスという形で、サブリースの形をとりまして、一旦団体で物件を確保いたしまして、そこに入居していただいて、生活の再建をしていただいている。自立支援ということで就労支援等々も含めて今させていただいているんですが、そこに伴う予算が全くございませんで、非常に大変なところで今歩いているところです。ぜひこの休眠資金につきましては早い活用をお願いできればと思います。

これからまだまだ、相談者が非常に多いものですから、お一人お一人に対応するまで2年、3年とかかかってしまうんじゃないかなというところもございます。組織の人材の育成というところも非常に重要で早急な対応を必要とされておりますので、そういったところでも深くご理解いただきながら、ぜひ民進党からお声を上げていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○岸本衆議院議員 ありがとうございます。できるだけ早くということで、お気持ちはいただきましたので努力しますが、ソフトウェアのシステムの開発とか、今、参事官から説明があったように、どういう運用をするのか、これもオープンに審議会でやらなければいけませんので、どうしても物理的に2年ぐらいはかかってしまうということだけはご理解をいただきたいと思っております。

○会場 資金分配はすごく先だと思いますが、先ほどあった社会的インパクト評価と通じてくるところがあると思うのですが、まだ今ずっと準備をされていて、セミナーをやったり、きょうも事例の発表があったりすると思うんですが、たぶん関連づけていかれる予定をされていると思うんです。

その辺の、私たちのはかり知れないところでスケジュール的に、そこの日本的な評価と、海外的な評価があると思うのですが、日本の仕組みの評価の部分、私としては実は海外の評価団体に学びに行きたいと思っています。その部分の方針みたいなものは、今どういう話し合いがされている感じか、もしわかれば教えていただければと思うんです。

○内閣府 内閣府のほうでは、まさに社会的インパクト評価というものを進めております。民間とも社会的インパクト評価イニシアティブを立ち上げまして、現在 100 団体ぐらい。これはソーシャルセクターだけでなく、民間企業様も入っております。いわゆる経済的利益以外に、社会的価値を可視化していくことが必要だろうと思っておりまして、そういったものがもう少し広がっていく世の中になったらいいのかなと。そのことが結果的に、民間のお金がソーシャルセクターに流れ込むきっかけになるんだろうと思っております。

休眠預金についても成果に着目したということがございますので。別に金額換算すべきと全く思っていないくて、定性的なものから定量的なものを含めて、ただ何らかの形で「このお金を使ったことによって社会がこう変わりました」ということをちゃんと説明していくとか、それをその行動原理の中に入れていくことが必要かなと思っております。

いろんな形で、サポートというか、いろいろ参加できるようになっておりますので。別に排除した仕組みでなくて、オープンな仕組みですので、聞いていただければ海外の事例とか、我々もやっておりますし、海外からも人も呼んだりしてやっておりますので、ご紹介はできるかなと思います。

○会場 あくまでこの予算、このお金は、事業展開における呼び水のような形で使って、きちっとしたスキームを持って、明確にした上で、民間企業とも提携しながら、NPO 法人としても自立できて、国等に頼らないようなロジックモデルの創出のきっかけになるのがベストなのかなと思っているんです。

団体事例のところで、「子ども食堂」の事例が書いてあるのですが、どうしても今まで活動してきて、短期的にはっきりして、わかりやすいものに事業資金が流れるというようなことがあったのですが、根本的な解決としては、貧困もそうですし、保育園の問題もですが、お母さんたちに就業をいかに生むかというところに民間と行政も着目していただきたい。そういったことにこれも使っていただきたいというのがあります。

私どもは、IT を使ってソフトバンクとか企業さんと連携して、実際にアプリケーションの構築だったり、ホームページの作成で、シングルマザーのお母さんたちにお仕事をいただいています、民間ですけれども。

それをもっとスキームとして確立して NPO でやっていきたいというのがあって。教育支援として、スキルアップの努力をした方にきちっとした在宅ワークを今後出していきたい。プログラミング必修に向けての補助なんかを、その方たちが学校に入ってやっていけたらというのを考えています。そういった長期的な目標に向かってのものに対して、ぜひぜひご協力いただけたらと思っているので、ここでお願いしたいなと思います。

○岸本衆議院議員 はい、ありがとうございます。今岡本参事官が申しあげましたように、どういふ運用をするかは審議会で決まるのですが、立法者趣旨としてまさに、従来やっていたようなものよりも、そういう新しいイノベーションを起こすようなものを中心に考えていくということと、このお金はまさに民間のお金、あるいは政府系金融機関からの、借入も含めて、あるいは出資も含めて、そういうものの補完であるということが法律に書かれています。あくまでも、このお金は呼び水なんですね。このお金だけで事業をすると言われたら、おそらく審議会では、そういう基準にはならないだろうと思います。このお金だけくださいと言われたところは対象にならないと思います。

「私は 1,000 万集めてきましたから、1,000 万ください」、これはマッチングファンドという考え方ですけれども、まさに理想的に言えば、全てが全てそうではないと思いますけれど、それは運用のところで。私も立法者としては、1,000 万集めてきたから 1,000 万くださいというようなマッチングファンドがやはり理想だろうと。

もちろん中長期的なチャレンジに対して、イノベーションを起こしていただくということも大きなメルクマールになると思います。それも含めてこれからつくっていくということでございます。

○会場 先ほどのご質問にも通じますし、この法律の趣旨のところにも、こういう考え方も合致するのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

今、地域防災活動支援保険というものを考えております。毎年の町内会費の中に、自覚と自立、覚悟と自立という形で、地域の防災力を、その町内会費の中で、少しずつ貯めていきながら、毎年毎年それを基金として活用していく。マンションで共益部分のところに、地震保険であるように、地域の公益の部分、集会場であったり、避難道であったり、そういうものがあります。災害のたびに傷みます。そういうものを地域の公共として、災害のあった時にはそういうものの迅速な補填に使われるようなもの。

そして、平時においては、そういう地域の防災教育とかセミナーとか、そういうものに事前防災という形で使っていただけるような、保険に入っていただくと漏れなく原則無償でそういうものが附帯サービスとして出てくるような、そういう保険のイメージを考えています。

そういう保険も、先ほどの呼び水とありますが、その基金の一部にそういう趣旨として、この休眠口座の基金を活用していくことができるものだろうか。地震保険でいけば 90 年、構想から実現まで、この生活再建支援という形でかかったわけですが、その期間をできるだけ短くしていくという意味でも、有効な使い方ではないかなと思っています。

もう一つは、SIB との関連で。この SIB の考え方は、先ほど非常に大きな手法の転換である、つながっていくことになるんだろうと思うんです。

その時に、防災、防災と言うだけではなくて、きょうお見えになられているさまざまな中間支援団体、NPO の団体があります。そういう活動の中に、防災のエッセンスというものを組み入れていくことによって、さまざまなつながりが有機的に、例えば環境省の先ほどご説明がありました、エコのツーリズムと。そういうものと防災キャンプというようなものを組み合わせながら、進めていくような、そういうような多角的に複雑な課題を、いろんな角度で評価をしていくことも、この SIB が進化していくとできるのではないかなと思うんです。

残念なのは、先ほど内閣府さんのご説明があった方が、1 番、2 番のところには社会的インパ

クの評価、ロールモデル、さまざまに今やっていますと。3番以降は、内閣府さんという縦割りの省庁をある面飛び越えたさまざまな考え方ができるお立ち位置にあるにもかかわらず、その事業の予算等々に関しては、この予算の目的のためにこれが使われていく。これがなくなったからこれができなくなる。一つの事業の展開で、複数のさまざまな目的に合致していける。もしくは一つの目的でも、複数の事業予算から組み合わせて使える、そういうような視点もこのSIBの評価をしていくのにも大事になってくるのではないかなと思っています。

休眠保険とSIBを絡めたお話になりましたけれども、そのキーワードは、評価軸だろうと思います。ぜひその辺のところもご検討いただければと思っています。以上です。

○岸本議員 一般論からお答えしますと、今のお話、二つに分けたいと思うんです。防災という社会的課題の解決というのがどうなのかという審議がおそらく行われて、あと、手法として金融手法、保険とかソーシャル・インパクト・ボンドという金融の手法がどうなのかということが、それぞれこれから課題になるということだろうと思います。

○内閣府 特にSIBの関係、私、担当ではないんですが、若干懸念していることを申し上げますと、行政主導という感じが若干しています。実はこれ民間のツールなんですが、残念ながら私が聞いている限り、民間の資金の出し手でこれに関心を示している方は全く聞いたことがない。行政のほうが「これをやったら休眠預金来るよね」みたいな大いなる誤解で、そうするとスキームがすごく甘いんです。これやったら絶対来ると。それは間違っていますと。民間の資金を出す人がいて初めて成り立つので。若干気にしているのは、行政がやると、民間のことを置いていって、何かつくったらお金来るよねと、大いなる誤解が日本じゅうに蔓延しております。

まず民間が出し手がない限り、スキームとして成り立ちません。それをしっかり構築してからそれができるので、「この部分お金足りないから、どうか」ということなので。正直、今の動きはすごく懸念しています。

○柿沢役員室長 はい、時間がそろそろ迫ってまいりましたけれども、先ほど来お聞きをいただいでわかるとおり、法律が成立した直後でもあり、また今制度の具体的な仕組みをつくっている最中でもあり、一方で発生する休眠預金の額はかなり巨額に上っている。いろんな余地がありつつも、一方でスタートアップは確実に、また国民から見て期待に応えられるようなものにしなければいけないということであると思います。また、走りながら考えるという要素もやむを得ず生じてくるものと思います。

そういう意味では、おそらく制度を具体化していく、また、運用していく間においても、NPOさんのようなセクターの皆さんと緊密な意見交換が欠かせない。こういうものだと思いますので、今後もこうした機会を通じて皆さんのご意見やご要望を承ってまいりたいと思うところでございます。

時間もちょうど1時間になりましたので、これでこのパートは閉会とさせていただきたいと思いますが、さまざまなご発言を頂戴いたしましたことに心から御礼を申し上げます。

本当にきょうはありがとうございました。(拍手)

復 興 庁

○名越座長 それでは時間になりましたので、これから午後の部を再開させていただきたいと思ひます。式次第に沿って始めさせていただきます。

まずは復興庁さんからですが、ご承知のとおり、復興予算に関しましては前期が集中復興期間として平成 28 年 3 月に終了しまして、後半が平成 28 年 4 月以降、復興創生期間ということに入っております。2 年目に入りまして、どこがどのように変わっていくのかを中心としまして、復興庁さんから説明をいただきたいと思ひます。

ご説明は、ボランティア・公益的民間連携班の方と、参事官補佐さんをお願いしたいと思ひます。それではお二人、ひとつよろしくお願ひいたします。

○復興庁 復興庁では、東日本大震災からの復興支援に携わる NPO 等の民間団体が東日本大震災の被災地等において、さまざまな支援活動を行うに当たって活用することが可能な、関係省庁が所管している関連施策を取りまとめ、「復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援について」を公表しております、参考資料として配付させていただいております。

今回 NPO 関連予算についてということでございまして、復興庁では、復興関連事業の予算の括りとして、被災者支援総合交付金がございまして、

内容につきましては、総括表とポンチ絵を用いて担当からご説明差し上げます。

○復興庁 先ほどお示しをした冊子とは別に、2 枚資料を用意しているかと思ひます。冊子上では、被災者支援総合交付金というものを復興特会で所管しているわけでございます。そこに五つの事業がございまして、そのうち復興庁で直接執行している事業が、一番上の「被災者支援総合事業」になりますので、こちらにつきましてご説明申し上げたいと思ひます。残りの事業は、厚生労働省と文部科学省にて執行しております。

まず総括表をご覧ください。今申し上げた「被災者支援総合交付金」でございます。

この事業につきましては、先ほど司会の名越様からご案内がございましたとおり、平成 28 年度から、今年度でございますけれども、大幅に拡充する形で設けた交付金でございます。

この中で、来年度も継続してやっていくということで考えているものでございます。

予算額につきましては、先ほどの全ての事業を足し合わせた金額ということで、来年度は約 200 億円ということで準備をしておるところでございます。

補助率 100%となっております。実際に NPO の皆様方が活用できる事業につきましては、1 枚おめぐりいただいて、絵のような形になっているカラーのものをご覧ください。この右の「事業イメージ・具体例」、これが事業メニューですけれども、これは平成 28 年度と同じでございますが、①の被災者支援総合事業のうち、「心の復興」事業、それから「被災者支援コーディネート」事業。この二つにつきましては、NPO に直接国から支援することが可能な仕組みとしております。

今年度の実績でございますが、総括表の一番右にお示ししましたけれども、国直轄で全部で 111 の NPO 等を支援した実績がございまして、これにつきましては来年度も継続して実施したい

と考えております。

また、総括表に戻っていただいて、スケジュールでございます。こちらは、ペーパーを出した時点では2月下旬～3月上旬（予定）という形で書かせていただきました。

実際は準備が整いまして、これから私、帰った後ホームページにアップする予定でございますので、本日から2週間という形で募集をかけたいと考えております。これは「心の復興」事業でございます。また、コーディネート事業につきましても、本日から募集開始という形で考えております。

つきましては、今年度同様に来年度も実施いたしますので、皆様から積極的なご提案をいただければと考えております。

私からは以上でございます。

○復興庁 復興庁としましては、引き続き NPO 等民間団体が被災者の復興にかかる重要な担い手として活動いただけるよう、今後とも支援・連携してまいりたいと考えております。

復興庁からは以上でございます。

質問・意見

○名越座長 はい、ありがとうございました。

それでは、あらためまして会場の皆さんからご質問・ご意見をいただきたいと思えます。

○会場 私どもの活動の内容が複合する省庁にわたっておりまして、復興庁につきましても住宅と生活再建支援というのは現在行っているわけです。

この中の相談という中身を解いてまいりますと、相続相談やら葬儀相談やら非常に幅広い相談がございます。復興住宅に移行されて生活が始まっておられる方もいらっしゃいます。ほとんどの方がそういった形をとっておられますが、実際に越された方々の声を聞きますと、建物は新しくなった、広くなったはよかったけれども、非常に孤立することが多くなってしまったということなんです。

やはりまだまだ被災者の方々は被災者なんですね。ご自分で一歩新たに踏み出して、ちょっと違った環境をつくり出すというところまではなかなか踏み出せない方が多いものですから、これからこの心の復興とか、コミュニティーの形成というのは非常に重要になってくるかなと。そういったところで私たちもこのところに着手していかなければならないと思っております。

また、心の復興に関しましては、これまでも私どものところでは国際基督教大学の先生方にご協力いただきまして、臨床心理の先生方だったものですから、専門的なカウンセラーの育成も含めまして、心の相談というところで対応していただいていたんです。ここも全く予算がございませんでしたので、実際に相談をお受けして、それらを本当に全て十分というところには至らないかもしれないのですが、なるべく多くのことの解決に向かうために、この心の復興とコミュニティーというところは、これからさらに継続してまた力を注がなければならないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

○名越座長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○会場 はい、そうでございます。

○名越座長 何かコメントございますか。

○復興庁 ありがとうございます。まさに平成 28 年度交付金を設けた際に、コミュニティーの問題をかなりご指摘がございましたので、メニューに追加したという経緯がございます。

これは、別の事業でも一部やっていたのですが、明確にコミュニティー形成支援ということで、主に今ご指摘のありました災害公営住宅に移った後、自治会の立ち上げの支援とか、そもそもその前、入居が決まった後の顔合わせ会みたいなものにお使いいただけるような形で自治体に活用いただいております。その一部、委託という形で担っていただいていると思っております。引き続き、ぜひよろしくお願ひしたいと、私どもからも思います。ありがとうございます。

○名越座長 コミュニティー形成なり心の復興、まだまだ続くということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会場 埼玉県でも、自主避難を含めると今も 4500 名ほど福島からの避難者の方がいらっしやいます。今年 3 月でそれぞれの家賃補償が切れるということで、1 のところで「重要課題」の対応支援ということで書いてあるのですが、そういう部分を集中的に切り出して、事業化するとか。または予算化するようなお考えはあるのか。

あとは「コミュニティーの形成支援」ということで、この交付金化した時からコミュニティー形成支援していらっしやるといふ話ですけれども、我々も福島県さんから震災の 1 年後に、総合事業のほうで支援いただいて、県外避難者のコミュニティーの再構築をやってきました。各都道府県、全国に福島の方、または被災者の方がいらっしやるといふのですが、この東北 3 県で実際にやったコミュニティー形成支援のモデル化といふか、モデルを各全国の自治体に対して「こういう形でやってください」とか、「こういう事例があります」といふ公開をする用意があるのかといふところを 2 点目に聞きたいです。

あと、ほかの厚労省さんや文科省さんの事業だといふことで、V の「子どもに対する支援」とあるんですが、震災から 6 年たちますと、当時中学生だった子は、もう社会人になっているわけです。社会人になって、この前ニュースでもいじめの問題とかありましたけれども、会社でも同様なことがある可能性もあると。

そういうところで継続的な調査であったり、そこに対する施策をする用意もあるのかといふところも、時限的な省庁さんであるのは存じているんですが、そういうところも含めて 3 点お伺ひできればと思ひます。

○復興庁 まず全体的なお話でございます。この交付金をつくった際に、今ご指摘いただいたようなさまざまな問題がある中で、どうしても国で全部を把握し切れない部分もございまして、メニューを広めに取りまして、自治体が抱えている問題に国としてきめ細かく支援しようという形で交付金をつくっております。

ですので、私どものこの感覚なのかもしれませんが、細かく切り出すと、それはそれで自治体も使い勝手が悪いといふようなご指摘もいただいておりますので、このメニューの中でできる限り今のご指摘のような課題を読み込んでいって、このメニューで対応していただく。先ほどの住宅の関係もそうなのですが、住宅生活再建支援と。最初は、住宅の仮設からの移行支援という形で始めたのですが、ご指摘のような自主避難をされている方に、これで訪問して、東京なりこの首都圏で再建されるのか、福島に戻られるのかといふことを丁寧に聞き取りをしたいといふ事業にも支援をしております。

そういったところで、さまざまな課題にこの交付金の中でお応えできるようにという形で、そういった意味で、このメニューはあるのですが、中でこの事業は幾らという形を決めずに、トータルで200という形で事業を組ませていただいております。

それから各3点に対するご指摘についてですけれども、そういった意味で、切り出すのかというのは逆に、課題につきましてはこの交付金の中でどうやってやれるかということを考えたいと思います。

また、県外避難者の関係で、いろいろなデータということですが、これにつきましては、今年度この交付金を始めたばかりですので、少し課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

3点目の部分は、先ほど全体でお答えいたしましたけれども、新しい課題につきましても、我々にお寄せいただいて、自治体からヒアリングもよくやっておりますけれども、この交付金の中で、例えば福島と岩手・宮城ではだいぶ状況が違いますので、その中でこのメニューを使っていたとか、またはメニューを申請するとか、逆に入れ替えるといったことも今後はやる必要があると思っておりますので、そこは引き続きご意見をいただければ柔軟に、おっしゃるとおり時限の役所でございますけれども、対応できるところは対応していきたいと思っております。

以上です。

○名越座長 よろしいですか。それ以外ございますか。

○会場 生活支援ということじゃなくて、放射能に関する廃棄物の処分で、いい設備を紹介したいと思うんですが、その辺はどこに、例えば復興庁に行けばよろしいのか、それとも福島市の復興局に行く必要があるのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○復興庁 少し所管外にはなりますが、お答えいたします。

今のお話の場合はまず復興局がよろしいかと思えます。例えば復興局には、町の担当などを置いていることもございます。復興庁本庁にも置いているのですが、何々町担当、その町の問題を細かく拾い上げるという形の町の担当を置いているということもございます。

また、復興局で一度お受けして、それを各省庁に、例えば除染ですと環境省さんとか、産業関係ですと経済産業省さんとか、今のお話だと、場合によっては農地であれば農林水産省さんという形で、ある程度ご要望を受け止めて、割り振ってという形で対応できるかと思えますので、そこは復興局にご相談いただくのが、一番現地に近いところで現地も見やすいですし、それがいいかなと思います。

○名越座長 それではちょうど時間になりました。これで復興庁さん終わらせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

法 務 省

○名越座長 続いて法務省さんに移らせていただきたいと思います。

法務省さんにおかれましては、平成 23 年度から NPO 関連予算が復活されており、平成 27 年度からご説明を再度お願いしております。

それではご説明は法務省矯正局総務課長さんと。法務省保護局更正保護振興課保護調査官のほうからお願いしたいと思います。

○法務省 それでは法務省矯正局の NPO 関連予算についてご説明させていただきます。

総括表の 1 番の事業についてですが、受刑者や少年院に収容されている少年の再犯防止教育の一環として実施しております被害者の視点を取り入れた教育として、特定非営利活動法人、いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」を刑務所及び少年院で開催するものです。次のページにポンチ絵が付いています。矯正施設における「生命のメッセージ展」の実施状況です。右側に実施状況の写真が貼ってありますが、「メッセンジャー」と呼ばれる、被害者と等身大のパネルに、被害者の写真や日記を貼り、被害者のメッセージを届けるというものです。

「生命のメッセージ展」を通し、受刑者や収容少年に対し、被害者やその遺族の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けを図ることを目的としております。

総括表、1 枚目に戻ります。

29 年度の予算は 1,100 万円。対前年 200 万増となっています。この事業は国の予算により実施しており、実施主体は国です。

公募スケジュール及び申請方法欄はバー表記になっています。こちらの事業は、命のミュージアムという団体しかできない事業でございまして、随意契約によって委託契約がなされております。28 年度の実績は契約額 700 万です。

以上が 1 番目の説明でございます。

○法務省 引き続きまして、総括表 2 番についてご説明申し上げます。事業名は「刑務所出所者等の住居の確保」でございます。

これは、刑務所を満期で出所したものの、行き所がない。あるいは刑事事件等を起こして身柄拘束をされたが、罰金等で釈放されたものの行き所がないといった者に対しまして、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施するという事業でございます。

保護観察所と申しますのは、各県に一つ、北海道は四つ。合わせて 50 ヶ所ございます。

説明につきましてポンチ絵の二つ目をご覧くださいませでしょうか。

行き所のない刑務所出所者の住居確保の受け皿といたしまして、既存の更生保護施設といったものもございまして、それだけでは十分に受け入れられない。また多様な受け皿を確保することが必要であるということで、平成 24 年から「緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）」という施策を立てているところでございます。

この図にございまして、路上生活者等を支援する NPO 法人さん、あるいは薬物依存者等のリハビリテーション施設を運営する NPO 法人さん等で、事業を確実に実施できると。使える

お部屋があり、生活指導等を行っていただけるといった事業者さんに、あらかじめ保護観察所にご登録いただき、必要な場合に応じて住居の供与及び生活指導を一人1日お幾ら、あるいは何日間でといったことで委託させていただく事業でございます。

総括表に戻りまして、更生保護委託費の予算の範囲内で事業をお願いさせていただいているところでございますので、29年度の予算案としては、50億2,200万円、28年度の予算額といたしましては、48億900万円の内数で行わせていただいているところでございます。

こちら、公募スケジュール、申請方法等、バーにさせていただいておりますが、随時保護観察所とご協議いただき、この事業に、この趣旨あるいは登録の要件等に合致させていただいた場合に、登録していただくというような形をとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

質問・意見

○名越座長 はい、ありがとうございました。

それではあらためまして、会場の皆さんからご質問・ご意見等をいただきたいと思えます。

○会場 現在この2番目に関しまして既に対応がございまして、まだ申請の段階ではないんですが、3名ほどの方をお引き受けして、監察官の方々と連絡をとりながら今準備を進めているところなんです。

先ほど避難者の方々も含め、一般の要配慮者と言われる方々も含めた相談業務からの発生でございまして、監察官の方も特段に線引きをせずに、一緒のところで生活できる環境を求めているということのお話もございました。

それを実際に確立させていくために、この建物がなかなか取得が難しいというところがございまして、独自の建物が得られれば理想だな、まだまだお引き受けできるなというところに今至っております。生活費、住居費に関しましては国からの援助がありますので、それは問題ないのですが、建物に関するところで非常に苦戦しておりましたので、そういったところをご相談いただけるのかなと思っております。

○会場 実は明後日もこういう方向けのアパートを借りるのに、うちのほうで借り上げる。借り上げた上に、私どものほうで入れるという形をとらせていただいております、既に3人、郡山にお二人、磐城にお一人という形で収容しております。

そのまま話すと大家さんがほとんど貸してくれないというのが現実でございます。今郡山の駅前の虎丸というところにも2LDKをうちのほうで確保していますが、そうしないとなかなか難しいというのが現実でございます。

各県には、国土交通省の出先の居住支援協議会がありまして、ここには、全日さんとか宅建協会さんが入ってございまして、その中にこういう要配慮者向けのアパートとかを提供するという話になっているのですが、相談すると残念ながら1棟も出てこない。結果的には、自分たちで探して、私どものほうで借り上げて収容する形が多いんです。

現実には、実は公園にいるんだよと言われてまして、郡山の保護課の方と自立支援課の方と行ったら、もうトイレに半年間いて、ほぼ動かないで寝ていたために全身筋力が落ちてございまして、歩けないという状況でした。そこから私どもがやっている福島のシェルターに連れていって、

翌日から入院状態。その方も厚生施設から出て、行き場所がなくてトイレにいたというのが現実なんですね。こういうのを防いでいかないと難しいんですよ。

問題は、宅建協会さんとか、そういうところを通して貸してくれるところがないと、幾ら身元保証をしてあげても、借りられるところがない。その辺を何とか宅建協会さんなり法務省からもお願いをしていただく形をとらないと、なかなか難しい。

それから実は埼玉で工務店をやっている方がおられて、威勢のいいおっさんですが、「5人ぐらいいいよ。人も足りないし、そういう人でも全然オーケーだよ」と言うのですが、郡山から埼玉に送れない。郡山の保護観察官では埼玉に送り出せない、埼玉の保護観察とも話をしてくれということで、また縦割りの話になっています。雇いたいよというところがあって、寮も用意するよ、そういう人でもいいよと言ってくれているけれど、郡山刑務所を出た人が埼玉に行けないというのはおかしいなということで。その辺も横の連携をとっていただければ、自立するためのお手伝いもできますので、その辺もお願いできたらありがたいということでございます。

○名越座長 はい、建物の確保と連携ということですね。法務省さん、いかがでしょうか。

○法務省 実際にいろいろなケースを受け入れていただいているようで、そのためにいろいろな工夫をしていただいております。

まさに刑務所出所者等は、自らアパートを借りようと思っても、お金もございませんし、保証人も立てられずに行き倒れてしまうというところがございます。そういったところからこの自立準備ホームの仕組みというものは、既存の法人さんでいわゆる宿泊施設を持っていらっしゃるところで、「1部屋でも2部屋でも空き部屋があれば、その時に入れていただけませんか」といったところからスタートした仕組みでございます。そういった意味では、その部分及び部屋が足りなくなった場合に、自らのお部屋をさらにアパート等を借りて確保していただけるということで、大変心強く思うところでございます。

住居確保等につきましては、現在再犯防止推進法も設立され、国土交通省さん初め他省庁等の皆様も、さらにどういった策がとれるのか検討が始まったところでございますので、そういったところも含めて、さらに検討させていただければと思います。

また、郡山の人で、埼玉で雇い主さんが雇うと言ってお家もあるしといったところにつきましては、ちょっと個別の事件の状況がわからないのですが、場合によって仮釈放者ということであれば、転居する場合において許可が事前に必要といったような、本来はまだ刑務所にいるはずの人であって、その人が約束事を定められて仮に釈放されたという場合は、幾つか手続や指導上の必要性などがあるかと思えます。

それ以外の満期釈放者等であれば、また話は違ってくるというところがございますが、いずれにいたしましても、当然横の連携、あるいはいわゆる法務省保護観察所間の連携といったところで不十分な点もまだまだあるかと思えますので、その点いただいたご意見を承りまして、あらためて各観察所には指導していきたいと思えます。

どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○名越座長 それじゃあ、引き続きよろしく願いするということで。

それ以外はいかがでしょう。

○会場 実はちょっとご相談いただいている案件があって。今こちらの1番みたいな、支援事

業みたいなのをセラピーで始めたいという方がいて。お仕事でご縁があって、先週一緒にワークショップなどをさせていただきました。非営利型の株式会社で、実際ご本人、社長さんも入っていらっしゃったので、出てきた方は皆受け入れるというところの会社様です。

そういったところから、こういった新規のものは、今こちらは随契というお話があったので、特殊なお仕事ということもあるので、ご提案というのは、長期戦なのですが、可能ではあるんですか。

○法務省 ぜひご提案いただければ、我々としては本当にありがたく思います。

それで矯正局のほうにご紹介いただければ、内容によって少年の分野か、成人の分野かで担当者をご紹介いたしますので。私、後で名刺をお渡しに参りますので、よろしくお願いします。

○名越座長 それ以外はいかがでしょうか。

特にないようですね。それでは法務省さん、これで終わらせていただきたいと思います。お忙しいところを大変ありがとうございました。(拍手)

農 林 水 産 省

○名越座長 それでは続きまして農林水産省さんに移らせていただきたいと思います。

ご説明は個々のご担当者からということですので、きょうは19名の方が来ておられます。それでは最初の方、よろしくお願いいたします。

○農林水産省 事業名は、「農林水産政策科学研究委託事業」でして、こちらは行政ニーズに合った政策研究を進める上で、外部の研究者の方の幅広い知見を活用することが適当と考えられるような政策研究課題につきまして、この事業で公募をいたしまして、相手方を選定して、研究を実施するものでございます。

実施主体としまして、NPO法人も対象としておりますが、残念ながら来年度につきましては、研究期間が3年ということがございまして、その関係から継続案件のみということで、公募はしない予定でございます。

以上です。

○農林水産省 お手元の資料の16ページになります。「海外農業・貿易投資環境調査分析事業」でございまして。

この事業につきましては、＜背景／課題＞のところに書いてございますけれども、平成28年5月に、「農林水産業の輸出力強化戦略」が取りまとめられました。

これに基づきまして、日本からの農林水産物、食品の輸出拡大でありますとか、我が国の食産業の海外展開を図っていくことが重要と考えております。

したがって、この事業におきまして、＜主な内容＞のところに書いておりますけれども、今言ったようなことを後押しするための産官学から成ります官民協議会でありますとか、そうした輸出とか、有望な国に対して二国間政策対話をやっていく、あるいは諸外国の制度・投資環境の調査等をやっていくということでございます。

委託先が、民間団体等ということになっておりまして、この中にNPO法人も含まれます。

続きまして18ページでございます。「中南米日系農業者連携交流委託事業」でございます。この事業につきましては、日本との農業交流関係が、ブラジルとかパラグアイといった中南米の4カ国で構築されていると。そういう中で、経営者の世代交代もある中で、日本の農業、食産業分野に関心がある方がいらっしゃる。すなわち日本企業とのビジネス構築と言いますか、そういった可能性があるということでございます。

したがって、内容といたしましては、日系農業者同士の交流会議を開催して組織間の連携を強化することでありまして、日系農業者関係者を対象としました農業生産や加工技術、こういった研修を実施することになっております。

委託先については、先ほどと同様でございます。

続きまして20ページの「アフリカにおけるフードバリューチェーン構築のための能力強化事業」でございます。

これにつきましても、アフリカにおきましては引き続き成長する市場があるということで、アフリカの経済発展と我が国の食産業の展開を図っていきたくて考えております。

そういった時に、やはり現地の食品加工業者とか、流通業者等の人材を育成すること

が重要であると考えております。

こういったことを踏まえまして、この事業におきましては、食品加工流通業者を対象とした我が国の企業等が有する、優れた農産品の高付加価値化技術、こういったものを活用しました研修を実施するという内容になっています。

委託先については先ほどと同様でございます。

続きまして 22 ページ、「アフリカへの食産業の展開のための国際機関との連携促進事業」でございます。これにつきましては、我が国におきましては欧米企業と違って、国際機関と連携して農業・農村開発に取り組むことが遅れているというようなことがあります。

一方で、先ほど申しましたように、アフリカは今後我が国の食産業の展開という中で重要な位置づけを有しているということもありますので、こういったアフリカを対象としまして、我が国の企業が国際機関と連携して、どういうふうに事業を進めていけばいいのかというようなモデルを確立することを目的に、この事業を実施することといたしております。

したがって＜主な内容＞としましては、そういった国際機関とかアフリカ各国の施策、こういったものを蒐集しまして、具体的な連携方針等を取りまとめて、モデルを確立していくという内容になっています。

委託先等につきましては、先ほどと同じでございます。

24 ページの事業になります。「アジア食料生産力・付加価値向上人材育成事業」でございます。ご案内のとおり、アジアにおかれましては、依然として貧困・栄養不足人口が存在しているという中で、食料生産力を増大させていくことが必要であります。

一方、先ほど来言っておりますけれども、アジアでもやはり食市場の成長が続いているということがありますので、我が国の食産業のさらなる展開の可能性を有していると考えております。

そうしたところで食産業の海外展開をしていくに当たりまして、現地の人材を育成しなければいけないということで、＜主な内容＞のところに書いておりますけれども、アジアの開発途上国の農業青年を招聘しまして、我が国の中核的な農家に長期間ホームステイをさせまして、生産・加工だけでなく流通・販売まで含めた実践的な研修でありますとか、地域の農業リーダーとして活躍するための組織活動のノウハウを学んでいただくための交流活動を実施することといたしております。

事業実施主体につきましては、民間団体等ということで、これも「等」のところで NPO 法人が含まれております。

26 ページになります。

「アフリカにおける地産地消（Chisan-Chisho）活動普及検討調査事業」でございます。

＜背景／課題＞のところにございますように、アフリカの農民がいまだやはり大多数が食べるための自給的農家であるという中、今後は商業的農業と言いますか、もうかる農業への移行をしていくことが必要になると考えております。

そういうことを踏まえまして、＜主な内容＞のところに書いておりますように、アフリカの小規模農家が、自らの手で農産物の加工でありますとか、消費者ニーズを踏まえた販売等を行うと、こういったことを実践していただく。そういったことを通じて、アフリカに合った地産地消のモデルを確立していくと。その確立したモデルを、セミナー等を通じて広く普及して、

そういった商業的農業への移行を支援していきたいという事業でございます。

事業実施主体については、同じでございます。

次に 28 ページ、「ベトナム及びミャンマーにおける農業生産性・品質向上のための技術指導」でございます。

これにつきましても、ベトナム・ミャンマーにつきましても、その多くが農業に従事しているわけでございますけれども、やはりまだ近代的な技術でありますとか、ノウハウが十分に導入されていない状況でございます。

先ほども申しましたように、両国はやはり相当規模の人口を抱えて経済成長を続けておりますので、我が国の食産業の展開についても大きな可能性があるということでございます。

そのためには、やはり我が国の企業が求める農産物の品質・量を供給できるような技術を習得しなければいけないということになります。こういった両国におきまして、＜主な内容＞のところに書いてありますような、具体的な必要とされる農業に関する技術指導を行っていくという事業でございます。

事業実施主体等につきましても民間団体等ということで、先ほどと同様でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○農林水産省 30 ページを用いまして、「農場生産衛生強化推進事業」についてご説明させていただきます。

農林水産省では、国産畜産物の安全性の向上のために HACCP を生産段階に取り入れることを普及しております。

このシステムの導入につきましても、専門的な知識が必要であることから、この指導を行う指導者、農場指導員と言いますけれども、この養成カリキュラムの検討・充実、また、養成研修の実施、このようなことをさせていただいております。

事業実施主体につきましても、NPO 法人も含めた民間団体等となっております。

以上でございます。

○農林水産省 食料産業局の事業は多岐にわたりますので、総務課の私からまとめて説明をさせていただきます。総括表 3 ページにお戻りをいただきまして、まず 10 番の事業でございます。

「地域の魅力再発見食育推進事業」、新規の事業になります。いわゆる食育の関係の事業でございます。昨年 3 月に第 3 次食育推進基本計画が決定されまして、そこに位置づけられた食文化継承等の目標達成に向けまして、地域の方が、例えば地域食文化の継承とか、和食給食の普及、あるいは食品ロスの削減、農林業の体験機会の提供、こういった地域で取り組むような活動を支援するものでございます。

補助率 2 分の 1 以内。事業実施主体は、県・市町村・民間団体等ということで、この中に NPO も含まれるものでございます。

次の 11 番でございますけれども、「食品産業グローバル展開推進事業」ということです。こちら名称変更ということで、昨年からは引き続き行う事業というものでございます。

昨年 5 月に「農林水産業の輸出力強化戦略」が決定されまして、それに基づきまして日本の食文化、食産業の海外展開を促進するというので、例えば国内の研修会とか専門家の派遣、こういった形での人材育成活用、あるいは国内外での連携先開拓ということで、展示会・商談会の開催等を支援するというようなものでございます。

こちらは、補助率定額という形で、事業実施主体は、民間企業、NPO 法人等となっております。

次に 12 番ですけれども、「6 次産業化サポート事業」ということで、いわゆる 6 次産業化ということで、農林漁業者が加工あるいは直売といった 6 次産業化に取り組む場合に支援をするといった事業になりますが、中身としましては、そういった 6 次産業化に取り組む農林漁業者に対する支援体制の整備ということで、中央サポートセンターの設置とか、そこに専門家であるプランナー、こういった人たちを置きまして、そこから派遣するというもの。あるいは 6 次産業化の全国的な推進に向けまして、優良事例を集めて、情報交換会を開催したり、事例発表会、こういったものを開催する。

さらには、実践モデルを作成しまして、啓発セミナーの開催、こういったものを行う場合には支援するというようなものとなっております。

次のページの 13 番でございます。「地理的表示保護制度活用総合推進事業」というものでございまして、地理的表示、いわゆる GI というものが平成 27 年 6 月にスタートしてございます。現在まで 24 産品登録されておまして、例えば「夕張メロン」とか「神戸ビーフ」、こういった産品が登録されております。この GI 制度をさらに進めていくというための事業になっておまして、例えば GI の登録申請を支援する窓口の設置ですとか、申請に必要な調査、さまざまな科学的なデータ等が必要になりますので、そういった調査に対する補助。

さらには、GI に関するシンポジウムや展示会、こういったものの開催によりまして制度をさらに普及していただく。こういったことに対する支援というものになってございます。

補助率は、定額と 2 分の 1 以内ということで、先ほど申しました申請に必要な調査、この部分は 2 分の 1 以内の補助ということになっております。

次に 14 番、「食品リサイクル促進等総合対策事業」ということで、今、日本では食品ロスが約 330 万トン発生していると思われておりますけれども、こういった食品ロスの削減に向けた取り組みを支援するというものでございまして、リサイクルが低迷しています小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取り組みを支援するというものでございます。例えば商習慣の見直しに向けた取り組みとか、最近ではフードバンク活動、こういったものに対する支援を行っております。

さらには再生利用ということで、特に小売・外食産業でリサイクル化率が低いということで、メタン化をしまして肥料に利用する。こういった取り組みを支援しております。

次に 15 番でございます。「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」ということで、農山漁村には非常に豊富な資源がございます。こういった資源を活用しまして、再生可能エネルギーということで利用することによりまして、農林漁業者の所得向上ですとか、農山漁村の活性化、こういったものを目指している事業でございます。

こういう再生可能エネルギー事業の取り組みにつきまして、事業構想から運転開始、こういったところに至るまで必要となるいろんな手続とか取り組みを総合的に支援するというので、こちらでも研修会の開催とか専門家を派遣して、指導・助言を行う。あるいはマッチングとかセミナー開催、こういった取り組みに対する支援を行うものでございます。

次の 16 番でございます。「食品の品質管理体制強化対策事業」、いわゆる食品企業の安全管理をさらに強化しようということでございます。日本の食品産業、中小事業者が多いわけですけ

れども、HACCPの導入率が3割程度に留まっているということで、こういったHACCPの取得をより進めていくということですか、あるいは厚労省でHACCPの制度化を今検討しておりますので、そういった対策について支援をするということになっております。

中身としましては、品質管理体制の強化ということで、普及啓発とか調査・分析、あるいはその人材の育成ということで研修会の開催。

あとHACCPの導入に向けまして、それぞれの業態とか食品ごとに手引書を作成するというような取り組みを支援するということとしてございます。

食料産業局の事業は以上になります。

○農林水産省 続きまして17番「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業」でございます。

この事業の内容は、有機農業とか環境にやさしい農業で生産された農産物を、供給拡大を進めていこうという事業でございます。

内容としましては、全国段階の取り組みと、地域段階の取り組みがございまして、NPO法人は、全国段階の事業に応募が可能となっております。

全国段階の事業の内容としましては、新規就農とか、定着とか転換を進めるためのいろんな調査、あるいはシンポジウムの開催、生産者と実需者をつなげていくということで、マッチングフェアの商談会とか、そういったものを開催する事業実施主体として応募することが可能となっております。

29年度については、先週の金曜日までが応募期間でございました。

私からは、以上でございます。

○農林水産省 18番、19番、20番をあわせて説明させていただきます。

まず「農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業」という中に、一つ目の丸になりますけれども、就農希望者のこれからの就農適性とか、農業法人等の職業に対するミスマッチ、そういったものの解消をするということで、法人等へその就農希望者が1週間から6週間の体験を行うという形にしております。それについての調整を支援するという事業が1点でございます。

それから、今度就農希望者の円滑な就農を支援するというので、地方の自治体とか農業法人が一堂に会しまして、全国段階、地方段階、ブロック段階で就農相談とか、求人の説明とか、新規就農に関するセミナーを行う就農相談会を開催するというものでございます。

これが18番でございます。

19番でございます。新規就農者、経営感覚に優れた農業者の育成と、新規就農者の裾野を拡大するというので、農業高校等の若者の就農意欲を喚起する取り組みということで、研修等に優れた農業法人さん等を行っていただくというような取り組み。

それから経営力とか技術力の習得を図る、県にそれぞれ農業大学校がございまして、農業大学校等の農業教育機関のレベルアップのための研修の取り組み。それから農業者が、営農しながら経営ノウハウを学べる農業経営塾というものの取り組みを支援しているということでございます。

20番につきましては、先ほど19番でご説明しました農業経営塾の開校の準備というものを支援する活動でございます。

以上でございます。

○農林水産省 引き続きまして 21 番の「輝く女性農業経営者育成事業」についてご説明します。

この事業の背景でございますけれども、女性農業者は地域農業の振興、農業経営の発展等に非常に重要な役割を担っておりまして、農林水産業の成長産業化に向けまして、女性の能力が一層発揮されるように、その活躍を応援する必要があるということで、29 年度も継続しております。

内容といたしましては、次世代の地域のリーダーとなり得るような女性農業者の育成のための研修。それから女性農業者の活躍の発信と地域ネットワークの強化ということで、農業女子プロジェクトの取り組みの発信。それから地域における女性農業者のネットワークづくりの支援。女性の活躍推進に取り組む農業経営体の認定・表彰ということで、地域で女性農業者が働きやすい環境を整えたり、そういった取り組みをしている経営体を認定・表彰する。また、その表彰された方をお呼びしての啓発セミナーといったようなことを通じまして、女性が活躍する先進的経営を全国に拡大していくといったようなことを取り組んでおります。

これも公募で事業主体は認定しておりまして、NPO 法人を含む民間団体が対象になっております。29 年度の事業につきましては、昨日で公募を締め切っております。

以上でございます。

○農林水産省 22 番の「荒廃農地等利活用促進交付金」をご説明いたします。

この交付金は、備考欄にございますとおり現行の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の後継対策でございます。このため区分欄は「名称変更」とさせていただきます。

事業の内容ですが、荒廃農地を農地所有者から引き受けて生産を再開しようとする農業者等の皆様が、再生産業や施設整備などの取り組みを行う場合に支援を行うものでございます。

予算額につきましては、2.3 億円。NPO 法人も事業主体になることから、内数表示としてございまして、28 年度予算はバーでございます。

補助率は、定額を基本といたしまして、施設等を整備する場合には事業費の 2 分の 1。中山間地域では 55%の補助率を適用してございます。

事業実施主体につきましては、農業者、農業者の組織する団体及び NPO 法人としているところでございます。

都道府県及び市町村を経由する間接補助事業であるために、事業に取り組もうとする場合には、市町村に資料を提出していただくことになります。窓口は、農村振興局地域振興課。

28 年度の交付実績は、2 団体に対しまして国庫相当で 650 万円を支給しているところでございます。

以上でございます。

○農林水産省 私からは、まず 23 番の「都市農村共生・対流対策」ですがけれども、この事業は、農山漁村の持つ豊かな自然とか、そういったものを活用してと書いてありますけれども、グリーンツーリズムとか子どもたちを農山漁村に受け入れて、農業体験をやらしてもらったりとか、そういった取り組みに支援しております。

また新たに 29 年から拡充したところがございまして、今まで都市農業機能発揮対策事業で、福祉農園の整備を支援しておったのですが、その都市限定にしておったものを、農山漁村でも支援可能なスキームに拡充しております。

24 番の「農泊推進対策」でございます。これは昨年 3 月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されまして、この中に滞在型農山漁村の確立形成ということが位置づけられています。それで訪日外国人を含めた旅行者を農山漁村に取り込んで、農山漁村の所得向上や雇用の増大につなげてもらおうという取り組みを支援しようというものでございます。

農山漁村には、地域資源としてさまざま観光に使えるようなコンテンツが眠っておるということもあり、そういうコンテンツの掘り起こしとか、地域の合意形成のためのワークショップの開催とか、あとは専門家を招いて、どういうふうに旅行者を招いたらいいとか、そういう取り組みを支援したり、ハードについては古民家を活用した改修とか、そういったものを対象にと考えております。地域協議会が基本ですけれども、NPO の皆さんにも支援が可能といったスキームになってございます。

共生・対流については、2 月で公募は終わっていますけれども、農泊推進については、3 月 17 日まで公募しているところです。

以上です。

○農林水産省 私からは、25 番の「都市農業機能発揮対策事業」についてご説明させていただきます。資料の 61 ページをご覧くださいと思います。都市農業の多様な機能の発揮について支援する事業となっております。都市農業につきましては、昨年 5 月に都市農業の振興を総合的かつ計画的に推進するための「都市農業振興基本計画」が閣議決定されたところであります。

この施策の方向に沿いまして、四つのメニューをお書きしておりますけれども、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

特に平成 29 年度の特徴としましては、4 番にあります「都市住民と共生する農業経営の実現」という項目が新規メニューとなっているところでありまして、ご要望が多かった周辺環境対策のための防薬ネット等の簡易な施設の整備等について支援させていただくこととしているところであります。

以上です。

○林野庁 事業番号で 26 番、63 ページになります資料をご参照ください。

「新たな木材需要創出総合プロジェクト」ということで、製品の技術の開発普及、地域材の利用の拡大、それから安定的・効率的な供給体制の構築という三本柱になっております。

NPO などの皆様も対象になる事業につきましては、2 の（4）木づかい・森林づくり活動の全国的な展開ということで、木を使う、あるいは森づくりの推進、そういった活動をしようとする団体への補助ということで、補助率定額で、明日までの公募になっております。

以上でございます。

○林野庁 私からは、27 番から 32 番までの事業について説明させていただきます。資料については総括表で説明させていただきます。

まず 27 番、「森林環境保全直接支援事業」ということで、林野庁の公共事業として実施している民有林の森林整備への補助事業ということでもあります。

事業内容ですけれども、施業の集約化を図りまして、間伐、植栽、下刈りといった森林の手入れとか、これと一体となった森林作業道の整備、鳥獣被害対策、防護柵の整備、こういったものへの支援ということでもあります。

対象となる者ですけれども、こちらには、市町村長の認可を受けて、施業実施協定を締結した NPO 法人等としております。ほか、森林所有者、市町村、都道府県、森林組合、多様な主体があります。

実績のほうは、NPO さん独自で取っているという形ではないので、右のほうはバーにさせていただきます。

続きまして 28 番、「環境林整備事業」、こちらは、森林所有者の自助努力では適切な整備が期待できない森林について、公的主体が協定に基づいて行う針広混交林化に向けた施業、こういったものに支援する事業であります。対象は、先ほどと同じという考え方になってまいります。

続きまして 29 から 32 番の事業です。こちらは、公共事業として実施している中で、農山漁村地域整備交付金という事業がありまして、こちら、地域の裁量で実施する農林水産業の基盤整備への支援ということで、都道府県さんのほうで裁量を持って予算配分ができるという形になっております。予算額が、そういう意味で農林水合わせたこの 1,016 億余という形になっております。その内数で実施しております。

その一つ目が 29 番の「農業用水保全の森づくり事業」ということで、こちら森林の整備・保全にかかる事業への支援ということですが、農業用水の安定供給に資するような、その水源地域で行うものに支援をするものであります。

30 番ですが、「漁場保全の森づくり事業」ということで、これも交付金事業でやっているものです。ほぼ内容は同じですけれども、こちらは、漁場環境の保全ということで、こういった地域で行うものについて支援をする事業となっております。

31 番、「絆の森整備事業」。こちらは、NPO 法人さんなどがその森林所有者から受託して計画を作成したり、もしくは施業実施協定を締結したりしている森林において、NPO 法人さんがその森林の管理・整備を実施する。こういったことで支援する事業ということになってまいります。そのほか都道府県、市町村、森林所有者さんが同様のことをやっても、支援対象になるという形の事業であります。

最後に、32 番の「花粉発生源対策促進事業」ですけれども、今杉花粉の時期になっておりますけれども、これは花粉症対策苗木という花粉が少ない、出ない、そういった苗木の需要の喚起を図るために、杉人工林の花粉発生源となっている森林を対象としまして、そういった杉の立木を伐倒・除去して、その跡に花粉の少ない苗木を植える。そういったことへの支援を行う事業ということになります。事業主体は、また多様な主体の中で、NPO 法人さんも位置づけられているというところでございます。

以上です。

○農林水産省 私から 33 番、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」について説明いたします。

この事業、地域の住民の皆さんとか、森林所有者または NPO の皆さんが、里山林の下草の刈り払いなど、日常的な山の管理活動を行うとか、森林資源を炭とか椎茸の原木に活用するような活動をする場合、国が支援しているものになっております。

この事業ですけれども、都道府県ごとに地域協議会をつくっております、そこが地域の皆さん、NPO さんから申請書を出していただいて、そこが事業内容を審査して、採択された場合、交付金が交付されるような仕組みになっているところです。

各地域協議会、これから募集を開始すると思いますので、各地域協議会に聞いていただければと思っております。

以上です。

○水産庁 私からは、34番と復興関連事業の2番をご説明いたします。

まず34番ですが、「新規漁業就業者総合支援事業」でございまして、これは平成29年度新規でございまして、内容といたしましては、希望者が経験ゼロでも円滑に漁業に就業できるように、1番としまして、漁業関連のホームページとか漁業就業相談会の開催。2番目として、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の支援。3番目としまして、漁業現場での長期研修等。4番目としまして、漁業者の経営技術向上支援というものをしております。

予算額は9億2,700万円。定額補助。対象は、民間団体となっております。

公募については、3月2日、明日までとなっております。

続きまして復興関連予算の2番でございまして、「漁業復興担い手確保支援事業」と申しまして、平成29年度で終了の継続事業でございまして。

内容としましては、被災地域3県、福島・宮城・岩手における漁業関係の雇用を通じた若手漁業者の技術習得。具体的に申しますと、漁業の再開とか、漁業の再開が当面見込めない若手漁業者に対する支援。それと新規漁業就業者の就業支援。

平成27年度で新規は終了してございまして、それ以降のものについては継続分のみとなっております。金額は2億200万円で、補助率定額。事業主体は民間団体で、公募は既に締め切られております。

以上です。

○水産庁 36番の「有害生物漁業被害防止総合対策事業」について説明させていただきます。お手元の参考資料80から81ページをご覧ください。

海における漁業被害の防止軽減対策につきましては、各地域で被害をもたらす種については地方公共団体が、そして都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、甚大な漁業被害をもたらす生物については国が対応するとの基本方針で、それぞれが役割分担して取り組んでいるところでございます。

今申し上げました基本方針に基づき、国では「有害生物漁業被害防止総合対策事業」により、5種類の有害生物、トド、大型クラゲ、ナルトビエイ、ザラボヤ、キタミズクラゲについて漁業被害の防止軽減対策を行っております。

具体的には、有害生物の出現状況や生態を把握するための調査事業、これらの情報を漁業関係者に提供するための情報提供事業。漁業被害を効果的、効率的に軽減するための技術開発事業、有害生物の駆除や処理事業について支援をしております。

当該事業は、27年度から29年度の3カ年の事業として実施しておりますが、公募については、毎年度NPOを含めた民間団体等に対して行っております。

29年度につきましては、3月2日、木曜日の午後5時を期限に公募を実施しているところでございます。

以上です。

○水産庁 37番、「内水面漁業振興対策事業」につきまして説明させていただきます。

これらの事業ですが、資料にございましており「健全な内水面生態系復元等推進事業」及び

「鰻供給安定化事業」、こちら二つがぶら下がっております。

これらは、地域間の広域的な連携による推進体制での魚食性の水鳥であるカワウとか、外来魚の調査、駆除、被害防止対策等の取り組みであったり、鰻の資源増殖に対する取り組み、川や湖、いわゆる内水面での漁業等に資する取り組みの事業となっております。

公募対象は「民間団体等」としまして、NPO も含んでおりますが、今年度につきましては、公募は既に締め切られております。

以上でございます。

○水産庁 続きまして 38 番、「水産多面的機能発揮対策事業」についてご説明いたします。

この事業につきましては、水産業・漁村の持つ多面的機能を発揮のために、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援するものでございます。

具体的には、資料の 88 ページを覧になっていただきたいのですが、主な、具体的な活動内容につきましては、藻場の保全活動とか干潟の保全活動、こういったものを行っていただくものでございます。

この活動を行っていただく際には、この資料の一番下にありますように、漁業者あるいは地域住民、NPO さん等で「活動組織」をつくっていただくという形になります。この中に NPO さんが参画することができます。

交付金につきましては、都道府県とか市町村、漁業者団体で構成します地域協議会から各活動組織さんの方に交付金が交付されるという仕組みになっております。

以上でございます。

○水産庁 私から復興の資料の 3 番、「漁業経営体質強化機器設備導入支援事業」についてご説明させていただきます。

東日本大震災の被害を受けた福島県の漁業者のグループ等が行う省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備（LED 集魚灯・漁船用エンジン）等の導入費用について、支援を行う補助事業となっております。

実施主体については、民間団体等ということで、NPO 法人を含んでおります。

以上です。

○林野庁 復興事業の 1 番について説明させていただきます。

総括表で説明させていただきますが、「森林環境保全直接支援事業」ということで、通常事業の 27 番と同じ事業となっております。ただ、こちらの復興特会事業で行っておりまして、森林の放射性物質の流出防止を図るための間伐、こういったことへの支援ということで、岩手県、宮城県、福島県内での実施について支援をしているものであります。

事業の進め方は、通常事業とほぼ一緒ということでもありますけれども、放射性物質対策をあわせて行くと。そういう内容として支援をしているものでございます。

説明は以上であります。

質問・意見

○名越座長 はい、ありがとうございました。都合 41 の事業を 19 人の方に一挙にご説明いただきました。

残りの時間がだいぶ迫っております。ご質問・ご意見等ありましたら、続けていただきたいと思っております。

○会場 8番と18番についてです。8番は、新規ということですがけれども、ベトナム、ミャンマーの食品というか生鮮産品を日本の市場に持ってくるという道づけになるような事業なのかどうか疑問を持ちました。何か詳しい根拠法令とかそういうものが公開されているのかも伺いたいと思っております。

18番は、現行、「新農業人フェア」という形で、東京でよく行われているイベントの関係かと思いましたが、特定の会社さんが毎年やっていらっしゃるような印象ですがけれども、何かその事業の内容の変更とか、そういうことも関係しているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○名越座長 ご質問、時間の関係で一体的に受けたいと思っております。ほかにございますか。

○会場 私は、原発事故の支援活動をしておりまして、復興事業の1番「森林環境保全直接支援事業」に関して、お願いというか意見を言わせていただきます。

これNPO法人が入るとということで、森林に、線量が高い地域に、一般の人が入っていくわけですね。測定をきちんとして、健康問題を後に残さないように、その辺は広く専門家の意見を聞いたりして、きちんとした知識のもと、指導してやっていただきたいと思っております。

○会場 33番、「多面的機能発揮対策交付金」についてお尋ねしたいんですが、今年度から来年度に3割以上額が減少しているんですが、その考え方について教えていただければと思っております。

○名越座長 ありがとうございます。じゃあ復興事業の1点のご要望ということで、あとは通常8、18、33をお願いしたいと思います。

○農林水産省 ご質問のありました8番のベトナム、ミャンマーについてでございます。

1点目の、こういった支援をすることによって日本の食市場に逆流してくるようなことがないかということですが、この事業につきましては、目的といたしましては、一つはベトナム、ミャンマーの農業生産技術のレベルを上げる。これまでODAでやってきたような取り組みを進めつつ、一方で、先ほど言いましたように、日本からの輸出を促進していく。あるいは日本の食産業の海外展開を支援していく。そういった中で現地でそういった日本の技術を使って、そういったことを教えることによって、日本の食にも愛着を持っていただく、応援団になっていただく、そういったことを目的にやっている事業でございます。日本の食市場への逆流を目的にやっているものではございません。

根拠法令とかがあるのかということだったんですが、特にそういった根拠法令のようなものはございません。

○農林水産省 18番の新農業人フェアということでございます。

公募団体を民間企業等募っております。そこの中でしっかりと就農のマッチングができるような、しっかりと開催ができる場所を選定いたしまして、事業を実施しているということでございます。昨日までで公募は終わっておりますけれども、またいろんな民間企業から公募があるということで、そこの中から選定をいただいているということでございます。

○農林水産省 33番の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」ですが、この事業、去年の6月に行政事業レビューにかかりまして、廃止または大幅な見直しというような評価結果

が出されたところです。

その中で、有識者の意見としまして、自治体が事業に関わるべきというような意見があったことから、市町村に実施するところの有効性を事前に確認する仕組みとか、市町村や都道府県が上乘せで支援してくれるところを優先的に採択する仕組みを導入したところです。

そんなこともあって、額的に3割ぐらい減らされているところです。市町村等の支援によって、活動組織等に額があまり減らないように実施していきたいと考えているところです。

○名越座長 はい、ありがとうございます。ちょうど時間になりましたのですが、ちょっと私から事業数と28年度予算額について、4点確認をさせていただきます。ご回答は後で構いません。終わってから整理をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、今回の資料のNo.34、先ほど新規ということでは言われていました。去年の資料を見ますと、No.37に全く同じ事業、全く同じ内容で実績も書かれていますので、これはおそらく「継続」が正しいかと思います。

2点目は、去年資料のうち新規・継続の5事業が、今回の資料には載っていないんです。去年の資料を帰ってからご確認いただきたいんですが、No.4、No.14、No.15、No.17、No.26の事業が消えております。

3点目は、逆に今回資料の継続5事業、No.3～No.7ですけれども、継続とありながら、去年の資料には逆に抜けております。これは単なる記載漏れかどうかという確認です。

4点目は、28年度補正予算で、3事業、具体的にはNo.20と27、28、合計166億5,800万円とありますけれども、このうちどれぐらいが29年度に使える額か。2次補正予算、3次とありますので、もう使っているのもあるかもしれません。あるいは全額29年度に使えるものかどうかの確認であります。

ちょうど時間が参りましたので、これで農林水産省さん、終わらせていただきます。お疲れのところ大変ありがとうございました。(拍手)

文 部 科 学 省

○名越座長 続きまして、文部科学省さんに参りたいと思います。

ご説明は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課民間教育事業推進室からお願いしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○文部科学省 文部科学省におきましては、教育・科学技術・学術・スポーツ・文化につきまして NPO の皆様方にもご参加いただきながら、各種の施策を展開しております。本日は、平成 29 年度予算案につきまして、NPO の皆様方に参加いただける事業につきましてご説明を申し上げます。

なお、事業としましては、NPO のの方々に対して文科省から直接支援できるものに限らず、地方公共団体等事業実施主体のほうから NPO の皆様に再委託して事業を実施することができる事業も含んでおりますので、あらかじめ申し添えます。

最初に、生涯学習等分野です。この通常事業の資料の 1 ページ目、1 番から順番にございます。そちらをご覧くださいければと思います。

最初に、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」についてでございます。「うち、定住外国人の子どもの就学促進事業」、こちら継続事業でございます。

この事業は、地方公共団体が実施する、就学に課題を抱える外国人の子どもの公立学校や外国人学校への円滑な就学を図ることを目的として学校外で行う、学校とのコーディネートや日本語・母語指導等を行う教室の実施などの取り組みを補助する事業です。

実施主体は地方公共団体ですが、外国人の子どもの就学に向けた取り組みについて、ノウハウを持っていらっしゃる NPO 法人の方々に委託して、事業を実施することも可能となっております。

平成 28 年度は、16 の自治体及び複数の自治体で構成される協議会を採択し、そのうち 9 の自治体が 8 ヶ所の NPO 法人さんに委託をしているという状況でございます。

平成 29 年度、前年度の主な変更点としては、補助対象事業に、学校内における外国人の子どもの支援にかかる取り組みを新たに追加したということがございます。

次に、2 番でございます。「地域学校協働活動推進事業」でございます。

こちらは、学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、放課後等における学習やさまざまな体験交流活動の機会の提供、家庭教育の推進など、地域と学校が連携・協働した取り組みに対して補助を行うものです。

実施主体は地方公共団体ですが、市町村が事業の一部を子どもたちの学習体験等にかかわる NPO 法人さんなどに委託することも可能となっております。

平成 28 年度は、約 600 ヶ所で NPO 法人の方が一部委託を受けて実施しております。

事業内容について、前年度からの主な変更点としましては、平成 27 年 12 月に出了した中教審の答申、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今

後の推進方策について」、及びこれを受けて出されました「次世代の学校・地域」創生プランを受けまして、事業名の変更とメニューの整理を行ったということがあります。

続いて3番の「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」、こちらにつきましては、平成29年度からは、2番の先ほど申し上げた地域学校協働活動推進事業の一部として整理されるということになります。

次に、4番の「子どもゆめ基金」による助成でございます。これは、未来を担う子どもたちの健全育成の推進を図るため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている「子どもゆめ基金」によってNPO法人さんを含めた民間団体が実施するさまざまな体験活動の支援を行うものであります。

平成28年度は5149件を採択し、そのうち1547件がNPO法人の方が採択しております。

続いて資料2ページ目の、初等中等教育分野に移ります。

5番の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」でございます。

こちらは、いじめ問題を初め暴力行為、不登校等のさまざまな課題を抱える子どもへの支援、子どもの社会性や情動の発達と問題行動の関係等について、地方公共団体や大学等の研究機関に先進的調査研究を委託しております。

平成28年度は「いじめ対策等生徒指導推進事業」として実施しており、来年度から名称が変更となっております。

なお、平成28年度は5件を採択しております。

実施主体は地方公共団体等ですが、事業の一部をNPO法人さんに委託することも可能となっております。

前年度からの主な変更点といたしましては、スクールロイヤー活用に関する調査研究、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究。学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究。これらを新たに盛り込んだということがあります。

続いて6番の「特別支援教育に関する実践研究充実事業」でございます。

こちらは、発達障害児への学習支援や就労支援など、地域で効果的な活動や先導的な取り組みを行っているNPO等民間団体の方々に対して、実践研究を委託するものです。

なお、平成28年度は2件のNPO法人さんを採択しております。

続いて科学技術・学術分野でございます。

7番、「多様な科学技術コミュニケーション活動の推進」は、科学技術イノベーション政策を国民の理解と信頼と支持のもとに進めていくため、多様なステイクホルダーの間の対話・協働を重視し、社会問題や社会ニーズに対する課題の解決に結びつける科学技術コミュニケーション等をより積極的に推進する、科学技術振興機構が実施する取り組みです。

平成28年度は4件を採択しておりまして、うち1件がNPO法人の方となっております。

続いて8番の「次世代科学者育成プログラム」は平成28年度で終了し、後継して次の9番の「ジュニアドクター育成塾」を開始することとしております。

9番の「ジュニアドクター育成塾」は、次世代科学者育成プログラムをさらに発展させ、理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、その能力等のさらなる伸張を図る特別な教育プログラムを提供するNPO法人を含む機関の方を支援するもので

ございます。

平成 29 年度の公募は、科学技術振興機構のホームページ上で募集中でありまして、平成 29 年 4 月 14 日の正午までが申請期限となっております。

次に 3 ページに移ります。

10 番、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」は、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、地域や企業等と連携した取り組みなどを実施する NPO 法人の方を含む機関を支援するものです。

平成 29 年度の公募は、科学技術振興機構のホームページ上で募集中でして、平成 29 年 3 月 10 日正午までの申請期限となっております。

平成 28 年度は、NPO 法人の採択の実績はございません。

11 番の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」は、科学技術振興機構が実施する自然科学と人文社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発によって、社会の具体的問題の解決を目指す事業です。

公募するプロジェクトは、NPO 法人の方、また大学等の研究者、行政、各種団体、学校、産業界等の協働による研究チームをつくることとしております。

平成 28 年度は、234 件の委託を行っており、うち 10 件が NPO 法人の方となっております。続いてスポーツ分野に移ります。

12 番、「スポーツ振興くじ助成」は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ（toto）の収益を、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツ振興のための資金に充てるものです。

平成 29 年度「スポーツ振興くじ助成」のうち NPO 法人が対象となるのは、グラウンドの芝生化等を対象とする地域スポーツ施設整備助成。総合型地域スポーツクラブの日常のスポーツ活動等を対象とする総合型地域スポーツクラブ活動助成。優れた素質を有する競技者の発掘・育成等を対象とする、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成。スポーツ教室、スポーツ大会の開催等を対象とするスポーツ団体スポーツ活動助成、以上の 4 点となっております。

平成 29 年度の助成は、前年度のスポーツ振興くじ（toto）の収益の範囲内で行われます。平成 29 年度の助成につきましては、1 月 31 日をもって全て募集が終了しております。

なお平成 28 年度は 2097 件を採択し、そのうち 427 件が NPO 法人の方からとなっております。

続いて 13 番の「スポーツ振興基金助成」は、国からの出資及び民間からの寄付金を原資とするスポーツ振興基金の運用益により、主に我が国の競技水準の向上に対する援助を行うものです。

平成 29 年度「スポーツ振興基金助成」のうち、NPO 法人が対象となるのは、まず国内及び海外における強化合宿等を対象とするスポーツ団体選手強化活動助成。また日本国内で行う国際的または全国的な規模のスポーツ競技会やスポーツの研究集会、講習会の開催を対象とするスポーツ団体大会開催助成の、以上の二つとなっております。

平成 29 年度の助成は、前年度のスポーツ振興基金の運用益の範囲内で行われます。平成 29 年度の助成については、1 月末をもって募集終了となっております。

なお、平成 28 年度は、全体で 176 件を採択し、そのうち 25 件が NPO 法人の方となっております。

続いて文化分野についてのご説明となります。4ページになります。

14の「芸術文化振興基金による助成」は、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造・普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興・普及を図るための活動等に対して支援しております。

なお、平成28年度は764件を採択し、そのうち57件がNPO法人の方からとなっております。

15番の「舞台芸術創造活動活性化事業」は、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及びその成果について、国内外への発信を促し、各芸術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するものです。

なお、平成28年度は281件を採択し、そのうち12件がNPO法人の方からとなっております。

続いて16番の「戦略的芸術文化創造推進事業」は、「文化芸術立国プラン」を総合的に推進するため、国の文化芸術振興上、推進することが必要な優れた文化芸術活動について、国が要件をお示しして芸術団体等からの企画を選考・採択し、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図るものです。

なお、平成28年度は24件を採択し、そのうち3件がNPO法人の方からとなっております。

続いて17番の「芸術文化の世界への発信と新たな展開」は、音楽・舞踊・演劇等の舞台芸術や現代アートなど、各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信するため、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際フェスティバルの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取り組みに対し支援を行うものです。

なお、平成28年度は75件を採択し、そのうち6件がNPO法人の方となっております。

続いて18番の「新進芸術家グローバル人材育成事業」は、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家を養成するため、分野や団体の枠にとらわれず、国内外の芸術系大学や実力のある指導者等と協力して、人材育成プログラムを作成・実施するなど、国が主体となって戦略的な人材育成を行うものです。

なお、平成28年度は74件を採択し、そのうち12件がNPO法人の方からとなっております。

続いて19番の「文化芸術による子供の育成事業」は、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回講演を行い、または小学校・中学校等に個人または少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供しております。

また、小学校・中学校等において芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施しております。

なお、平成28年度は136件を採択し、そのうち21件がNPO法人の方からとなっております。

続いて5ページ目に移りますが、20番の「劇場・音楽堂等活性化事業」は、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う音楽・舞踊・演劇等の実演芸術の創造発信や実演芸術の専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等の間のネットワーク形成等に対して、総合的に支援を行うものです。

なお、平成28年度は182件を採択し、そのうち8件がNPO法人の方となっております。

次に21番の「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業（うち、地域日本語教育実践プログラム）」は、日本に滞在する外国人が、日本社会の一員として円滑に生活を送れるよう

に、日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成、及び学習教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取り組みを支援するものです。

なお、平成 28 年度は 49 件を採択し、うち 14 件が NPO 法人の方のものです。

続いて 22 番、「伝統文化親子教室事業」は、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能・工芸芸術・邦楽・日本舞踊・華道・茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を、計画的・継続的に体験習得できる機会を提供する取り組みに対して支援することにより、伝統文化、生活文化の継承発展と子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的としております。

なお、平成 28 年度は 3839 件を採択し、うち 93 件が NPO 法人の方々によっております。

次に、23 番の「伝統音楽普及促進支援事業」は、伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するため、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取り組みでございます。

こちらは、実演家と教員が合同で行う研究会・講習会・コーディネーターの育成・教材作成、これら 3 点に対して支援を行うものです。

なお、平成 28 年度は 13 件の事業を採択し、うち 1 件が NPO 法人の方です。

続いて 24 番の「NPO 等による文化財建造物の自立型管理活用支援事業」、こちらは、地域の文化財建造物を自立的に管理活用していく環境を実現する上で何が障害になっているか、あるいは何が有用に機能しているかを、建造物の管理運営の要素である、健全な財政収支、安定した人材確保、制度運用による支援、の各側面に着目して、実証的な検討を行うものです。

事業は、文化財建造物の活用実践者である NPO のの方々などから課題の提案を募り、有効な提案をいただいた団体に委託して、実施しております。

なお、平成 28 年度は 5 件の事業を採択し、その全てが NPO 法人の方々です。

この資料の以下に、各事業のポンチ絵で概要をつけてございますので、こちらをあわせてご参考にしていただければと思います。

以上が文部科学省の平成 29 年度通常事業でございます。

続いて復興関連事業について、別刷りの資料になりますが、ご説明を申し上げます。

復興関連事業、まず生涯学習分野でございます。

1 番の「(仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業)」は、震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の好転や、仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域等を結ぶコミュニティの復興支援を図るものです。

なお、平成 28 年度は 8 件を採択し、実施主体である地方公共団体が一部業務を NPO 法人の方等に委託するという形で事業を実施しております。

前年度からの主な変更点として、平成 29 年度の事業からは復興庁が所管する被災者支援総合交付金に統合・メニュー化することにより柔軟な執行を可能にするなど、被災地の実情に応じて、より効果的・効率的に事業を実施できるように推進してまいります。

次に、2 番の「被災者支援総合交付金（福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業）」は、福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や、県内外の子供たちとの交流活動を支援するための補助事業です。

平成 28 年度は、福島県を通じて 1024 件を補助し、うち 1 件 NPO 法人の方への補助がありま

した。

続いて初等中等教育分野です。

3番の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」は、東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアの充実や、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等さまざまな課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用し、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや、必要な支援を行っております。

なお、平成28年度は38件を採択し、NPOの方々等の民間事業者の行う事業については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施しております。

続いてスポーツ分野です。

4番の「スポーツ振興くじ助成（東日本大震災復旧・復興支援助成）」、こちらにつきましては平成28年度まで実施してまいりまして、被災地の総合型地域スポーツクラブの活動等を対象とする被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業として行っておりましたが、平成24年度から平成28年度までの特例措置期間が満了したことによりまして、平成29年度は、先ほどの通常事業の12番になりますが、そちらのスポーツ振興くじ助成に一本化されることになりました。

以下、各事業のポンチ絵等付けておりますので、ご参考にしていただければと思います。

質問・意見

○名越座長 大変お疲れさまでした。前年度との変更点や、28年度の実績を含めまして、28事業お一人で全部ご説明いただきました。ありがとうございました。

お聞きのとおり、特に通常事案に対しましては、対前年の対比を見ると、おやっと思うのですが、半減以下ですよ。でも、これはご安心いただきたいと思います。三つの事業がまだ未確定ということになっております。おそらくこれが実績がもらえれば、プラス増率が増えるという感じになろうかと思っております。

それでは、ご質問・ご意見等をいただきたいと思っております。どうぞお願いいたします。

○会場 これは通常事業の1とか、ひょっとしたら21にも関わるんじゃないかと思うんです。外国籍の児童の両親に関することです。我々、JICAの関係でいろいろなところに行ったことを経験しまして、小学校とか中学校に国際理解の授業を持ってやっているわけです。

その中で、学校によると10%から20%ぐらいは外国籍の児童がおられる。そういう児童の勉強の支援、それも一つのテーマですけれども、学校側によりまして、例えば「学校だより」を出します。しかしその「学校だより」が両親に届かないことがしょっちゅうあると。その「学校だより」を翻訳するということについて手助けしてもらえないかということで、例えば新宿区とはちょっとした簡単な約束事をもって今やっているんです。

このやっていることそのものは小さいことであるんでしょうけれども、外国籍の児童がまともな学校生活を送れる。両親とともにそういうことを一緒に関われる、そういうことから非常に大切なことだと思うんです。

そういう状況を日本全国の中で、どういうふうなとらえ方をされているか。そのところをどういうふうな形で持っていったらいいかと思われている、そういう方針があれば、教えてほ

しいと思います。

それからまた直接 NPO がそういうことにも関わろうとした場合には、どういうコンタクトをとっていったらいいのか、お教えいただければ幸いです。

○名越座長 ご質問は、各ご担当者からお願いしたいと思いますが、

○文部科学省 1 番の担当で来ております。一応お配りしているポンチ絵の一般事業の参考資料というところをめぐって最初を見ていただければと思うんです。

今ご指摘いただいたような点については、まさに文科省としても非常に重要なことだと思っております。

ただ、私のほうは今回このポンチ絵のほうで、ⅠとⅡの事業がありまして、Ⅱの定住外国人の子供の就学促進事業の担当となっております、こちら、学校外の取り組み全般について支援しているという事業となっております。

このⅠ番についてはまた担当部局が別になるのですが、学校内での取り組みについて、ここに書いてあるような形で、広いこういった施策を重要視して、実際に支援をやっているところかと思えます。

NPO との関わりという観点については、少なくともⅡの事業については、自治体から採択という形で NPO の方と関わりを持ってやっている事例等もあるのですが、Ⅰ番についてこういった連携が可能なのは、担当がいまないので承知していないという形になります。

○名越座長 それじゃあそれ以外いかがでしょうか。

○会場 復興関連事業の 2 番の「自然体験交流活動事業」の件で質問があります。

この事業を昨年利用させていただいて、お世話になりました。これ、あまりにも額が大きく、200 億円の内数というので、220 億円が 200 億円になって、減った分がどこに行くのかすごく不安なんです、29 年度も、28 年度、27 年度同様にその事業にお金が行くのかというのがちょっと心配なので、教えてください。

うち NPO 法人 1 件ということですが、これ多分社会教育団体ということで、任意団体がたくさんもらっていると思うんです。学校や幼稚園以外の任意団体は、何団体ぐらい、何%いたのか教えてください。

それから、これ県外の保養団体って 235 ぐらいあるのですが、昨年私どもアンケートを取ったうちで、県外の保養団体は、非常にこの事業の助成が受けにくい、6 泊 7 日が縛りであったり、県内の団体が申請しなくてはいけなかったり、非常に使いにくくて、とても需要があるところなのに、この助成が使えていないということがあるので、ぜひ見直しと増額をお願いしたい。

避難指示解除や帰還政策がとられている中、保養団体に希望者がすごく増えています。ぜひその辺のところをご協力いただきたいということです。

○名越座長 増額等はまた次の要望ということで、お願いいたします。

○文部科学省 金額ですが、交付決定額、昨年度と同額ぐらいを予定しております。まだ確定はしていませんので、そういった状況となっております。

また、社会教育団体数ですけれども、今年度全部で 6 件ございました。そのうち NPO 団体が 1 件というような形となっております。

○名越座長 それ以外にご質問・ご意見等ありますか。

○会場 文科省さんでやられているシリア人の留学生受け入れのことで質問があります。

けさ、外務省・JICAの話もありましたので、去年のG7で話のあった、5年間で150人という話を聞いております。私も確認しましたところ、文科省のほうでも、従来は4人、5人シリアの留学生を入れておりましたが、今度からは倍の10人にされたはずで、そういう形で動いていると。

しかもその対象は、JICAはどちらかというと難民支援という感じですが、文科省さんは、前から国内の人材育成、そういうことでシリアの国内の方を対象にしているというふうに私は思っております。

これは例えばシリア人の中で日本で学ぼうという人が今どのくらいおるかを私も確認しているんです。例えばアレppo大学でしたら100人、200人を超える学生が何とか日本で勉強したい、そういう思いを持っていると聞いております。

そういう意味で、5人を10人にしたというのは聞いているのですが、それをさらに今後拡大していくことは考えておられるのでしょうかというのの一つ。

そうやって今度は留学生の方が日本に増えていった時に、そういう方を支援する、ケアをすることについてはNPOでもできることがあるかと思うんです。その辺のところについてお考えがありましたら、お聞かせください。

○名越座長 どなたかお願いできますか。

○文部科学省 シリア人の留学生の方の問題ということですが、担当は高等教育局の学生・留学生課になるかと思うんですが、すみません、来ておりませんもので。担当課にこの件を伝えさせていただいて、また後日ご回答させていただこうと思います。

○名越座長 後ほど名刺でも交換させていただいて、お答えをお待ちしたいと思います。

それ以外はいかがでしょうか。

○会場 1番について、29年度、今年度予算がちょっと減っていると思うんです。移民認定は、日本ではまだ少ない、今後増える可能性もあるという世界情勢の中で、こういうふうにモデル的にやっているものを、いずれ水平展開するためのものなのかなと理解していたんです。

その水平展開のためのほかの補完があるので予算が減っているのか、みたいなところ、公式的にはコメントできないことなのかもしれないですけども、なぜ減っているのかなと気になったので教えていただきたい。

2番のところ、コーディネーターさんが活動しているということで、例年通りだと思うんです。IT化、インターネットに対する危険性とかさまざまなエチケットみたいなところの教育体制、そういう支援をサードセクターのNPOには結構ITを支援している団体も多いので、そういうところで再委託、協働できるような方たち、たくさんいらっしゃると思うんです。

特に大手企業のメカニックをやっていたような、SEをやっていた人たちのリタイア組は、そういう団体を組織されていますので。そういう部分の連携実績があるのか。またはそういうような施策が、ここの中にはないけれども、ありますよというのがあれば教えていただきたい。

7番、そういう意味ではこちらの事業がそれに近いと思うんです。ポンチ絵では、26億と書いてあって、これ2,000万円になっている。どちらの数字が正しいのかを教えていただきたい。

12番、スポーツ振興くじ(toto)、総合型地域スポーツクラブということで、今3500ぐらい全国にあると思うんです。地域の中には体育協会、スポーツ少年団、そしてこの総合型地域ス

ポーツクラブと、三つあるんです。住民からすると、同じことを取り合っているように思える節があるんですが、どういう意図でおやりになっているか、教えていただければと思います。

19番、芸術家派遣についての申請方法について教えてください。個人的には、行政に対しても、アートとか、芸術等に行政職員に対しての研修、啓蒙、そういうことはおやりになっているか。要はアートに触れると心豊かになって、それが地域の生産性向上につながると私は思うんです。そういう意味でうちは小さい町ですけども、従来どおりのデザインでいいとか、従来どおりのことをやっていけばいい、みたいな職員が多い。そうじゃなくて、新しいことを取り組むという、許容するような心持ちが必要かなと思うので。さいたま市みたいに地に足がつかないようなお金の使い方はいかがかとは思いますが、小さい芸術活動とアート活動みたいなことに対して、何かおやりになっていることがあれば伺えればと思います。以上です。

○名越座長 幾つかいただきましたけれども、回答の方、お願いいたします。

○文部科学省 回答させていただきます。

1番の定住外国人の子供の就学促進事業について、ご指摘のとおり前年度から減っているところですけども。参考資料の1枚目をめくっていただくと、先ほども少し触れさせていただいたのですが、今回ご紹介しているのは、学校の外での不就学の子供たちに対する支援事業という側面です。

文科省としては、既に学校の中にいる、公立学校で教育を受けている生徒、あるいはまだそこに行けていない生徒と、その両面から支援することが非常に大事だと思っています。施策としてはその全体、一つのまとまりとして進めているところになります。

その全体の施策というところだと、前年度に対して増額しております。こういったところは、それぞれの事業の執行状況等を勘案して、最終的にこういった調整額となっているところになります。

○文部科学省 2番の地域学校協働活動です。質問の中にもありましたが、コーディネーターさんがいろいろ調整するところは変わっておりません。変わっていないんですが、やはりコーディネーターを務める方々であるとか、NPOの方であるとかの企画次第というところがありまして。ICT、ネットのエチケット教育みたいな、PTAが絡んでいると、親子でそういったことを放課後とか土曜日に地域でやらないかということがあるというのは聞いております。

この後できれば名刺交換などさせていただいて、我々この活動をやってきて何年かたっております。例えば特別支援教育の関係で、障害をお持ちのお子さんとかがこの放課後活動をするのであればこんなふうに、という推奨事例みたいなのを、毎年、それだけをやるということではないのですが、パワーアップさせるためにその分野の情報を流すということはあるのです。

そのICTのことで、質問の中でおっしゃったこういう団体がありますということも、残念ながら不勉強で承知していなかったりするので、ぜひ教えていただいて。

そういった取り組みが全国で広がるようにご協力できればと思っております。

○文部科学省 参考資料の7ページとなっている部分でございます。「科学技術コミュニケーション推進事業」、この推進事業全体見ていただきますと、例えば下に「科学技術コミュニケーションフィールドの運営」で18億とかあります。その全ての積み上げでの26億という表現でございます。

今回ご紹介させていただきましたのは、上の「多様な科学技術コミュニケーション活動の推

進」の部分の右側でございます、「共創的科学技术コミュニケーションの推進」となっているチェックマークが入っている一番下の、3番目、「科学技术コミュニケーションの支援」という部分です。

こちらで来年度新たにNPO法人さんで手を挙げていただいて、その採択の可能性がある金額として、2,000万円を上げさせていただいているというところでございます。

○文化庁 参考資料の20ページになります。「文化芸術による子供の育成事業」、これにつきましては、そのポンチ絵の中の中段の部分で、少しでも子供たちの情操教育に役立つようにということで、中断の部分ですが、「義務教育期間中に毎年1回は、その文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整え」といこうと思っているところでございます。

NPO法人さんには、特に3の芸術家の派遣事業とか、4. コミュニケーション能力向上事業ということで、ご協力いただいているところでございます。

実際に各教育委員会において、昨年度はどここの学校に行ったので、来年度は違う学校に行こうとかと、どこの学校に行くかというのを、全体を取りまとめているのは各教育委員会になりますので。「私たちの町でこういう芸術家がいる」とか「私たちのNPO法人の取り組みを子どもたちに知らせていきたい」ということでございましたら、各自治体さんの教育委員会に言っていただければと思います。

次に、少しでも芸術活動を使って町興しができないかとか、そういうアートマネジメント人材という観点でございませうけれども、それにつきましては、参考資料の19ページ目に、「新進芸術家グローバル人材育成事業」とございます。その事業概要の右側に三つの柱があって、その真ん中にございます「芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成」というのがあります。ここだと芸術系の大学を使って、またその芸術系大学の施設とか資源を活用して、アートマネジメント人材を育てるといったような事業もございます。

ですので、これは芸術系大学と連携してやるといったものになります。

実際に具体的には、例えば東京芸術大学さんとかは、障害のある方々の芸術活動について、どういうふうにそういう方々に芸術を教えて、障害のある方々は、なかなか自分の作品を売ることができませんので、そういう発掘をするのはどうすればいいかとか、そういったことを芸術大学の方々が地域の美術館とかと連携して、実際に障害のある方々の作品とかを発掘したりしているということを行っています。

同じく人材育成では、21ページ目でございます。「劇場・音楽堂等活性化事業」の中で、右下のピンク色になってございます「劇場・音楽堂等基盤整備事業」の中で、下に「アートマネジメント研修」とかがあるところでございます。

やはり劇場・音楽堂は、少しでも一流のオーケストラとかオペラの内容を公演するというのもあるのですが、やはり不登校の子どもたちとか、障害のある方々とかが少しでも劇場・音楽堂に行って、文化・芸術に触れる機会をつくらうと。

ちょっと繰り返しになりますが、その障害のある方々だったりすると、例えば舞台が暗転したり、暗くなったり、始まる時にブザーが鳴ったりとか、そういった時に驚いてしまったり、そうすると周りの一般の方々が「うるさいな」とか、そういうふうに思わないような状況にするために、障害のある方々に「劇場ではこういうようなマナーで音楽の鑑賞をするんですよ」とか、そういうのを無料で研修したりとかしているわけでございます。

そういったアートマネジメント研修ということで、舞台技術の人たちも、盲導犬に対する扱い方をどうすればいいとか、そういうことについて研修するための事業でございます。これにつきましても NPO 法人さんが手を挙げることは当然できる状況でございます。

以上でございます。

○スポーツ庁 スポーツ振興くじの中で、総合型スポーツクラブに対する助成を設けている狙いといったところを簡単にご説明させていただきますと、我が国のスポーツ実施率がなかなか伸び悩んでいるという状況が長く続いておりまして、それをどうすれば打開できるかという中で、当時文部省と日本体育協会さんとの間で、総合型スポーツクラブということで、多種目や多世代の方が、そのクラブの中で集まることで、スポーツを気軽に実施できるような環境が提供できれば、実施率が今後伸びていくのではないかという考えがあって進めているものでございます。

特にこのスポーツ振興くじで特別に助成メニューを設けている趣旨としましては、従来のスポーツクラブさんが総合型スポーツクラブに発展するというところで、なかなか最初のうちは基盤が弱くて、やってみただけでもうまくいかなかった。それでなくなってしまうとなると、非常に残念なことになってしまいます。

まずは、総合型スポーツクラブというのは、会員さんの会費収入で持続的に活動を提供していただくということが趣旨でございますので、まずはそのスタートダッシュの期間をしっかりと面倒を見てあげましょうという狙いでございまして。

細かいメニューの内容にはなってくるのですが、活動基盤の運営補助的な内容のものとか、あとクラブマネージャーさんを設置することが必要な要件になっているんですが、その方々の賃金とか、そういったものを3年ないし5年という時限を設けて、助成の対象としているものでございます。

また、従来からスポーツ少年団さんとか、多種目や多世代ではないけれども、地域に根ざしてスポーツを提供していただいている団体様いらっしゃいますが、そちらの方々も、この総合型スポーツクラブの助成ではなくて、同じスポーツ振興くじ助成のスポーツ団体スポーツ活動助成、この中でスポーツ教室を開いていただくとか、そういったものの助成はさせていただいているところがございますので、幅広くスポーツ振興くじ、皆様にご活用いただきたいなと思っております。以上でございます。

○名越座長 はい、失礼しました。大変長々ありがとうございました。それじゃあこれで文部科学省さん、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

厚生労働省

○名越座長 それでは時間になりました。だいぶお疲れのところかと思えますけれども、あと3省庁さんですので、ひとつ頑張ってお願いしたいと思えます。

それでは、続きまして厚生労働省さんをお願いしたいと思います。

ご説明は、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室からお願いをしたいと思います。それではよろしくお願ひいたします。

○厚生労働省 皆さん、こんにちは。厚生労働省でございます。

本日は、私のほうから平成29年度のNPO関連予算について、なるべく簡単にご説明を差し上げたいと思っています。ただ、多岐にわたっていますので、結構時間を要してしまうかもしれませんけれども、あらかじめご容赦いただければと思っております。

お手元に厚生労働省関係の資料として四つあるかと思えます。平成29年度NPO関連予算総括表と、個々の事業の概要資料をまとめたものでございます参考資料につきまして、それぞれ通常事業と復興関連事業ごとに、計四つお配りしております。

まずは、この通常事業の予算総括表をベースにご説明を差し上げたいと思っています。

厚生労働省におきます平成29年度におけるNPO関連予算でございますけれども、合計で40事業ございまして、健康分野、就労支援、子育て、あるいは障害福祉、介護など、多岐にわたってございます。こちらでNPOが対象となり得る事業について広く紹介しておりますけれども、NPOさんのみに特化した事業でないという点についてはあらかじめご了承くださいと思っております。

また、NPOさんへの交付実績につきましても、その関連事業が大きな交付金の一部となっているものもありますので、実数がわからないものですか、あるいは年度終了後の集計になっているものもありまして、なるべく把握できる範囲内で記載しております。

それでは資料のご説明を差し上げたいと思えます。お手元の資料の29年度予算のNPO関連予算総括表の通常事業をご覧ください。

まず初めに健康分野関係でございます。項目1、「がん検診従事者研修事業」についてでございます。これは胃内視鏡検査の導入に当たりまして、偶発症対策を含めた検診体制の整備が必要であることから、検診の従事者に対して、胃内視鏡検査にかかる研修を実施する事業でございます。平成29年度予算額につきましては、約5,600万円の内数となっております。

申請方法につきましては、本年4月頃までに厚生労働省に実施計画書を提出していただくこととなります。

項目2でございます。「がん臨床試験基盤整備事業」でございます。こちらにつきましては、データマネージャーを雇用するなどして、質の高い臨床試験の実施基盤の強化・整備を行う事業でございます。なお、こちらの事業について平成28年度で終了いたします。

次に項目3、「地域の健康増進活動支援事業」でございます。これは、健康づくりや生活習慣病の改善のため、NPO法人等の民間団体が行います健康づくりの牽引役となるような人材の育成あるいはそのボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取り組みに対しまして、補助を行うものでございます。

29年度予算額につきましては約7,700万円となっております。

申請方法につきましては、厚生労働省に実施計画書を提出いただくこととなっております。項目4です。「HIV感染者等のNGO等への支援事業」でございます。

これは、HIV感染者等で構成されるNPO・NGO法人等による活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発や患者支援を図る事業でございます。

平成29年度予算額につきましては、約1億3,300万円の内数となっております。

申請方法につきましては、厚生労働省に企画書を提出いただくこととなります。

次に、就労支援分野についてご説明させていただきます。

項目5、「雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施」でございます。

これは、障害者の職業生活における自立を図るため、障害者就業生活支援センターが、地域の関係機関と連携のもと、障害者の身近な地域におきまして、就業面及びその生活面における一体的な相談支援を行う事業でございます。

29年度予算額につきましては約80億円の内数となっております。

このセンターを運営する法人は、各都道府県において指定することとなっておりますので、実際の申請方法につきましては、各都道府県にお問い合わせをいただければと考えております。

2ページをご覧ください。

項目6、「離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進」でございます。

これは、都道府県等が行う公共職業訓練につきまして、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する事業でございます。

29年度予算額につきましては、約384億円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県が実施する委託先の募集に応募していただくこととなります。

続きまして項目7、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施」でございます。こちらは民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することによりまして、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する事業でございます。

29年度予算額につきましては、約17億円の内数となっております。

申請方法につきましては、都道府県が実施する委託先の募集に応募していただくこととなります。

続きまして項目8、「就職活動に困難性を有する学生等に対する職業訓練の推進」でございます。こちらは、採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど、就職活動に困難性を有する学生等を対象といたしまして、その特性に配慮した新たな職業訓練を実施する事業でございます。

申請方法につきましては、都道府県が実施いたします委託先の募集に応募していただくこととなります。

なお、本事業につきましては、29年度から、先ほどご説明申し上げた項目6の「離職者等再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進」に統合することとなっております。

続きまして項目9「求職者支援制度」でございます。こちらにつきましては、民間教育訓練機関等を活用いたしまして、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知

識の向上を図る訓練を実施する事業でございます。

29年度予算額につきましては、約242億円の内数となっております。

申請方法につきましては、認定申請書を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のその都道府県職業訓練支援センターに提出していただくことになっております。

続きまして3ページをご覧ください。

項目10、「若者職業的自立支援推進事業」でございます。こちらは「地域若者サポートステーション」におきまして、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施するものでございます。

29年度予算額につきましては約38億円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県労働局に対しまして入札書及び提案書を提出していただくこととなります。

続きまして項目11ですが、「キャリア教育専門人材養成事業」でございます。

これは、労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かしまして、大学等における実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材の養成を図るため、講習を実施する事業でございます。

なお、こちらの事業につきましては、平成28年度で終了することとしております。

次に、子育て分野に関してご説明をさせていただきます。

この分野におきまして、項目12から20の事業につきましては、全て保育対策総合支援事業費補助金、予算額としては、29年度395億円ですけれども、その一部の事業について、それぞれご説明をこれから差し上げます。

なお、申請方法につきましては、実施主体の募集状況によって異なりますので、詳細は、実施主体の保育担当課にお問い合わせをいただければと考えております。

まず項目12でございます。

その中に①から⑥までありますけれども、まず①ですが、「保育環境改善等事業」でございます。これは保育園等におきまして、障害児や病児・病後児の対応のために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を補助する事業でございます。

②「民有地マッチング事業」でございますが、これは土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うための必要な経費の一部を補助する事業でございます。

③の「家庭支援推進保育事業」でございますが、これは家庭環境に対するその配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数受け入れているような保育園に対しまして、保育士の加配を行う事業でございます。

④の「保育利用支援事業」でございますが、これは保護者が育児休業取得後に、保育の提供を受けることができるよう、予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する事業でございます。

⑤「サテライト型小規模保育事業」でございます。これは、小規模保育事業等を利用する児童の3歳到達後の保育園等への円滑なその接続を図るために必要となります費用の一部を補助する事業です。

⑥「医療的ケア児保育園支援モデル事業」でございます。医療的ケア児の保育園等における受入体制整備を行うため、必要な経費の一部を補助する事業でございます。

次に4ページをご覧ください。

項目13につきましては、①「認可移行調査費等支援事業」②「認可化移行改修費等支援事業」③「認可化移行移転費等支援事業」がございまして、これらにつきましては、認可保育園またはその認定こども園に移行するために、計画書の作成及び見直しに必要な経費や、移行を希望する施設に対しまして、設備運営基準を満たすために必要な改修費。また現行の施設では、立地場所やその敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する事業でございまして。

項目14でございまして、①「賃貸物件による保育園等改修費等支援事業」②「小規模保育改修費等支援事業」③「家庭的保育改修費等支援事業」がございまして、これらにつきましては、賃貸物件による保育園や小規模保育事業所を設置するために必要な改修費等、それから家庭的保育事業を実施するための保育環境を整えるための、建物の改修費等の一部を補助する事業でございまして。

続きまして項目15でございまして、こちら①「保育園設置促進事業」②「都市部における保育園等への賃借料支援事業」がございまして、これらにつきましては、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するための土地借料の一部を補助する事業。

それから賃借料が、局地的に実勢と乖離しているような地域の保育園につきまして、公定価格における賃借料加算との乖離分を補助する事業でございまして。

5ページをご覧ください。項目16でございまして、こちら①の「保育士・保育園支援センター設置運営事業」でございまして、これは潜在保育士への就職支援、あるいは保育園に勤務する保育士等への相談支援等を実施いたします保育士・保育園支援センターの設置運営に要する費用の一部を補助する事業でございまして。

②「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」でございまして、保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象といたしました巡回支援に要する費用の一部を補助する事業でございまして。

次に項目17でございまして。

まず①の「保育園等事故防止の取り組み強化事業」でございまして、こちらにつきましては、事故防止の知識の確保等に必要な研修の実施及びその重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うために必要な費用の一部を補助する事業でございまして。

次に②の「保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業」でございまして、認可外の施設・事業者による各届出・報告、あるいはその当該届出・報告情報のデータベース化等に係るシステムを構築するための費用の一部を補助する事業でございまして。

③の「認可外保育施設の衛生・安全対策事業」でございまして、こちらにつきましては、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部補助する事業でございまして。

④「広域的保育園等利用支援事業」でございまして、こちらは、こども送迎センターから保育園等、あるいは保育園等から屋外遊技場に代わる場所への児童の送迎を実施するための必要の一部を補助する事業でございまして。

項目18でございまして。

「保育園等整備交付金」でございまして、こちらにつきましては、保育園機能部分または小規模保育事業所の施設整備に係る経費の一部を補助するものでございまして。

ただし、こちらにつきましては、平成 29 年度末までの間は、保育園等及び保育園機能部分の施設整備については、待機児童解消のための緊急対策として、待機児童解消加速化プランに参加実績のある市町村等に限り、29 年度予算額につきましては、約 564 億円となっております。

6 ページをご覧ください。

項目 19、「次世代育成支援対策施設整備交付金」でございます。こちらにつきましては、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及びその利用者支援事業所の施設整備に係る経費の一部を補助するものでございます。29 年度予算額につきましては、約 66 億円の内数となっております。

項目 20、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金（うち、子どもの生活・学習支援事業）」についてでございます。こちらにつきましては、放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子どもの生活習慣の修得、あるいはその学習支援、それから食事の提供等を行う事業でございます。

29 年度予算額につきましては、約 114 億円の内数となっております。

申請方法につきましては、実施主体ごとに異なりますので、各都道府県等にご確認をいただくこととなります。

次に社会福祉分野についてご説明をいたします。

項目 21、「地域生活定着促進事業」でございます。こちらは、高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める事業でございます。

項目 22 でございますけれども、「社会福祉推進事業」でございます。こちらは、地域社会における今日的課題の解決に対する先駆的・試行的な取り組みに対しまして、支援を行う事業でございます。

7 ページをご覧ください。

項目 23、「被保護者就労支援事業」でございます。こちらは、被保護者の自立の促進を図ることを目的といたしまして、就労の支援に関する問題につきまして、被保護者からの相談に応じますとともに、公共職業安定所への同行訪問等就労に向けた支援。それから本人の希望や特性に合った就労の場につなぐための地域の関係機関や団体等における就労支援の連携体制を構築等するものでございます。

項目 24、「被保護者就労準備支援事業」でございます。こちらは、直ちに一般就労が困難な被保護者に対しまして、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、日常生活習慣の改善のための支援。社会的な能力を身に付けるための支援。就労意欲喚起や、就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援を段階的に実施する事業でございます。

項目 25 でございます。「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」でございます。これは、被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働によりまして、被保護者の社会的自立を支援する取り組みの推進を図る事業でございます。

続きまして項目 26 でございます。「居住の安定確保支援事業」でございます。こちらは、賃貸住宅等への入居希望者等を対象に、家賃の代理納付の活用や、不動産業者への同行等入居に

関する支援でございますとか、あるいは見守り等の日常生活支援を実施する事業でございます。

8ページをご覧ください。

項目 27、「ひきこもり対策推進事業」でございます。これは、ひきこもりの状態にある本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、またひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取り組みを推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業でございます。

項目 28 でございます。「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」でございます。こちらは、地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取り組みの基盤づくりを支援する事業でございます。

次に項目 29、「生活困窮者自立支援制度」でございます。こちらは、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する事業です。

今申し上げてきた社会福祉関係で、項目 21 と 22、24 から 28 までの 29 年度予算額につきましては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、約 293 億円の内数。

項目 23 の、平成 29 年度予算額につきましては、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の約 218 億円の内数。

項目 29 の 29 年度予算額につきましては、これらの補助金と負担金の内数ということとなっております。

次に項目 30 でございます。

「社会福祉振興助成事業」ですが、これは政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO 法人等の民間団体による創意工夫ある事業に対して助成を行う事業でございます。

29 年度予算額は、約 6 億 1,000 万円となっております。

申請方法につきましては、実施主体である独立行政法人福祉医療機構に事業計画書を提出していただくことになります。

次に、援護分野をご説明させていただきます。

項目 31、「樺太等残留邦人集団一時帰国事業」でございます。こちらは、樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する事業でございます。

29 年度予算額は、約 3,400 万円となっております。

申請方法につきましては、厚生労働省に事業実施計画書を提出いただくこととなります。

9ページをご覧ください。

項目 32、「中国残留邦人等地域生活支援事業」でございます。これは、地方自治体が実施主体となりまして、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができますよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業でございます。

29 年度予算額につきましては、110 億円の内数となっております。

申請方法につきましては実施主体によって異なりますので、詳細につきましては厚生労働省

にお問い合わせをいただければと思います。

次に項目 33 でございます。「地域生活支援推進事業」でございます。こちらは、全国 7 カ所に設置しております中国帰国者支援交流センターで、より一層地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動する NPO 法人等との連携を推進し、活動を援助する事業でございます。

29 年度予算額につきましては、約 800 万円の内数となっております。

申請方法につきましては、全国のセンターで異なりますので、詳細につきましては厚生労働省にご連絡をいただければと思います。

項目 34、「海外未送還遺骨情報収集事業」でございます。こちらは、海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報につきまして、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う事業でございます。

29 年度からは、28 年 4 月に施行されました「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づきまして、戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人として指定された、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に事業を委託することとしております。

項目 35、「遺骨収集帰還等派遣費補助事業」でございます。こちらは、海外等で戦没した日本人の遺骨収集等に民間協力者が参加する際の旅費の補助等を行う事業でございます。

28 年 11 月以降につきましては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に遺骨収集等事業を委託しているところでございます。

次に、障害福祉分野です。

項目 36、「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）」でございます。こちらは、就業等に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対しまして、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する事業でございます。

29 年度予算額につきましては、約 8 億円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県にお問い合わせをいただければと思います。

10 ページをご覧ください。

項目 37、「就労移行等連携調整事業」でございます。これは、特別支援学校の卒業生等につきまして、適切なアセスメントを行うとともに、さまざまな支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行を支援する事業でございます。

29 年度予算額につきましては、2,400 万円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県にお問い合わせをいただくこととなります。

項目 38、「工賃向上計画支援事業」でございます。これは、就労継続支援 B 型事業等の利用者の工賃の向上に向け、①コンサルタントによる経営支援や専門家による技術支援。あるいは②共同受注窓口の情報提供体制の整備等の取り組み。あるいは③農福連携による障害者等の就農促進等を実施する事業でございます。

29 年度予算額につきましては、約 3 億円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県にお問い合わせをいただくこととなります。

項目 39、「社会福祉施設等施設整備費補助金」でございます。これは、障害者総合支援法や児童福祉法等に規定する施設を整備する場合に、その整備に要する費用の一部を補助する事業でございます。

29年度予算額につきましては、約71億円の内数となっております。

申請方法につきましては、各都道府県、指定都市、中核市に計画書を提出していただくこととなります。

項目40、「自殺防止対策事業」でございます。こちらは、自殺対策基本法におきまして、民間団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動について、財政上の措置等を講ずることとされていますことから、自殺対策に取り組む民間団体に必要な支援を行う事業でございます。

29年度予算額につきましては、約25億円の内数となっております。

申請方法につきましては、本年1月29日までに厚生労働省に事業計画書の提出をいただいているという状況でございます。

次に介護分野をご説明させていただきます。11ページをご覧ください。

項目41、「地域支援事業交付金」でございます。これは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加、介護予防に向けた取り組み、配食、見守り等の生活支援体制整備、あるいは在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業でございます。自治体はNPO等に助成して実施することができるものでございます。

29年度予算額につきましては、約1,600億円の内数となっております。

申請方法につきましては、実施主体によって募集状況は異なりますので、実施主体の担当課にお問い合わせをいただくこととなります。

次に項目42、「地域医療介護総合確保基金」でございます。これは、26年6月に成立いたしました医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用しまして、介護施設等の整備等の促進のために必要な事業を支援するものでございます。

29年度予算額につきましては、約483億円の内数となっております。

続きまして項目43、「協働で行う地域福祉・健康づくり事業」でございます。こちらは、民間事業者が創意工夫ある取り組みを行う際の資金調達手段の一つであるソーシャル・インパクト・ボンドにつきましては、手段の有効性や課題検証等を行う事業でございます。

29年度予算額は、7,300万円となっております。

申請方法につきましては、現在検討中でございます。

以上が通常事業に関するご説明でございます。

次に、復興関連事業についてご説明をしたいと思います。

左上に、復興（震災・原発事故）関連事業と書いてある横置き1枚物の資料でご説明を申し上げます。

項目1でございます。「震災等対応雇用支援事業」でございます。こちらは、被災3県に造成された基金を活用しまして、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出するものでございます。

27年度中に開始した事業について、継続して28年度末までに実施をしているものでございます。

次に項目2、「被災者見守り・相談支援事業」でございます。これは、仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえまして、地域におけるコミュニティー活動の活性化・活用を図りつつ、

相談支援や孤立防止のための見守りなど、被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築する事業です。

29年度予算額につきましては、200億円の内数となっております。

最後に項目3、「原子力災害対応雇用支援事業」でございます。こちらは、福島県や同県内の市町村が、原子力災害、風評被害対策などの事業を民間企業等へ委託して実施するための資金を交付することによりまして、震災等の影響による失業者の一時的な雇用機会を創出するものでございます。

29年度予算額につきましては、約19億円の内数となっております。

申請方法につきましては、福島県や同県内の各市町村にお問い合わせをいただくこととなります。

以上が厚生労働省からのNPO関連予算のご説明になります。よろしくお願いいたします。

質問・意見

○名越座長 はい、通常事案、続けて復興事案、全てご説明をいただきました。大変ありがとうございました。

さて、皆さんお気づきになりましたでしょうか、ご質問いただく前に、ちょっと整理をさせていただきます。

通常事業の合計額ですが、11ページを見ていただいてもよろしいでしょうか。合計欄であります。実はこれを見させていただきますと、29年度の予算7億9,200万とございます。お手元には昨年資料がないかと思うんですが、ちょっとご紹介しますと、昨年の資料は8億1,400万。昨年の28年度、最初の予算額は704億6,400万です。

今年度の予算額は7億9,200万ですので、本来は、696億7,200万円の減。減額率が99%。つまりここで言うところのNPO関連予算が、100分の1に減ってしまいました。10分の1じゃないですよ。100分の1です。桁が違いますね。

この原因について確認をまずさせていただきたいのですが、まず1点目は、今回継続事業のうち5事業が、昨年資料には掲載されていませんでした。

具体的には、今回資料のNo.15、No.17、No.20、No.30、No.38です。これらの事業はおそらく28年度予算額に記載がありますし、また実績もありますので、昨年度の単なる記載漏れというふうに理解してよろしいかと思うんですが、その点が1点。

これは実はそもそも内数事業数が多いのであまり予算には影響はないんですね。今回予算が100分の1に劇的に減少しましたのは、おそらく内数事業の影響であろうかと思えます。

昨年内数事業であった1事業、No.3ですが、これは今回は、実数の事業に変わっております。これによって約1億円増えたのは望ましいのですが、逆に今まで予算額が大きかった四つの事業が、今回内数になって外れたんですね。具体的には、No.6、No.7、No.9、No.10の4事業であります。

昨年であれ今年であれ、予算合計額は約690から680億ですので、1億増えた分を差し引いたとしても、やっぱり690から680億円が減少してしまったと。こういうことになるわけです。

問題は、昨年まで事業ごとに分けができて、そして実額で計上できたのに、急になんで内

数表示になってしまったのか。これをお聞きしたいところであります。

実は、厚生労働省さんの場合、平成 26 年度のヒアリングの時に、25 年度の予算額の前年の説明時と比べまして約 10 倍増えたんです。そういったアクシデントがあったんです。

これら補正予算の影響もありましたが、大半が内数事業から実額事業へ、その時はいい意味で転換してきたんです。

今回大半が継続事業なんです。ということは、ご担当者により、年次により、変わってしまうということでしょうか、ということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省 今二つのご指摘をいただいたと思います。

まず一つ目は私からお答え申し上げたいと思っているんですが、いわゆる五つの事業が、昨年度のものには載っていなかったと。それが今回あらためて載っているということについてでございますけれども、この点につきましては、いろいろな理由がございますけれども、多くはあらためて厚生労働省において、今回のご依頼をいただきまして精査をさせていただいた結果、今回この事業があらためて掲載させていただいているということでございます。すみません。今回掲載させていただいた、今回あらためて精査をさせていただいたということです。

○名越座長 あらためて精査をいただいて計上したということで、結果は昨年の記事漏れと。はい、わかりました。

さあ、問題は、内数事業率が増えてしまって予算が隠れてしまったということなんですね。これは年次によってコロコロ変わるといふことがある。内数は、冒頭何度か申しましたけれども、合計に加わっていないんですよ。というのは、内数の中に NPO が手挙げできるのもあれば、ほかの事業も入っている可能性がある。あるいは先ほどの文科省さんでも、同じ金額がボンボンあって、幾つもあるわけで、全部それを加えたら、もう意味のない数字になっちゃう。

したがって内数というのは、そのうちのどれが NPO が手を挙げられるのかが確定しませんので、把握できませんので、合計から差っ引いているということです。逆にこれを全部足しますと、同じ数字がボンボン出ていますので、実態とそぐわない数字になっちゃいます。

○厚生労働省 先ほどのご質問の 2 点目でありました 6、7、8、9 が能力開発課の行政の予算になります。

例年こちらの委託先を見ていただければわかりますとおり、民間企業から NPO 法人まで幅広く委託先として含んでおります。

ですので、今回作業のご依頼をいただいた時に、もともと何か事業が変わったというわけではなくて、もともとこれは全体の、例えば 6 番になりますと、能力開発プログラムの推進という形の全体の予算というのはあったのですが、そこを内数表記にするのか、それとも全ての予算を単純に載せてしまうのかというところを精査した時に、必ずしも NPO 法人だけでもさまざまな主体があるということで、今回は括弧書きの表記にさせていただいたという形です。中身は変わっていないのですが、記載の考え方を少し精査したということでございます。

○名越座長 その記載の仕方がなぜ変わるんですかというご質問。あるいはなぜ実数値になれないのかというご質問なんです。去年は実数値でしたよね。

○厚生労働省 実数値というのは何を指すかということだと思っております。

○名越座長 内数ではないという意味です。

○厚生労働省 NPO 法人に特化した予算ではないというところで、内数にさせていただいてると。昨年も状況としては同様だったのですが、書き方として予算額全体を書くのか。または必ずしもそこに特化していないということで、内数で整理するのかということ、今回あらためて誤解がないようにということで、括弧内数で整理させていただいたところです。

○名越座長 それちょっと理解が違うかもしれませんね。

NPO 法人が手挙げできる事業は、実数値で結構なんです。事業は、その中に幾つも入っちゃっていると、その事業が、例えば5個全部同じ内数で来ますと、それを合計すると10倍になっちゃいますよね。そういう意味であれば、従来どおり括弧を外していただければ問題ないのですが。

○厚生労働省 そこは全体でそういうご整理をいただければ、我々としては。

○名越座長 わかりました。ありがとうございます。そうすると、No.9とNo.10はどうでしょうか。

○厚生労働省 No.9も同様です。No.10も同様でございます。

○名越座長 わかりました。集計を見させていただいた時に、ちょっとびっくりしちゃったもので。100分の1はあまりにどうかと思ったんです。

となりますと、あらためてまたその分を訂正させていただきたいと思いますので、はい、理解できました。数字がおそらくまたすごく変わると思います。

○厚生労働省 もう一度ご説明いたしますけれども、この7億9,200万円という数字はどのように計算しているかと申しますと、幾つもの事業がありますが、そのうち内数ではない数字のみを足し上げた数字が7億9,200万円という考え方で一応整理を今回させていただきました。

○名越座長 それはそれでよろしいです。ただ内数に変わったやつがそもそもは。先ほどもご質問いただいたところですけども、例えば3ページ、12から17までの事業がございます。これ同じ金額で同じ内数です。内数というものの、これも括弧を外して加えますと、もう何倍になるのでしょうか、同じ数字が。こういうことがありますので、内数表示の場合は、そのうちでどれだけNPOが手を挙げられるものかがわからないんです。したがって省いているということです。

でも今のご説明でいけば、前年度と同じ趣旨ということですので、この数字の大きかった四つの事業は、括弧を外せば手を挙げられるわけですから、合計の中に入ってくるということがあります。

それでは、あらためましてご質問・ご意見等いただきたいと思います。

○会場 41番です。介護保険はとても苦しくて、苦しんでいるNPOもたくさんあります。現時点での集約でどのぐらいの、全部で1500市町村ぐらいですか、どのぐらいNPOが受託しているとか何かご報告いただけることがありますか。

○厚生労働省 「地域支援事業交付金」につきましては、全て実施主体が市町村になっておりまして、NPOあるいは社会福祉法人等委託先として選ぶことができるようになっております。

集計として、NPO法人にどれだけの委託費が出されているかというような集計はできないのです。私が日々の業務で聞いている中では、特に総合事業という形で、新しく27年度から始まっているのですが、その総合事業がまさにNPOであるとか社会福祉法人である生協とか、その地域の多様な主体に対して、地域包括ケアシステムという中で巻き込んでいくものを想定して

います。

その中で生活支援サービスであるとか、ちょっとした通いの場であるとか、そういったものを運営する際の補助であるとか、委託費であるとか、そういった費用として想定しています。

まさに今後その施策を進めていくに当たって、特に NPO さんであるとか、そういった地域のいろんな方との対話とかを行って、広げていくようなことを検討しているというようなことは、少なくない市町村から聞いているところです。

○会場 最終的に社会福祉法人が幾つで、NPO が幾つでというふうな計算は出されないんでしょうか。

○厚生労働省 総合事業ということでありまして、まだ施行段階ということでございまして、全ての市町村がやっているわけではないんですが、私どものほうで 27 年 4 月にこの総合事業をスタートしている自治体に、新しく NPO がどのくらい参加しているかというようなデータは取っております。

それは、介護保険部会という有識者会議がありまして、その 9 月 30 日の参考資料としてお出ししております。ネットとかで「介護保険部会」と入れて、9 月 30 日の資料を見ていただければ出てきます。

参考で、この場で申し上げますと、例えば訪問サービスでいうと、全体のうちで NPO が受託等を行っているのが全体の 1.4% というような数字は報告させていただいているところです。

○名越座長 はい、それ以外にいかがでしょうか。

○会場 女性の就労支援ですとか起業の支援をしております。今の事業を拝見いたしますと、若者とか障害者あるいは被保護者の方向けの事業につきましては、NPO 法人が手挙げができるものが多いかと思うのですが。女性の就労、特にシングルマザーですとか、そういった就労が困難な女性の事業について、民間が手を挙げる事業があるのかどうか。それを今後は、NPO 法人でもできるような計画があるのかどうか、お話を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○厚生労働省 女性の就労あるいはシングルマザーに対するところについてどうなのかというご指摘でございますけれども、すみません、今担当の者がここにおりませんので、あらためて確認させていただいて、それでご連絡を差し上げたいと思っています。よろしいでしょうか。

○名越座長 じゃあ後ほど名刺でやり取りしてください。

それ以外にご質問・ご意見、どうぞお願いいたします。

○会場 初めて参加しているので理解していないところがあったらダブりますけれども。

私は今高層住宅に住んでいまして、昔みたいに大家族じゃなくて、夫婦と子どもみたいの。結構ひきこもりで、時々息子さんが爆発したりして、警察を内緒で呼んだりして、来て、おさまったりしているのですが。そういう人たちの働く場をどうするかということで、ひきこもり対策、41 番に書いてある。こういうところにどういう予算が付けられるのかというようなこと、せっかく勉強に来たので。さっきの内数になっていて単独の金額がどうなるかわからないんですね。

41 ページのカラーのプリントがあります。こういったことがやれるんだなど。じゃあこの予算を、項目で見ますと、27 番ですか。このところの全体の予算は、さっき言った内数の 29,275 のうちの幾らか使えるんじゃないかとなっちゃうと、こういった提案をしてみても、幾らぐら

い国が予算をかけようしているのかみたいなことが、読めないんです。せっかく勉強に来たので、ちょっと仕組みを教えてくださいたいのですが。

○厚生労働省 ひきこもりの関係ですけれども、各都道府県あるいは指定都市に、資料 41 ページにあるとおり「ひきこもり地域支援センター」というのを設置していただいて、そのセンターの相談員さんの費用とか活動費について補助しているところでございます。

こちらの具体的な補助額とかにつきましては、最大でも 2,000 万程度の 2 分の 1 というような形になっております。

具体的に実施に当たっては、ここは実施主体が都道府県もしくは指定都市という形になっていきますので、まずは都道府県にもしこういったことをやりたいということであればご提案していただいて、都道府県のほうで委託していただくというような形になります。NPO さんのほうが自ら実施主体として運営していくという形ではちょっとないので、都道府県とよくご相談していただければと思います。

○会場 じゃあその県に、やるためにこういうものをつくってもらいたいみたいなものは、直接私が何やろうと今考えているわけではないが、こういう施設があったらいいんじゃないかというのを、国が予算をこれくらい確保しているから、県もぜひ実施してほしいみたいな話を持っていこうとした場合目安がないので、ちょっとお聞きしたわけです。

○厚生労働省 先ほど言った基準額 2,000 万、いろいろな補助金がある中の一つの事業なので。全体で 293 億の予算という形にはなっておりますけれども、この事業について 2,000 万の最大の基準額というのはもう都道府県にはお示ししておりますので、その範囲内で国庫補助が付けられますと。

○会場 その 2,000 万というのは、どこに出ているんですか。

○厚生労働省 ここには載せてはいないですけれども、都道府県ではもう承知している話です。

○名越座長 それじゃあまだおそらくご質問があるかと思うんですが、時間が来ておりますので、これで厚生労働省さん、ご説明を終わらせていただきたいと思います。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

経済産業省

○名越座長 はい、それでは時間がオーバーしておりますけれども、次は経済産業省さんに進めさせていただきたいと思えます。

とりあえず経済産業政策局経済社会政策室からご説明をいただき、後はご担当者からお願いしたいと思います。

○経済産業省 早速ではございますけれども、事前にお配りをしてございます経済産業省の資料に基づきまして、各予算の担当の者からご説明を差し上げます。

お手元の資料の左側にあります番号1、「地域未来投資促進事業（商店街・まちなか集客力向上支援事業）」。2番の「地域・まちなか商業活性化支援事業」。こちらからご説明を差し上げます。

○経済産業省 それでは1番と2番についてご説明いたします。こちらについては、詳細の説明資料①と②を後ろに付けておりますので、そちらを見ながらご説明させていただきます。

まず1番の「商店街・まちなか集客力向上支援事業」でございますけれども、こちらは平成28年度第2次補正予算額となっております。

金額は15億円となっております、事業目的については、商店街・中心市街地の発展を図っていくために、近年増加している外国人観光客の消費需要を取り込むための商業に役立つ支援をすることとなっております。

右側の「事業イメージ」にイメージを書いてございますけれども、1.こちらが商店街組織向けとなっております、「商店街集客力向上支援事業」となっております。こちらは、外国人観光客の消費需要を取り込むために、商店街における免税手続カウンターの設置や、地域産品を扱う販売所の設置等を支援する事業でございます。こちらについては、基本的には、商店街組織に対して支援を行っているのですが、商店街組織が、NPOと連携して事業を実施する場合についても支援の対象としてございます。

二つ目が、商店街よりももうちょっと幅が広くて、中心市街地向けの支援となりますけれども、「2.まちなか集客力向上支援事業」といたしまして、外国人観光客の需要を取り込むために、中心市街地における特産品販売や、飲食店等の拠点の整備などを支援するものとなっております。

次は、「地域・まちなか商業活性化支援事業」といたしまして、平成29年度予算を要求しているものでございます。通常予算のものとなっております、金額は17.8億円を要望してございます。

こちらについては、先ほどの内容は外国人観光客向けの事業でございましたけれども、それよりも幅広く、商店街や中心市街地の活性化を図る取り組みにつて支援をするものでございます。

右側に事業イメージといたしまして、まちなか機能集約支援事業といたしまして、地域産品販売・飲食店・交流スペース等の複合商業施設等の整備を支援するものとなっております。

この(2)(3)が商店街向けの支援事業となっております、(2)が「公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型」の事業を支援することとなっております、例え

ば①の少子・高齢化であれば、子育て支援施設や福祉施設を商店街に建てる場合。②は、多世代交流施設の整備。③は、事業がしやすいようにインキュベーション施設を整備するもの。④については、自治体と連携した IC 対応型のポイントカードシステムの導入支援。⑤については、外国人対応向けの事業。⑥については、地域資源活用として、アンテナショップの活用など。そういったものを行うものでございます。

(3)については、商店街における個店の経営力を向上させるものとしたしまして、個店が連携するとともに商店街組織が応援するものに対して支援を実施するものでございます。

私からは、以上でございます。

○経済産業省 それでは3の「ふるさと名物支援事業（小売業者等連携支援事業）」から説明させていただきますと存じます。

実際やっていることは、都道府県で、今地域資源の指定をしているのですが、地域資源の活用や、農林漁業者との連携によって、商品開発を行うような事業者に対しまして、一般社団法人、この中にはNPOも含むのですが、そういった者が行う消費者嗜好に関する情報提供やマッチング支援などの取り組みを補助させていただくものでございます。

地域資源を活用した利用者さん同士をマッチングさせるようなイベントだとか、セミナー、そういったものを支援する際の費用を補助するというイメージでございます。

29年度は、13.5億円の内数でございまして、3分の2の補助でございます。

28年は、2月9日から3月4日までが公募期間でございますが、今年は2月7日から3月10日が公募期間になっているところでございます。

その次の事業は「ふるさと名物応援事業」ということで、こちらは農商工連携支援事業になっています。中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供だったり、中小企業者と農林漁業者が連携して、それでお互いが経営資源を出し合っ行って行う事業に対して、指導とか助言、そのほかの中小企業者と農林漁業者との有機的連携を支援する事業に要する費用を補助するものです。

例えば、中小企業者さんと農林漁業者さんが出会う場のマッチングのためのイベントだったり、セミナーだったり、そういったことをやるNPOさんに対して補助をする。こういうようなイメージでございます。

この予算は13.5億円の内数でございまして、これも同様にNPO法人が対象になっているものでございまして、公募は、先ほどと同様に2月7日から3月10日が公募となっているところでございます。

5番目の「ふるさと名物応援事業」でございます。こちらは「JAPANブランド育成支援事業」でございます。こちらは、話は変わりました海外でございまして、中小企業と小規模事業者の新たな海外販路開拓につなげるため、複数の中小企業・小規模事業者が連携しまして、自らの持つ素材や技術などの強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいた商品の開発だったり、海外展示会出展の取り組みに対する費用を支援するものでございます。

これも13.5億円の内数の予算事業でございまして、例えば、中小企業の連携体だったりとか、ほかにも商工会、商工会議所、さらには今回で言うと、NPO法人などが支援対象となっております。

こちらは、今年は2月13日から公募をスタートさせていただいてございまして、2月13日から3月13日の公募をしている最中でございます。

次のページでございます。

創業支援の関係でございます、「創業・事業承継支援事業」でございます。これにつきましては、平成 28 年度からやっている事業なので、本来は継続ですけれども、もともと創業、第二創業補助金という名前から、創業・事業承継支援事業と名前が変わって、少し内容が変わった関係で「新規」となっていますけれども、創業に要する経費の一部を補助しまして、地域の活性化を促す事業でございます。

また、創業から離れますけれども、事業承継を契機として経営革新などに取り組むような中小企業、事業転換する中小企業に対して、設備投資等に必要な経費を支援するものでございます。

これは 11.0 億円の内数が、平成 29 年度の予算でございます、この中の支援体制としまして、当然ながら個人や株式会社も入ってくるのですけれども、その中で NPO 法人もご活用いただくことが可能でございます。

去年は、平成 28 年の 4 月中公募をさせていただいたのですけれども、今年も同様に、平成 29 年のおおよそでございますけれども、4 月中を公募予定としておりますので、ぜひご活用いただければと思っていますところでございます。

次に 7、こちらは「創業・事業承継支援事業」の「創業支援事業者補助金」でございます、一言で申し上げますと、自分が実際創業しようと思った人に対して補助するのが先ほど説明させていただいた事業でございます、こちらの 7 のほうは、実際創業しようと思っている人を支援している者をさらに支援する。例えば地域金融機関とか商工会議所とかが創業セミナーをする、創業スクールをする、そういったものに対して支援させていただく。このようなイメージでございます。

これは実際産業競争力強化法という法律がございまして、もともとこれは平成 26 年 1 月に施行されているものですが、ここで特定創業支援事業というものがございまして。例えば、継続的な形で財務とか人材育成、販路開拓、そういったもの等々の要素を含むものの事業を、セミナーのようなものを行っていただくような創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づくような創業支援に対して補助するというものでございます。

これはメインは、多いのが地元の金融機関さんとか社団法人だったりするのですが、この中にも NPO 法人が支援対象になってございまして、先ほどの創業補助金と同様に、これも平成 29 年の 4 月中の公募を目指して我々のほうでやっているところでございます。

8 ですけども、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）」でございます。こちらは、廃止と書いてあるのですが、後ほどご説明しますが、先ほど 5 のところで、「JAPAN ブランド育成支援事業」がございまして、この事業と、地域ネットワーク事業は非常に似ている事業でございます。もともと平成 28 年は、「JAPAN ブランド育成支援事業」は、約 2.5 億円の予算でございまして、平成 29 年度は、約 4.5 億円の予算で 2 億円の予算増になっております。

この地域ネットワーク活用展開支援事業自体は約 1 億円の予算事業でございまして、似ているような事業でございましたので、「JAPAN ブランド育成支援事業」のほうに積極的に、集中的に予算を投下したという形になっております。

こちらも 4 者以上で構成される中小企業グループが、地域支援機関などによるネットワーク

の支援を受けつつ、ミッション派遣やバイヤー招聘などの海外展開を目指すような取り組みに費用を補助させていただくものでございます。これも3分の2の補助でございますが、この中にNPO法人も入っているという状況でございます。

繰り返しになりますけれども、5の「JAPANブランド育成支援事業」の予算の強化になっているという状況でございます。

ラストの9でございます。「地域創業促進支援事業」ということで、創業スクール事業は廃止になっているのですが、こちらも単純な廃止ではなくて、新しい事業に、平成29年度になっている関係で廃止となっております。

28年度は、全国で創業スクールをやっております。これは、例えば中小企業庁からパソナさんに委託させていただきまして、そこから例えば商工会議所さんとか、地域金融機関さんに創業スクールということで事業を展開していただく。地域の創業を起こすような事業を展開していただくようなビジネスモデルでございます。この中では、創業までのフォローアップを行い、ビジネスプランコンテストの開催などを行ってきた事業でございます。これも同様にNPO法人が対象となっております。

平成29年度から事業が若干変わっておりまして、その詳細な説明につきましては、ページ数変わりますけれども、詳細の説明資料⑥になります。

この⑥の一番下が今年度、平成28年度やっている事業でございます。先ほどご説明させていただいた「創業スクール」になっているところでございます。

これが変わりました、説明資料の④でございます。

④は平成29年度の事業でして、これの3、「潜在的創業者掘り起こし事業」がございまして、これに変わっております。

もともと創業スクールにつきましては、いろいろな春の公開レビューなどのご指摘もありまして、民間企業でできる範囲は民間企業でやるようにというご指摘もございました。

その関係上、国で定めた一定水準のカリキュラムを実施するような創業スクールを、中小企業庁側で公認しまして、公認されたスクールに関しては、例えば創業スクールがブランドを付与したり、電子媒体上でテキストを共有させていただくなりといった最低限の支援などをさせていただきまして、創業者の基礎的な知識習得を支援する形に変えております。

また、「創業スクール選手権」を毎年開催しております。今年は2月17日に大臣賞と中小企業庁長官賞ということで付与させていただいております。それだけでなく、29年度以降は、創業スクール受講者しか出られなかったものを、創業スクール受講者以外の方にもご参加いただける形にしまして、創業の意義を全国的に広めて、全国でビジネスプランコンテストのようなものを開催しまして、潜在的な創業者みたいなものを掘り起こすような形で、全国で創業に興味を持っていただくような事業に鞍替えた事業になっているところでございます。

以上で、説明は終わりでございます。

質問・意見

○名越座長 はい、ありがとうございました。

ご質問をいただく前に、1点だけ確認させてください。

29年度の予算額ですけれども、1ページのNo.2は、17億8,200万円。最後のページ合計17億8,000.200万円が漏れている。

おそらく正しくは17億8,200万円で、増減は17億2,800のマイナス。増減率が、マイナス49.2%かと思います。後ほどちょっと確認しておいてください。単なるミスかと思います。

それでは、あらためましてご質問等いただきたいと思います。

○会場 女性の創業者に対する支援事業は今年度はもうないということでしょうか。

○経済産業省 複数の課にまたがっている事業でございますけれども、6のところに「創業・事業承継支援事業」ということで、創業・事業継承補助金でございますけれども、例えば女性とか若者の場合は、審査する際に加点措置などをさせていただきまして、優先的に採択するような形で審査させていただいております。当課でやっている事業という観点で言えば、女性の関係しているのはこの部分でございます。

ただ経済産業省全体で見た時は、当課ではないものですから。例えば社会室の事業で、女性のためのネットワーク構築のための予算事業があるとは聞いております。その部分で予算の手当があると思うのですが、この資料にはその点が入っていないということだと思います。

○会場 例えばそこに複合したスキルアップ事業に対する助成金申請とか、補助事業支援というのはまた別のところになるという感じですか。

○経済産業省 そうですね、社会室が女性のネットワークの関係の事業を展開しておりますので、そちらでやっているんですが、もう1点付言させていただきますと、例えば9のところで「創業スクール事業」ということで、女性のためのコースみたいなものも設けさせていただいて、そういったことも展開させていただいているという状況でございます。

○名越座長 それ以外にいかがでしょうか。

○会場 農林水産業と連携するメニューを入れていただいて、ありがとうございます。

経済産業省さん、今、農林業の成長産業化とあちらの省では言っていますけれども、植物工場は知っているのですが、今露地の生産性を上げるとか、水田を畑作とか野菜作に変えて、大量生産化する、集約して企業的な経営を入れて、生産性を上げるというあちらの方針があって、結構動いているんですけど、そちらの柱と連携するというふうなお話が、自分の要望的なものもありますけれども、ないのかどうか。

農業経営塾が出ているのですが、これはいろいろ宣伝、競争戦略の中に上がっていて、きょうも新しいあちらの省のメニューとして上がっていました。農業経営塾を強化するというところに、こちらの省で創業関係のいろいろなノウハウとか、体制とかで連携するということはないでしょうか。

○経済産業省 当課で答えられる範囲でお答えさせていただきます。

そういう意味では、ご意見をいただいたような事業は、今担当者が横にいましたけれども、そういった案件が出てきていない状況ではございますけれども、中小企業と農林漁業者が連携したような案件であれば、その採択の可能性は、当然その審査した過程でございますけれども、あるのだろうと思っています。

他方で、今「生産性向上」というキーワードが出たと思います。私も非常に重要だと認識をしています。生産性向上の関係で申し上げますと、先ほどこのパワーポイントでもお持ちしましたけれども、時間の関係上お話ししませんでした。③のところにパワーポイントで書いて

あるのですが、「ふるさと名物応援事業」というところで、1. 右上でございます。補助上限500万のところに、(機械化・IT化の場合:1,000万円)というふうに書かせていただいているところでございます。

これは問題意識としましては、例えば最近では、小泉進次郎議員とかよくおっしゃるのですが、例えばドローンを使って農薬を散布して、農林漁業の生産性を上げますとか。先ほどのドローンのようなのは機械化でございます。IT化の例で言えば、例えば農林水産業のサクランボとかをビニールハウスで育てる際に、そのIoTの関係で、湿度とか気温とかそういったものを管理しながら、最適な温度、最適な湿度で管理する方法をIoTと一緒に育てる。農林漁業者と連携してやるとか、そういった事業も今後我々としては想定に入ってくるのかなと思っております。生産性向上に寄与するような農林漁業者との連携の部分の支援は、我々としても積極的にやっていきたいと思っております。

最後の、農林漁業の経営塾に関しましては、当課の所管部分ではないのですけれども、そういった部分も申請がありましたら、審査する際に、重要な部分でございますので、我々としてはしっかり審査していきたいと思っております。

○名越座長 はい、よろしいですかね。それ以外にいかがでしょうか。

○会場 創業スクールについてお伺いしたいと思います。今年度から仕組みが変わられたということです。昨年度からは、このポンチ絵でいけば民間団体等というところがパソナさんで、そこから全国の支援機関で、大体100万ぐらいの創業スクールですよ。そういったものの「委託」と言いますが、ほとんど間接経費のない委託だったと思っております。そういう形であったのが、今回は認定ということですので、補助とか委託はなしということの理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省 基本的には、その理解で問題ないと思っております。そうするとその部分の支援は今後どうなるんだというのが一番気になるところでございまして。その部分につきましては、細かい話でございますけれども、④の2. 創業支援事業者補助金、ここの部分に地域金融機関さんとか、商工会議所さんとか、例えば創業セミナーとか、創業塾とかやるようなものに対して、上限1,000万で補助させていただいたのですが、29年度からは、そういったニーズも踏まえまして、※にあるように、小規模な事業計画向けの100万円程度の補助上限という枠を設けさせていただきました。

なので、創業スクールでこれから展開したいという方はこちらに手を挙げていただいて、応募するなどしていただければと思います。

ただし、こちらの場合は、創業支援事業計画を作っていただく必要がございまして、こちらは1741の市区町村のうち約1290程度の市区町村が既に作っていただいているので、ほとんどご利用になることはできると思っております。そのようにご理解いただければと思っております。

○会場 もう一つは、今ソーシャルビジネス、コミュニティービジネス、非常に期待されていると思っておりますけれども、それに特化したものはないという理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省 当課のこの事業でいう意味では、地域コミュニティービジネスという観点に特化しているというものではないのですが、除外はしていないということになると思っております。

○名越座長 それ以外ございますか。

○会場 1番と2番について伺いたい。これはあくまで「まちなか集客力」ということで、売上や、いわゆる定量で計れることがアウトプットだとは思っています。その場合、うちの町で実際に古民家を改修しようとした場合に、町の持ち物ではないので行政では手が出せないという問題があったので、ちょっと個別に後でご相談させていただきたいというところがあるんです。

そういう意味では、2番の「まちなか商業活性化支援事業」は、これまでのものから中心市街地活性化基本計画とか、地域商店街活性化法の中で認定された団体だけを支援対象とするということです。以前は、任意の商店街準備会みたいなものも対象だったと思うんですが、そこが強化されたと理解すればよろしいのかということ。

あとは個店連携モデルが新しく追加されたんですよというところの認識でいいのかということの確認させてください。

6番、7番について、去年も200万円の創業補助金があったと思うんです。去年はだいぶ件数が少なかったと記憶しているんですが、今年目標件数などがあれば、お聞かせいただきたい。

地域の商店街、NPOの政策ではないのでここに入っていないと思うんですが、小規模事業者持続化補助金とか、ものづくり補助金について、平成29年度どういう形でおやりになるかという情報提供でもいただければと思います。

9番は、6番、7番に統廃合ということですのでけれども、創業スクール400カ所という目標でずっとされていたと思うので、ある程度それが達成されたということでの移行なのか。引き続き先ほどの話にあったように、「やっていいことなので、認めていきますよ」という形なのかということをお聞きしたい。

もう一つは、平成28年度から32年までの5年間の集中事業だったと思うんです。これに切りかわったことで、またここで認定を受けた方は、例えば創業支援事業者補助金とかは5年間継続的に出せるのか、というところもお伺いできればと思います。

○名越座長 だいぶいただきました。1、2、6、7、9ですか、時間の関係もあります。もしほかにご質問等があればと思いますが。

よろしいですか、それじゃあ今の点、お願いいたします。

○経済産業省 最初の1番と2番の商店街向けの支援については、商店街組織への支援となっているのですが、この商店街組織というのはさまざまございまして、法律に基づいて設置されている組織もあれば、任意団体というものもある。補助金の支援した先が、きちんと財産管理をできるように、代表者が誰かとか、補助金をきちんと施設整備とか、そういったものを管理できるきちんとした組織になっていれば、任意団体でも大丈夫となってございます。

中心市街地については、こちらは法律の認定を受けたまちづくり会社等が支援先となってございます。

もう一つご質問があったのが、2番目の、個店連携モデル、こちらが新規の事業かどうかというご質問がございました。こちらは29年度からの新しい事業でございます。ご質問のとおりでございます。

○経済産業省 今の中心市街地のところちょっとだけ補足させていただきます。認定を受けたというのは、中心市街地活性化計画にその事業が載っているという意味で認定を受けたということであって、法人格、民間事業者さん自体は、認定を受けるという必要はないです。

○**経済産業省** ご質問ありがとうございました。最初の質問は、平成28年度は採択件数が非常に少なかったのが、今年はどうなのかというご質問だったと理解します。

今年も同様に予算額、平成29年度11億の内数となっておりますので、同程度厳しい採択件数になるのかなと予測していただければと思っています。それが1点目でございます。

2点目が、創業スクールが400ぐらいを目指す中で、引き続き目指していくのかということに関しては、もちろん我々としては公認制度を使うことによって、これから創業スクールをしっかりとやっていく必要があると思っていますので、引き続き認定制度を活用しながら、そういった活動を支援していきたいと思っています。

3点目の、5年の集中実施期間の件でございます。これは平成26年から30年までが産業競争力強化法の、創業の集中実施期間となっております。それが今後どうなるのかというご質問ですけれども、まさに今課内含め、中小企業庁でこの集中実施期間について、どうするかというのを検討中でございます。平成30年3月31日までに、経済情勢などを考慮して、変更を行うとなっておりますので、これから検討を行いまして、今後そういった集中実施期間をどうしていくかを検討している最中でございますので、それを踏まえて決めていきたいと思っていますのでございます。

持続化と、モノ補助に関しては、今担当がいないので、私からご回答できないので、ご了承いただければと思っています。

○**名越座長** はい、ありがとうございました。

ちょっと私のほうから1番の事業について、データの正確性の観点から確認させてください。

1点目は、「新規」と表示されていますけれども、29年度の予算額は、バー表示になっています。ということは、28年度の補正予算を使うという意味でよろしいでしょうか。

つまり29年度独自の予算はないけれども、28年度の補正予算があるからそれを使うという意味でよろしいですか。そうするとこれは事務的ですけども、「継続」という区分になるかと思えます。

それと、今おっしゃっていただいた28年の補正予算が14億9,800万ありますけれども、これは全額29年度で使える額でしょうか。実績はゼロということになっていきますので。というのは、集計時に、使える金額を分けて集計をしたいと思っていますので。

○**経済産業省** これについては28年度に募集をいたしまして、29年度もまたいで事業を実施できるということになっています。

○**名越座長** そうすると、全額がそのまま29年度で使えるわけではないということですね。

○**経済産業省** 募集は、基本的には28年度の事業を実施していますので。

○**名越座長** まだ実行はしていないんですかね。

○**経済産業省** はい。

○**名越座長** じゃあ29年度と考えてよろしいかもしれませんね。ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間となりました。これで経済産業省さん終わらせていただきたいと思います。大変お疲れさました。ありがとうございました。(拍手)

国土交通省

○名越座長 それでは、最後のヒアリングになりますが、国土交通省さんに参りたいと思います。

なぜか急に人数が減って、その割に国土交通省さんがたくさん来ておられるのですが、YouTube できちっと全国に発信されますので、そういう意味でご勘弁をいただきたいと思います。

それでは、ご説明のほうは国土交通省総合政策局官民連携政策課の政策企画官からいただき、ご質問に関しましては個々のご担当者からということをお願いしたいと思います。

それじゃあ、よろしくお願いいたします。

○国土交通省 皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。まずお手元にお配りしております資料でございます。「平成 29 年度：NPO 関連予算総括表」、〔通常事業〕と〔復興（震災・原発事故）関連事業〕の 2 種類お配りしてございます。

まず通常事業の部分についてご説明をさせていただきます。

3 ページまでが、事業ごとの一覧表になってございます。右端の備考欄に 5 枚目以降の詳細説明資料の対応する資料ナンバーを記載させていただいております。

NPO への補助事業の関係 1 ページ目、2 ページ目の 15 件。NPO との連携事業が 3 ページ目の 16 番から 19 番の 4 件となっております。

20 番の、「多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業」につきましては、平成 26 年度から 28 年度までの事業ということでございまして、本年度終了となります。

また、15 番の、『小さな拠点』を核とした『ふるさと集落生活圏』形成推進事業』につきましては、29 年度の新規事業でございます。

その他は、継続事業ということになります。

国土交通省の事業につきましては、概略を申しますと、まちづくりですとか、都市再生、観光資源等を活かしました地域づくり。また、住宅政策等に係る計画づくりですとか、計画に基づく施設整備等を行う事業主体に対しまして、国が直接、あるいは地方公共団体を通じまして、間接的に補助による支援を行うものでございます。ここに挙げております事業につきましては、事業主体として NPO の皆様も支援の対象になるというものでございます。

分野別にご説明をさせていただきますと、都市関係が一覧表左側の通し番号 1 から 8 の 8 件、住宅関係が 9 から 13 の 5 件、観光関係が 14 番の 1 件、国土政策関係が 15 番の 1 件となっております。

また、3 ページの連携事業につきましては、河川関係が 16 から 18 の 3 件、港湾関係が 19 の 1 件となっております。

なお、No.17 でございますけれども、右から三つ目の窓口の記載の欄、これはちょっと切れてございます。大変申しわけございません。ここは 18 番と 16 番、その上下と同じ内容でございますので、恐縮ですが、修正をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

一覧表を横に見ていただきますと、施策・事業概要の右に、29 年度と 28 年度の予算額。これは基本的に内数表示になってございます。

※の 1、※の 3 と表記がございますけれども、社会資本総合整備事業の内数であることをま

とめて表記させていただいております。

その右側に補助形態、これは直接補助か間接補助か。それから補助率、事業実施主体の要件、公募スケジュール、申請方法、紹介先の窓口、28年度の実績件数等を記載させていただいております。

実績件数の欄、※の2でございます。これ欄外に注記がございますけれども、地方公共団体等が補助をする場合の団体の種別ですとか、発注先等の内容について、報告を義務づけていないということで集計が困難ということで表記をさせていただいております。

こうした一覧表の中から、NPOの支援の実績のあるもの、それから施設整備だけでなく、ソフト事業等を含みまして、支援の可能性が高いと思われるものを、かいつまんで幾つか中身のご説明をさせていただきたいと思っております。

No.1でございます。「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」につきましては、詳細説明資料のNo.1をお開きいただきたいと思っております。

地域の住民等が自らまちの賑わいですとか、利便性の向上などに向けた創意工夫を活かしたまちづくりが行えるように、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする方々に対しまして、ワークショップの開催等の普及啓発事業とか、まちづくり会社等が主体となって広場の整備ですとか、歩道の高質化といった都市の利便を増進するための協定等に基づく整備事業。あるいはそうした場所を活用いたしまして、イベント、オープンカフェ等の実施。また、空き店舗の活用等を通じたまちの賑わいや交流の場の創出等に資する社会実験ですとか、実証事業に対しまして支援を行うものでございます。

普及啓発事業につきましては定額の補助。社会実験・実証事業につきましては、実施主体別に、補助率を資料の中にお示しをしております。

1枚おめくりをいただきまして、No.3の「都市再生整備計画事業」でございます。

平成16年度に、まちづくり交付金として創設されました制度でございますけれども、平成22年度から社会資本総合交付金に統合されまして、都市再生整備計画事業として、交付金の基幹事業となっているものでございます。

左側に事業概要をお示ししております。都市再生特別措置法に基づきまして、市町村が作成いたします都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な道路とか公園、下水道等、幅広い施設の整備。

また、市町村の提案に基づく事業といたしまして、各種調査とか、社会実験等のソフト事業に、パッケージとして、概ね4割程度の補助率で交付金を交付するという制度でございます。

対象区域は、右側の欄に整理されております三つの要件がございます。

NPOの方々、事業主体として実施される事業、特にソフト事業等が中心になるとは思いますけれども、交付の対象としておりまして、活用の可能性があるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、No.5をご覧いただきたいと思っております。「都市防災総合推進事業」でございます。

災害時に、被害の大規模化が想定され、防災上特に対策が必要とされる地区におきまして、避難地・避難経路等の公共施設の整備ですとか、建築物の不燃化に係る取り組みを支援いたしまして、地区レベルの防災性の向上を図る事業でございます。

左の事業概要の欄に事業メニューがございますけれども、②にございますように、啓発活動、

あるいは協議会活動等、住民等のまちづくり活動に対する支援も対象とされているところがございます。

1枚おめくりをいただきまして、No.6「市民緑地等整備事業」とNo.7「都市公園事業」、これは公園関係の事業でございます。

NPOが緑地保全、緑化推進法人、あるいは歴史的風致維持向上法人となりまして、一定の要件を満たす市民緑地等の施設整備ですとか、都市公園内の施設整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を国が支援するという制度でございます。NPOの方々が、法律に位置づけられた法人として行う活動を支援させていただく事業でございます。

1枚おめくりをいただきまして、縦置き資料になります。ここからが住宅関係でございます。

「マンション管理適正化・再生推進事業」につきましては、マンション管理適正化ですとか、再生の推進に当たりまして、課題の解決に向けたマンション管理組合の活動を後押しする取り組みといたしまして、新たな維持管理の適正化ですとか、再生の促進、また老朽マンションの建てかえ等の専門家による相談体制の整備など、支援の対象としてございます。

事業主体は、マンション管理組合の活動を支援する法人等ということで、NPOも含まれるものでございます。

1事業主体当たり年間1,000万円までの定額補助、100%の補助。また、建てかえ等の場合は、括弧書きにございますように、2,000万円の補助ということになってございます。

28年度実績として3件の実績がございます。

3枚おめくりをいただきたいと思っております。No.12でございます。

「重層的住宅セーフティネット構築支援事業」につきましては、低所得者ですとか、高齢者世帯、あるいは子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する世帯が、民間の賃貸住宅に円滑に入居できるように、NPO等により構成される居住支援協議会の取り組みを支援するものでございます。

協議会につきましては、住宅等の情報の登録・更新ですとか、住宅相談を通じたマッチングの業務、要配慮者のニーズ把握等を行うということになってございます。業務に必要な費用を定額補助、100%補助を行うということでございます。

現在、全国で64の協議会が設立されてございまして、28年度の支援実績としては、NPOに14件支援の実績がございます。

左下の隅に「居住支援法人の概要」というのを書かせていただいております。これにつきましては、今国会に住宅セーフティネット法の改正案を提出させていただいております。その中で居住支援サービスを提供するNPOですとか、社会福祉法人等を地方公共団体が居住支援法人として指定するという制度が盛り込まれておるところでございます。

次に、No.13「スマートウェルネス住宅等推進事業」についてでございます。

本事業につきましては、子育て世帯ですとか、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができるスマートウェルネス住宅を実現するために、サービス付きの高齢者向け住宅の整備等に対する支援を実施するものでございます。

平成29年度は、新たに民間の賃貸住宅ですとか、空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの制度の創設に伴いまして、既存住宅等を改修いたしまして、住宅確保要配慮者専用の住

宅とする場合の、改修費用等に対しても支援を行うということにしております。

これらの事業を行われます NPO に対して、平成 28 年度は 4 件の支援実績があるところでございます。

続きまして No.14、「観光地域ブランド確立支援事業」、観光関係の施策でございます。

国際競争力の高い、魅力ある観光地づくりの促進を目的といたしまして、地域の取り組み段階に応じて、地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等が行われる、地域独自のブランドの確立を通じた滞在交流型の観光の推進に向けた取り組みを支援するものでございます。

観光圏整備法に基づきまして、認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームを形成する法人が事業実施主体として支援を受けることができます。この法人には NPO も含まれるものでございます。

資料の中に、平成 25 年度から 27 年度までの支援地域を示させていただいております。

続きまして No.15。『小さな拠点』を核とした『ふるさと集落生活圏』形成推進事業』についてでございます。この事業は、平成 29 年度の新規事業でございます。

人口減少・高齢化が進む中山間地域におきまして、基幹的な役割を果たす集落に、生活サービスや地域活動の拠点を集めまして、周辺の集落とネットワークで結ぶモデル的な小さな拠点の形成を促進することを目的といたしまして、旧役場庁舎を保育所ですとか、デイサービスセンター等として活用したりとか、廃校舎を公民館とか図書館として活用するといった、既存の公共施設の再編・集約に係る改修事業に対して支援を行うものでございます。

実施主体といたしまして、市町村のほか、NPO 等も対象となりまして、市町村が NPO を支援する場合に、国が支援を行うというものでございます。

2 月から 3 月にかけて公募を予定しております。

続きまして、連携事業についてご説明をさせていただきます。

1 枚おめくりをいただきまして、16 番、17 番、18 番は河川関係でございます。

まず『子どもの水辺』再発見プロジェクト』につきましては、文科省、環境省との連携プロジェクトとなっております。

河川におきます身近な水辺での環境学習、あるいは自然体験活動の推進を図ることを目的に、市民団体、教育関係者、河川管理者等が子どもの水辺協議会を設置いたしまして、活動場所を登録いただきます。

協議会の活動に対しまして、資機材等の貸し出しですとか、活動のコーディネート役等を、「子どもの水辺サポートセンター」が支援をさせていただくというものでございます。

必要に応じまして「水辺の楽校プロジェクト」によりまして、水辺の施設整備等も実施することができることになってございます。

平成 27 年度末で、全国で 302 ヲ所が登録されてございます。

次に No.17 の自然再生事業でございますけれども、これは国土交通省と地方公共団体が湿地や干潟の再生等を市民団体の方々、NPO 等と協働で行うものでございます。

1 枚おめくりをいただきまして、No.18、河川協力団体制度でございます。これは平成 25 年度から実施されているものでございます。自発的に河川の維持や河川環境の保全等に関する活動が行われる NPO 等を、河川法に基づきまして、河川管理協力団体として指定いたしまして、河川管理者に協力して、河川の維持・調査研究・普及啓発等の活動を行っていただくというも

のでございます。

また、河川管理者が必要と認める場合は、例えば外来の水草の除去など、河川管理施設の維持業務の受託ができる枠組みが設けられてございます。

平成 28 年度 9 月末現在で、全国で 230 の団体が指定を受けておられます。

最後に、No.19、「海辺の環境教育の推進（海辺の自然学校）」についてでございます。

港湾整備によりまして発生いたします浚渫土砂等を活用いたしまして、造成をいたしました干潟とか藻場等、港の良好な自然環境を活用いたしまして、地域の NPO、自治体、教育関係機関と連携いたしまして、海辺の自然学校を開催いたしまして、自然体験活動とか、環境教育の機会を提供させていただいているものでございます。

別の綴りといたしまして、復興関連事業についてでございますけれども、こちらは、先ほどご説明いたしました 28 年度で終了する事業一つがリストとして挙げられてございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

質問・意見

○名越座長 はい、ありがとうございました。

お聞きいただきましたように、国土交通省さんに関しては結果は、全ての事業が内数になっちゃったんです。つまり昨年度と同様、内数事業率が 100%でありますので、ここでの集計は残念ながら予算ゼロということになります。

先ほどもご説明しましたけれども、内数事業は幾重にも重複していますので、これ単純計算しましたら膨大な金額になって、実態と乖離してしまうので、やむを得ないと思います。

それでは、あらためましてご質問・ご意見等いただきたいと思います。

○会場 1 点だけ。ご説明にはなかったんですが、最後の 20 番のところ、「多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業」、「終了」という形になっております。

この事業で得られた知見を含めて、終了になった背景なんかも教えていただければと思います。

○国土交通省 担当部局が来ておりませんので、もしかしたら正確じゃないかもしれません。

復興事業については、創生期間ということで新たなフェーズに入っております。そういった意味で、いろいろ復興集中期間に実施されました事業については、28 年度、期限を切って実施・取り組みされていたものでございます。

この事業もその一環ということで、28 年度で終了という、もともと期間を設けての実施ということになっておるかと思えます。

○名越座長 はい、それ以外にいかがでしょうか。

○会場 7 番、8 番の都市公園のところについてです。杉戸はそういう意味ではこの条件に該当しないような田舎町ですけれども。地方においても景観維持って結構大事です。うちの町は 400 年前に宿場ができた町ですけれども。蔵とかそういうところ、持ち主は負担なんです。ただ、地域の人にしてみると資産・資源なので、維持管理してもらいたいのですが、本人たちはもう潰したい。実際にもう潰されている方がたくさんいらっしゃる。

日光街道で草加、千住ではまさにそれが起きていて、石碑だけしか建っていない。ここに

ったんですよ、というのしかないのです。そういう地方の景観維持におけるような施策が、これはNPO関連予算なので載っていないとは思いますが、もしおありの場合、ちょっと行政職員に紹介したいと思うので、情報共有をさせていただければと思います。

あとは、14番、15番のところ、引き続き今年もやっていらっしゃると思うんです。14番が観光ですね。この表ですと、1団体当たりどれぐらいの定額補助なのか、目安があればその目安の金額を教えてください。

15番、「小さな拠点」、とても大事だと思います。斜面に、こんなところになぜ住み続けなければいけないだろうとよそ者にしては思うような地域も多かったりするんです。しかし1億5,000万の内数と書いてあるんです。これじゃあ幾らもできないと思うのですが、何件ぐらいを考えていらっしゃるのか、そのお考えもお聞かせいただければと思います。

16番、17番、18番ですけれども、私たちの隣の町は、首都圏外郭放水路があります。江戸川河川事務所管理の、こちらのほうで通常見学会をやっていたり、年に1回地域の方を巻き込んで特別見学会をやらせていただいているんです。手弁当で地域の方々がやっているもので、建設弘済会から補助金をいただいてやっているんですが、例えばこういう河川協力団体の一部として活動している民間団体がいる。そういう意味で、そういう項に載っているような仕組みが使えるかどうかということもお聞かせいただければと思います。

○名越座長 それじゃあどなたか、よろしくお願ひいたします。

○国土交通省 最初お話しいただきました、まちなみの維持みたいなものに何か予算があるかということですが、私ども都市局でそういった事業、少なくとも私ども公園でそういった補助を持っているというわけではございません。申しわけございません。

○名越座長 ほかのご質問に関してはいかがでしょうか。

○国土交通省 ご質問にありました定額補助については、500万円ということでございます。ただ、1年目だけということでございます。2年目以降、引き続きという場合には、下の②の5分の2という方に移行することになります。

○国土交通省 まちなみの保全に関しまして、景観計画をつくられた地域などでは、まちなみ環境整備事業という事業で住宅の修景ですとか、景観重要建造物の修理などができるので、ご紹介をさせていただきます。

○名越座長 あとはいかがでしょうか。

○国土交通省 No.15の「小さな拠点」関係ですけれども、今年度から新規事業としてNPOの方々を対象にするということで組み込まれたのです。ちょっとその予定している件数等は、こちらで情報がありませんので、確認をさせていただきたいと思います。

河川関係、こちらもきょう担当部局が来ておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○名越座長 それは、後ほど個別にお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、それじゃあ最後になります、よろしくお願ひします。

○会場 9番のマンション関係のところです。

国土交通省がいろいろ標準化の規約とかつくって、それを参考にマンション管理をしているんです。私、個人的になりますけれども、築35年超えたマンションで、今大型修繕とか、建てかえはちょっと延期しているんです。

その時にマンション管理者、あるいは設計監理会社とか、そこに頼んでいわゆる管理組合の理事が結構年をとって、専門的にやる人が少なくなっているの、相当精密な設計とかすると、能力が足りない。今この No. 9 のところを拝見すると、適正化その他について専門家による相談を支援すると書いてあるのですが。

住民の中の NPO 組織がなくて、今は管理組合があったり、理事会があったりしているだけなので、これを外のマンション管理士を頼む場合でも助成が出るのか。あるいは設計監理会社に頼む場合でも国の助成が出るのか。埼玉県もマンション管理士を推奨して、そこに相談するように言っていますけれども。具体的に助成金が出るとかそういうのはなくて、相談すると、タダでやってくれるのかと思う人もいるので、その辺をちょっとご回答ください。

○国土交通省 まず前提としてお話をしておきたいのが、このマンション管理適正化・再生推進事業というのは、管理不全に陥っているマンション管理組合さんを、マンション管理士さん等の知見を持っている法人さんを通じて支援をするという、そういうスキームになってございます。

マンションは、区分所有法に基づく私有財産ですので。じゃあ無尽蔵に補助できるかというと、そういうわけではございません。あくまでも取り組みをしていただいて、その取り組みの成果を成功事例として水平展開する、そういうための事業となっております。こちらの国交省の政策に合致した取り組みに対して補助をさせていただいていると、そういうことになってございます。

○名越座長 はい、よろしいですかね。

○会場 うまくいっていないところとか、あるいは成功事例とか、両方あるんですか、そのモデルなどでは。

○国土交通省 そうですね。そういった取り組みをホームページ等で公開して、それを参考にさせていただいている。そういう事業になってございます。

○名越座長 それじゃあ時間が参っておりますので、これで国土交通省さん、説明を終わらせていただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

まとめ・閉会の挨拶

○名越座長 皆さん、大変お疲れさまでございました。

午前中から参加の方は、10時からこの6時まで、おおむね8時間の長丁場、さぞお疲れのことだと思います。

さて、今回のヒアリングも幾つかびっくりすることがございましたね。皆さんはどのように感じられましたでしょうか。とりあえず私、名越から気づきましたこと、大きく2点お話しさせていただきますと思います。

まず1点目は、平成29年度のNPO関連予算、通常事業についてです。

本日各省庁から出されました数字、これを単純加算しますと、29年度予算額は、658億2,100万。28年度の予算額が1,186億4,800万。なんと528億2,700万の減。減額率は、マイナス44.5という数字でした。びっくりするような数字でした。

ただこれは、先ほどちょっとお時間をいただいちゃいましたけれども、厚生労働省さん、ここで内数が四つ大きなものが省かれておりました。したがって、あらためて厚生労働省さん、数字をいただき直しますが、感覚的には去年とほぼ同額かなという感じはしております。

修正が出ましたら、実はそれ以外もたくさんありますが、修正版を民進党のホームページに3月末以降に載せておきたいと思います。そこで最終確認をいただければと思います。

ご承知と申しますが、国の一般会計の当初歳出予算が、97兆4,547億と、5年間連続で過去最大になったんですよね。それに比べまして、NPO関連予算、おそらくあまり増額しなかったということはまことに残念なのですが、それでも推定では、おそらく1,500から1,600億は、確保されているなと思っています。したがって今回それなりの金額があるということは事実かと思っています。

したがって、今回公表されたNPO関連予算につきましては、今後しっかりと情報を取っていただき、自分たちの団体にフィットするものは極力活用いただきたいと思っています。

さて、最後に予算以外のこととなりますけれども、2点申し上げておきたいと思っています。

1点目が、各制度の進捗へのウォッチということです。きょうご説明がありましたNPO法の改正や休眠預金の活用、我々NPO法人にとっては身近な、かつ関心の高い問題かと思っています。

NPO法の改正につきましては、特に貸借対照表の公告による資産総額の登記の廃止について、いつから定款変更するか。また、きょうはあまり話が出ませんでしたけれども、特定貸借対照表を公表せよということになっていますので、これをどのように公告するかというのが、今後の問題点になろうかと思っています。

これらは、内閣府の手引が3月上旬に公表されるという情報がありました。それを受けまして、各所轄庁で同じような手引書がつけられるかと思っています。したがって、今後我々としては、各所轄庁、この動きをウォッチして、その動きをきちっと捉えておく必要があるかと思っています。

休眠預金の活用に関しましては、詳細はこれから決まっていくということですので、近々には東京での説明会があります。これも含めまして内閣府のホームページなど見逃さないように、留意していきたいと思っています。

さて最後は、現状の NPO 法人の問題点に対する提起であります。

内閣府の調査によりますと、NPO 法人の悩みは、人材の確保と資金源の多様性でありまして、ここ 10 年、実は変わっていないんですよ。皆さんのところはいかがでしょう。

つまり端的に言えば、人材不足と資金不足でありまして、約 4 割の法人で常勤有給職員が 1 名以下という、非常に脆弱な体質・体制であります。これは NPO の構造的な問題点かと考えております。

労働政策研究研修機構が調査をしました。NPO の有給社員の年間給与の平均額、皆さん幾らだと思われませんか。約 260 万。一般企業の金額約 336 万円と比べますと、22%も少ない。もっともこの金額は、平成 26 年度の調べなんです。現在もあまり変わっていない数字かと思えます。NPO においても、人材、特に若者が増えていない原因の一つになっているかと思われませんか。

これから超人手不足の時代を迎えるということで、人材確保のために中小企業の賃上げ率のほうが高いといった新聞報道を皆さん見ておられるかと思えます。今後 NPO 法人が社会的課題を解決していくために、あまりに脆弱な体制です。

どのようにしたら職員に、一般企業並みの賃金を払うことができるか。そして若者を雇用できるか。一緒に知恵を出し合って考えていこうではないかと思えます。

以上であります。

予定の時間が参りました。これをもちまして、「平成 29 年度 NPO 関連予算ヒアリング」を終わらせていただきたいと思います。

本日は最後までご清聴いただきまして、大変、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

17 時 59 分閉会